

が減っている村々が多い。この中にあって増加傾向を辿っているのは、南川副村、本庄村、東与賀村などであり、一貫して減少しているのが北川副村、東川副村、嘉瀬村、小関村などである。

佐賀市は増加、佐賀郡は停滞ないし減少というのが昭和二年から昭和十五年にかけての人口趨勢である。以上のように、大正中期から人口、就業構造が変化しているが、これは新企業の設立による影響であり、佐賀地域の構造も転換しつつあったことがうかがえる。

全体としては、佐賀市郡ともに人口変動は余り激しくなかったが、これは大正中期中に諸企業の設立がありながらも、その規模が佐賀紡績を除いて大きくなく、就業構成を大幅に変化されるまでに至っていないことに由来していた。また昭和期においても日本経済の不振によって就業の機会が増えず、満州事変以後の軍事化の進行も人口の流出入に大きな影響を与えるまでにならなかったことを反映していた。

四 佐賀農業の発展

(一) 大正前期農業の苦闘

1 農業生産力の停滞

大正期にはいつてからの佐賀平坦地農業は、はなはだ停滞的であった。明治末期には多肥・優良品種の普及等若干の技術進歩があったし、米の反当収量も多少は上昇した。しかし、その後は他の地域がひきつづいて上昇の気運をみせていたのに対し、この地域は見るべき動きはなく停滞に転じた。すなわち表(1)によると、明治末年から大正十年前後にかけての伸びはにぶい。佐賀・神埼の両郡を佐賀平坦の代表とすれば、この両郡はこの間の伸び率は一〇四を示すにすぎない。これに対して東・西松浦郡が約一一〇、白石平坦の杵島郡では一二七である。基準年次にすでに二石四斗水準にあった佐賀郡と、まだ一石八斗水準しかないこれらとでは、おのずと伸び率は異なるであろうが、その差が認められつつあったことは明らかである。

すでに第三巻で述べたように、明治三十七年(一九〇四)に県は「農業改善七大項目(病害虫防除、苗代

改良、改良品種統一、施肥改善、種子塩水選、正条植、深耕」を明示し、農事改良に積極的のり出したが、この地域では実際にはこれら改良項目の普及はきわめて困難であった。

たとえば七大項目の一つに苗代改良があるが、そのねらいは薄播と短冊苗代の実行であった。ところが、この地域の当時の播種量については、「従来稲の種子は一坪に付一升乃至一升七〇八合位播付つつありしが、斯くては移植の際苗は繊弱せんじやくに陥り、風水害又は病害を蒙り易く到底十分なる収穫を挙げること能はず①」といった状態であった。このため明治四十四年以來薄播の奨励を行っており、とくに大正元年には一坪の播種量を七合以内、同二年には五合以内、同四年には三合以内とする県告諭を出している。それでも「多年の習慣は牢乎として容易に改むること能はず②」と、関係者をなげかせていたのであった。この慣習についてある古老は次のように語っている。

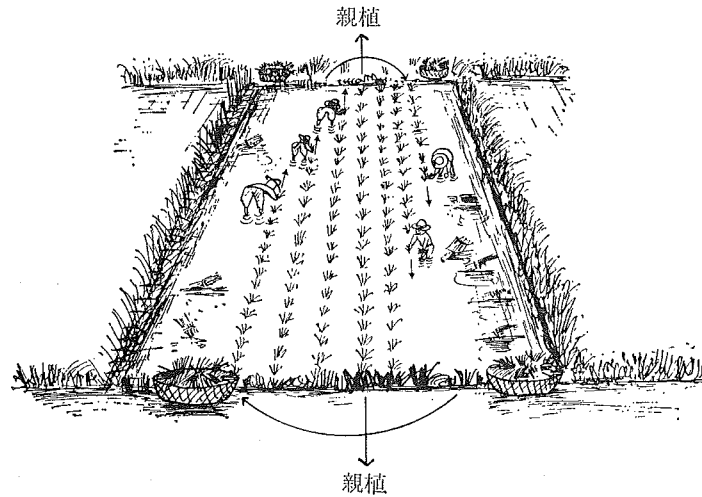
「苗代に播く種籾は非常な厚播きで、床面の見えなくなるまで播きました。坪二升以上の処が普通でした。厚播きして細い軟弱な苗を作ることが、また三化螟虫の害を避ける対策になって居たわけで、極端な厚播のために短冊苗代も共同苗代も充分その効果を發揮することができませんでした③」と。

七大項目では軟弱な苗ができるから薄播きにせよというのに対し、農民側では軟弱苗が螟虫の害を避ける

のに都合がよいという意見である。

あるいはまた稲の正条植でさえもなかなか農家の受入れるところとはならなかった。なぜなら当時広く行われていた「まわり植え」が手間がかからず、きわめて能率的とされたからである。この「まわり植え」の田植方法は一般に佐賀・小城・神埼で行われており、親植を縦軸として往復それぞれ一本植を行う特異なものである。古老によると、田植をするのに、まず真直ぐな畦に沿って田のほぼ中央に一行親植をする。基本軸である。親植をすることを「トイキル」という。「仕方ナカ。おとん トッキッてくいござい。」といわれた人は、もっとも経験豊富な田植の名人である。トイキリを頼まれた名譽な田植人は、まっすぐな畦に沿って中央ラインを選定する。手前の畦から向い方の畦に目標をおき、その延長線上はるか彼方に目じるしを決める。二里も三里も遠方を見定める気持が肝心という。それから「トイキル者は苗を成る可く手一杯持っ

まわり植えの図



表(1) 大正期佐賀県各郡米反収の伸び (単位 円)

郡	年		伸び率 (%)
	明治36~40年	大正7~11年	
佐賀	2,435	2,538	104.2
神埼	2,253	2,358	104.7
三養基	1,814	2,290	126.2
小城	2,198	2,283	103.9
小東松浦	1,695	1,897	111.9
西松浦	1,803	1,967	109.1
杵島	1,839	2,334	126.9
藤津	2,284	2,495	109.2
平均	2,062	2,292	111.2
全国	1,626	1,927	118.5

注 鎌形勲「佐賀農業の展開道程」による。

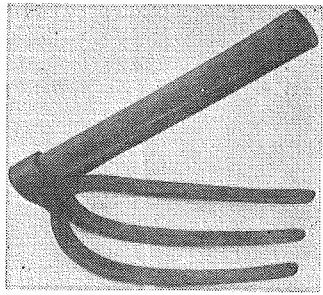
て、あるいは腰に苗を下げて途中（向い方側に届かないうちに）で苗がなくなつて苗取りの為に立たねばならぬことのないようにします。途中で立つと其の位置で植筋が曲り易いから其れを避けるのです。斯うして一足に三株づゝ挿し込んで行きます。植える時は足許は決して見えてはいけません。二里も三里も向うに決めた目標から、視線を外さないようにして植えなければなりません。手の中の苗がなくなった時は、そのままの姿勢で腰の苗を取って使います^④。

二期作といわれるように、田植を二回に分けて行うこの地域においては、何よりも田植作業の能率主義が先行していたのである。

ところでこの方法をなぜ「まわり植え」というか。基軸になる親植の両側を往き還りして一列ずつ植えていくので、あたかも親植の周囲をぐるぐる回っているように見えるからである。二人以上の複数の田植人でやる場合は、左に雁行してすすむ。左下りの大編隊がぐるぐると親植の両側を往還するのである。

二列植えはいかにも非能率の感がするが、ゆっくり歩く速度で田植ができ、しかも苗を取る以外に停止することがないから、能率は高いという。資料には「一日二反五畝位植える人が、一部落に大抵一人位は居りました。矢張り平均したらそれでも一反歩ずつ位は楽に植えたものです。」とある。しかし実際古老からの聞き取りでは二反五畝はとうてい無理で、朝から日暮れまで休みなくやったとしても、せいぜい一反五畝が精いっぱいという。そうだとしたらかなり早いスピードである。

従って縄や尺で計測し縦横を正確に合わせる正条植を、当時の人が面倒がって敬遠したのもうなずける。正条植の説得と指導に対して、「そがんせからしかことバ」と受け付けなかったというのである。



が ん づ め

まわり植えの段階での除草はまだ「蟹爪^{がんにづめ}」であり、除草機（太一車や回転除草機）は株の間が等しい正条植でなければ導入できない。この「がんにづめ」は、一番草、二番草までに使用した。除草というより中耕といったがふさわしい。右手に持って株間に打ち込み手前に反転させ左手で受ける。これで右の二株。次に「がんにづめ」を左手に持ちかえ左の二株の間を打ち起し右手で受ける。左右四株の間を打ち起しながら前進するのである。がんにづめは一般に幕末から使われているから、おそらく佐賀でもその歴史は古いであろう。しかし明治になつてからは、前述の細根を切断することがむしろ初期成育を阻害するとしてその使用が制限された。そして「がんにづめ」から回転除草機への転換ができずに、この点でもかなりの遅れをとるのである。つまり、田植作業の能率を重視して、その後につづく管理作業を犠牲にしていたのである。

また、明治農法の柱の一つである肥料について、明治以降の佐賀における変遷を概略すると次のようになる。「明治年間に於ては、自給肥料を主体として補足的に魚肥類が施用されつつあった。大正の初期より大豆粕の輸入旺盛となるや油粕類及魚肥類の如き有機質肥料が主体となり、無機質肥料として所謂2号肥料と称せらるる磷酸質肥料の施用も漸次盛んとなれり。昭和年間に入り化学肥料の生産増加と奨励とが相まって、無機質肥料が施肥の主体をなすに至る^⑥」のである。

こうした購入肥料の増加・肥料の増施は、当然深耕の必要をうながすことになった。深耕が浅ければ投入された肥料を十分な肥効を発揮することは

できない。ところが当時は佐賀だけでなく、わが国では一般にきわめて浅耕の習慣であった。M・フェスカが、「余は未だ嘗て十分深耕を行う地方に相違^(選)せることなし。常に目撃する所は其の深さ僅に三、四寸なり。」^⑦といったのは、当時のわが国での耕起が、一般にきわめて浅耕であったことを指している。こうした浅耕の状態のもとで金肥を増施することは、かえって倒伏をまねき生産力の向上に結びつかなかった。深耕が必要であった。そのため深耕可能な犁^{すき}の開発が急務となった。

そこで注目されたのが福岡県粕屋郡一帯で古くから使われた「抱持立犁」であった。この犁はわが国の犁としては例外的な無床犁で、抱え持つ姿勢いかんによっては、かなりの深耕が可能であった。しかし操作に熟練を要する欠点があったので、明治三十年代に各地で改良短床犁が開発され、全国的に普及した。明治農法の多肥性はこの改良短床犁によって実現されたのである。

しかし佐賀平坦地帯ではいぜん本史第三卷(三の四の3、二七九ページ)で詳述したように、三組の長床犁による複雑な馬耕がつづけられていた。それは、クリークに囲まれているこの地域の水田耕作では漏水の防止が何よりも重要であり、そのために複雑入念な馬耕によって水田土壌の碎土、攪拌と同時に耕盤を形成する必要があったからである。従って、明治農法の根幹となった改良短床犁がこの地域に導入されるためには、クリークからの揚水の苦勞を解消することが前提であった。もっとも購入肥料の多投といった明治農法の要請に対しては、この地域の土壌が微細な重粘土であったために、肥料許容量がある程度高かったため、とくに深耕をしなくとも一定の増施を消化することができていたのである。

しかしその肥料を消化して多収をあげる優良品種の普及の努力に対して、いかにそれが困難であったかに

ついてもふれなければならない。元来佐賀平坦部は、早植え、晩植えの二期作(二回田植)を行ってきたため、品種も早・中・晩稲種にわかれ雑多であった。明治四十四年(一九一一年)の調査によると県下の水稻品種は実に二六六品種におよび、佐賀郡では早稲二一品種、中稲一〇品種、晩稲三〇品種、計六一品種に及んでいた。もちろん人気のある優良品種が支配的に作付される傾向はあるが、それ以外の品種数もきわめて多い。例えば早稲では白紅屋と赤紅屋で早稲作付面積の九〇パーセントを占めているが、残り一〇パーセントは一九品種が雑多に植えられていた。中稲では雄町一品種で中稲作付面積の三二パーセントを占めるが、残りの六八パーセントの作付は九品種におよんでいる。晩稲では神力が晩稲作付面積の二三パーセントを占めるが、一〇〇町以上の作付率をもつ品種は七品種を数え、残り九パーセントの面積に二二の品種が作付されていた。

このことからみても、優良品種の普及が傾向として進展しつつあるが、一方では在来の雑多な品種が依然残っていたのである。

しかし農事改善七大項目に定められた、優良品種への統一と普及が実行されていけば、当然品種数は減り、単独品種の占有率が高まっていかなくてはならない。佐賀郡における現実はどうであったか。表(2)によるとるほど大正三年(一九一四)には二九品種と約半減したが、大正十一年には再び増加し、優良品種の普及、拡大は実効をあげたとはいえない。しかし県の七大項目に定められた優良品種の普及については「県郡町村及各級農会等ニ於テ明治四拾二年以来奨励ヲ加ヘツツアリ殊ニ大正三年ヨリ本県立農事試験場ニ於テ品種改良ノ研究ニ着手シ大正五年ヨリ原種圃ヲ経営シ原種ヲ増殖シ一般農家ニ配布シ^⑧」といった努力が行われ

付体系であり、激烈な螟虫被害があげられるであろう。螟虫被害に平坦地の稲作がいかに悩まされたかはすでに述べたが、品種の選択についても螟虫害に強いかが重要なポイントになった。いかに多収性の品種でも螟虫に弱い品種は敬遠され、多少収量は劣っても螟虫に強ければ、人々はとびついたといわれる。こうしたことが優良品種の普及・統一を困難にしていたのである。

以上のように、大正期に入ると農事改善七大項目に沿って、いわゆる明治農法確立の基本路線が敷かれ、かなりの施策上の努力が行われた。しかしクリークに囲まれた佐賀平坦地帯では、踏車揚水と旧式馬耕から脱却することができず、肥料施用量はある程度進んだが、優良品種や苗代改良の普及は停滞していた。そして田植は粗雑で能率だけを念頭に入

たのである。にもかかわらず優良品種の普及・統一はかなり困難であったし、むしろ品種の数そのものでいえば、県全体としては増加し大正十三年の調査では県下で三四九品種を数え「サキニ大正三年度ノ調査ニ依ル參百種ニ比スレハ却ツテ四拾九種ヲ増加シ品種ノ雜駁ヲ来シタルハ頗ル遺憾ナリ」と関係者をなげかせるほどであった。

この優良品種の奨励普及事業が完全に軌道にのるのは昭和初年でかなりあとのことになるが、そのようにおくれた理由はやはり早・晩二期の作

表(3) 大正初年五石懸賞会入賞者実績

年	氏名	住所	米量		品 種	供試面積	米重	
			玄反	当収量			玄反	当重量
大正二年	永瀨清次郎	高木瀬村	5石594		西の宮	1反2		216
	山口 秀一	北川副村	5石549		西の宮	1反2		210
	立物青年会	三日月村	5石424		西の宮	1反1		207
	大串竹三郎	六角村	5石359		神力	1反		209
	古賀 房吉	久保田村	5石110		西の宮	1反3		192
	宮地 次郎	高木瀬村	5石046		白紅屋	1反2		191
大正三年	高園 岩吉	東与賀村	6石060		西の宮	1反4		230
	中副青年会	久保田村	5石527		西の宮	1反4		207
	山田伊三郎	中川副村	5石385		西の宮	1反		204
	永瀨清次郎	高木瀬村	5石318		西の宮	1反		204
	田中 源地	本庄村	5石309		西の宮	1反9		199
大正四年	村岡徳一郎	東与賀村	6石687		西の宮	1反		254
	中津青年会	中川副村	6石252		西の宮	1反		235
	山田伊三郎	中川副村	5石522		西の宮	1反2		209
	山口喜代八	東川副村	5石145		愛国神力	1反2		198
	本村 梅吉	中川副村	5石084		西の宮	1反3		193
	平川 文吉	東川副村	5石040		愛国神力	1反2		193

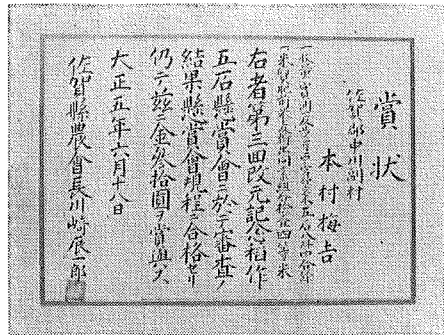
表(2) 佐賀郡水稻早・中・晩及び上位普及品種名

年	品 種	明治44年			大正3年			大正11年		
		品 種	面積(町)	比率	品 種	面積(町)	比率	品 種	面積(町)	比率
早 中 晩 計	早 稻	21	5,523	53.1	11	4,924	47.7	14	3,920	40.2
	中 稻	10	374	3.6	4	116	1.1	12	665	6.8
	晩 稻	30	4,512	43.3	14	4,978	48.2	18	5,174	53.0
	計	61	10,409	100.0	29	10,018	100.0	44	9,759	100.0
早 稻	白紅屋	3,247	58.8	白紅屋	3,098	62.9	膝八	1,076	27.4	
	赤紅屋	1,782	32.3	穂増	1,187	24.1	白紅屋	1,042	26.6	
	オマセ	107	1.9	赤紅屋	256	5.2	小常陸	856	21.8	
	他	387	7.0	他	383	7.8	他	946	24.2	
	計	5,523	100.0	4,924	100.0	3,920	100.0			
中 稻	雄 町	121	32.4				中生神力	510	76.7	
	一 計	253	67.6		-116			155	23.3	
晩 稻	神 力	1,062	23.5	西の宮	1,623	32.6	愛国神力	1,170	22.6	
	目 利	560	12.4	神 力	1,574	31.6	赤神力	1,913	37.0	
	曲 王	464	10.3	神 力	1,056	21.2	西の宮	902	17.4	
	卵平治	751	16.6	曲 玉	164	3.3	龜治神力	434	8.4	
	赤西田	485	10.7	撰 穂	161	3.3	左来神力	517	10.0	
	道海	289	6.4	宇 平	121	2.4	他	238	4.6	
	白道海	249	5.5	他	279	5.6				
	他	243	5.4							
	計	4,512	100.0	4,978	100.0	5,174	100.0			

注 大正4年『佐賀県主要稲品種特性調査』佐賀農試。
大正11年『稲品種分布調査』佐賀県内務部。
明治44年分は上記大正4年資料所収。



高木瀬村(町)宮地次郎の五石懸賞受賞記念写真(大正2年)



五石懸賞会の賞状(中川副村、本村梅吉)

研究をされた江口正芳は、五石懸賞会について「世にいろいろのことが流布されており、今日も言下にはあれはインチキだとして居るので一考するに値すると



永測の五石懸賞田(品種は白紅屋)と円内は永測清次郎

れていたため、除草などの管理は古い方法から脱け出すことができないでいた。

佐賀平坦地帯の大正初期における米反収の他郡に比しての相対的停滞は、以上詳述したような事情によるのである。もちろん明治初年以來の螟虫被害も大きな影響をもたらしてはいるが、基本的には右のような米作個別技術がアンバランスであり、農法として未確立であったためである。そしてその根本原因がクリークからの揚水がきわめて困難であったことは明白であった。

その間にあって、当時のトピックスとして無視できないのが、大正初年に改元記念事業として行われた「五石懸賞会」である。五石懸賞田とは農会が主催して反当五石以上の増収者を表彰する方法で、大正二年から三年間実施された。この「五石懸賞会」については、今日でも依然疑問視する見方がある。その

成果をどこまで評価できるか、議論のわかれるところである。しかし当時の資料によってその実績をしめすと表(3)のようになる。当時の新聞が評したように「在来の稲作法の収獲に比すれば反当五俵の差隔あり、実に農界の新福音にして瞠目す可き新發明なり」ということになるが、この事業は大正四年(一九一五)で打

切られており平坦稲作に直接変革をもたらしたとはいえない。ただ多収穫技術の特色として、坪当り八〇株から一三〇株に及ぶ密植、しかも一本植。深耕・客土・羊齒による排水、多量の有機物の投入と周到な管理があげられており、その後の栽培技術に何んらかの影響を与えた点が皆無とはいえない。しかし五石から六石と目標がせり上って競争心理がエスカレートし、若干の作為が行われたことも事実のようである。そして訴訟事件などもあったらしい。戦後この

私は考へている」と述べている。いずれにしても、ここで重要なことは五石とか六石とかの問題ではなく、米作の停滞を突破する手段の一つとして、このような試みがなされたという事実である。

2 機械灌漑の経過

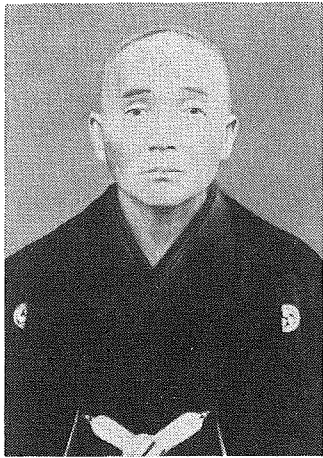
以上述べたように大正初年における佐賀平坦地帯の米作停滞の根本原因は、クリークからの踏車揚水のための労働の過重にあった。これに対して漏水防止のための複雑入念な馬耕や、田植を二回に分けて行う二期作体系や、そのために年雇を一人―三人とかかえておく年雇経営がなされていた。本史第三巻ではこれらの特徴をとらえてクリーク農法と規定したが、大正期に入ると前項で具体的に指摘したように、もはやこの農法では他の地域に対して相対的におくれをとることは明らかになりつつあった。しかも農村の労働力が次第に都市へ流れる傾向が強くなり、年雇労賃も高騰する気配をみせていた。大正十年（一九二一）頃まではまだ決定的な影響を及ぼしていないが、いずれにせよ、クリーク農法の担当者である年雇経営層にとって赤字号であった^⑩。だから、踏車揚水方式の合理化は、彼らにとって焦眉の急であった。

しかし、当時の指導者の目的は、佐賀平坦地帯の米作の相対的停滞の根本原因は螟虫の被害であると映った。螟虫の被害を軽くするために、苗を厚播きにするし、多収よりも耐虫性を^{めど}目途に品種を選ぶことなどが、農事改良七大要項を成功させない原因であると考えられたのである。もちろん螟虫の食害による減収は米作停滞そのものである。従って指導者は揚水問題よりも螟虫問題にまず取り組んだ。

この螟虫―とくに三化螟虫駆除対策が佐賀県近代農業のメインテーマであることは、本史第三巻（とくに

七二二ページ以下）に詳述したから、明治期の事項についてはここでは触れない。大正期に入ると、早くも同元年（一九一三）に当時の佐賀県農会長（佐賀郡西川副村出身・現在川副町）今泉良子は次のような「一期作」に関する意見書を発表した。

すなわち、「現在相行ひたる稲株切断及び螟卵採取其他稲株掘取焼却稲藁処分等種々あるも之れ多数の農業者の個人的事業なれば何分にも根底より撲滅する様周到に励行するを得ず」として従来のこそくな螟虫対策を批判し、早・晩二期作の古い慣行農法こそが螟虫被害の元凶であることを資料で示した。そして「此の二期作（早・晩二期作のこと）は、三化性螟虫の蕃殖を相助くる不良の方法なれば之を改めざる限り此平坦部農業者の辛勞困苦は末世相免れず」と二期作を排し一日も早く一期作に統一すべきことを訴えている。ただこの場合彼の転換方法は、各自が早・中田の二割ないし一割を毎年晩田にくみ入れ、五年から十年かけて晩稲一期作に統一すべきとした。



今泉と共に晩稲一期作の試作に取り組んだ白浜与作

この意見書は多くの注目を集めたといわれる。そして翌年の大正二年（一九一三）には、一期作の実験さえもころみられた。それは今泉がかつて村長を務めた西川副村と、親友であり篤農家の白浜与作のいる久保田村であった。しかしこの注目を集めた一期作の試みは無惨な失敗に終わった。三化螟虫の被害はほとんど減少しなかったし、何より揚水問題で大きな困難にぶつかったからである。つまり実



巨勢町権現堂の電力機械揚水機跡

験田の周囲はほとんど二期作田ばかりであり、部分的に一期作をやっても螟虫の発生を喰い止めることはできないし、揚水は依然足踏水車であったから二期分の田植を一度にやることは極端な労力ピークとなり、どの農家も揚水に追い回された。そのほか一期作に対応した品種や一連の技術が準備されていないことも失敗の原因であった。

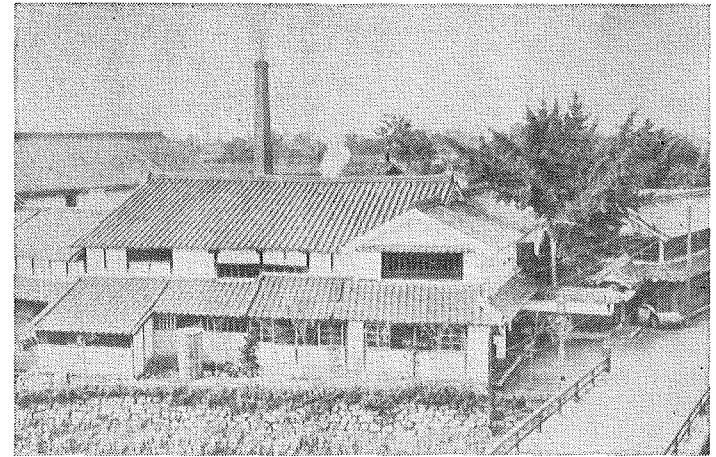
関係者はいたく失望し、実際にこの失敗で
 関係者はいたく失望し、実際にこの失敗で
 には局地的に狭い範囲で行ったのではだめで、思い切って広い地域、例えば佐賀平垣全域といった規模で一
 斉に行う必要があること。また揚水方法を踏車から機械にかえ揚水手段を解決しない以上一期作の実施は困
 難であることである。問題はこの二つにしばられた。関係者は無惨な失敗の結果から、以上の二つの命題を
 学びとり、再び懸命な技術開発に取り組んだ。しかし当時はまだ実用的な小型揚水機械は開発されておらず
 この課題は難行した。せめて三段がけや二段がけを解消できないものか。筑後川の淡水をクリークに落し、
 水位を上げる案なども提案された。しかしなんとしても揚水手段の機械化が必要であった。足踏水車を一掃
 できる機械灌漑の開発によって、一挙に二期作を一期作にもっていく計画とその技術開発が進められた。

まずは機械灌漑であったが、その最初のころのみは、揚水にもっとも難渋していた佐賀郡巨勢村（現巨勢
 町）の権現堂で大正九年（一九二〇）に行われた。五馬力のディーゼルエンジンを据え、約五〇ヘクタール
 の水田に対して機械灌漑が試みられた。ところが不幸にもこの折角の発動機はきわめて不調で順調に作動し
 なかった。それにやや馬力不足で灌水が充分でなかったし、潰れ地が一ヘクタールもでるなど一部に不満が
 でてこの試みは一年きりで中止となった。しかし一応機械灌漑の先鞭をつけたわけで、この権現堂の試みは
 特筆されてよい。その後技術陣は、大型動力による定置式では水路による潰れ地がでて、経費の面でも困難
 なことがわかり、小型の発動機による機械灌漑の開発に焦点がかわされた。そのなかでもとくに船に積んで
 行う船型揚水機の開発なども行われた。その機械の開発を担当した真崎鉄工場は、ほぼ百台にのぼる小船揚



巨勢町権現堂の機械灌漑記念碑

水機を製作して実験に供したといわれる。
 しかし佐賀の堀は所要所要を樋門や井樋で
 遮断しており船の自由な運行はできない。
 それに機械に不慣れた農民が、船の上で発
 動機を操作するのは困難なことがわかり、
 この実用化もまた止みとなった。
 苦しい試行錯誤があった。そして翌十年
 （一九二二）真崎鉄工場が試作を重ねた結
 果、二馬力の電力モーターによる揚水機が



大正期の真崎鉄工場全景

開発されこれを拓殖勸業博覧会に出品してその成果を世に問うた。長い苦しい研究・開発であった。これで佐賀平野の揚水灌漑をモーターによる機械灌漑に転換する条件ができた。もちろん電力をどう導入するか。その費用の分担等々幾多の難問題が山積していたが、モーターと揚水機は真崎鉄工場、事業の担当は大井手普通水利組合と分担を決め、懸案の機械灌漑の一大事業にかかるのである。

このような試行錯誤の末やっとクリーク農法を抜本的に克服する糸口が見えてきた。あとは計画をねり上げて完璧を期すことと、農民の全面協力を得るためにいかに理解をえるかであった。佐賀平坦の事業主体である大井手普通水利組合は、管内平坦部約四五〇〇ヘクタールにわたる電力機械灌漑の壮大な計画を発表した。この計画案が発表されると、農民の間にはにわかに賛否両論がまきおこったといわれる。

この機械灌漑の目的とするところを計画案は次のようにい

はしる。

一、夏期稲作灌漑用ニ供スル足踏水車ヲ廃シ電動ポンプヲ以テ之ニ代ヘ灌漑ニ要スル労力ノ節約ヲ図ルコト

二、従来夏期稲作ノ労力一時ニ集中スルヲ避クル為稲ヲ早中晩ノ三季ニ栽植シ労力ノ緩和ヲ図ルノ結果收穫少ク害虫ノ被害甚シク加之品種不統一ノ為市価低廉ナリシヲ機械灌漑ノ実施ニ依リ收穫最モ多キ晩田ノ一季作ニ改メ増収ト同時ニ三化螟虫ヲ全滅シ品質ヲ改良シ市価ヲ向上スルコト

三、労力節約ノ剰余力ヲ利用シ稲作ノ改善副業ノ発達ニ務メ収益ヲ増加シ農家ノ経済ヲ豊ナラシムルト共ニ国家富強ヲ図ルコト

以上三点であった。

その外ここでは触れていないが雇用労働力の不足と、とくに年雇労働の高騰があげられよう。佐賀平坦地農業が停滞している大正初期は、しかし日本経済にとっては第一次世界大戦の勃発によって未曾有の好景気にわいた時期でもあった。

農業県である佐賀でも「石炭はもとより各種の鉄工業・紡績・製糸工場の設立や拡張が行なわれた」¹⁴のであった。おびただしい農業人口の流出がおこった。大正七年（一九一八）のこの状況について、例えば佐賀郡では「近時工業盛ナルニ従ヒ男女共種々ナル方面ノ職工ニ向フ者多ク此等工場ニ於テハ相当賃金ヲ支払フモノナレバ農家ニ於テハ自然賃金ヲ高価ニ支払ハザルヘカラサル状態トナリ……各村共前記ノ如キ状態ニテ男女共年傭及日傭共傭入ルルニ甚ダ困難ヲ感ジツツアリ」といった状態であった。つまり工業賃金が高騰して農業雇用賃に反映し、しかも農業雇用賃の不足が深刻化しているのである。

実際農業雇用賃の高騰は表(4)にも示したように、年雇賃が明治四十二年を一〇〇とすると大正七年には一八七。日雇賃においては二五〇の高騰を示している。郡によって若干の差はあるが、いずれもほぼこ

表(4) 明治・大正期雇用労賃の推移

(単位 円)

郡	年	明治	43年	44年	大正	2年	3年	4年	5年	6年	7年	大正7年
		42年			元年							明治42年
佐賀郡	年	75	80	85	90	100	100	110	120	130	140	187
	日	40	40	50	60	60	65	70	75	80	100	250
神埼郡	年	70	70	80	50	90	90	100	110	120	160	229
	日	40	40	45	45	50	50	55	60	70	100	250
三養基郡	年	57	57	65	70	90	90	60	60	75	95	167
	日	50	45	40	40	50	40	35	45	55	70	140
小城郡	年	60	70	70	80	85	90	95	100	110	120	200
	日	45	45	50	50	55	60	65	70	80	100	222

注 山田龍雄『九州農業史研究』(1977・農文協) 302ページより引用。

れに相前後する騰貴をしめしている。この時期の農業人口の減少についてはすでに多くの研究があるが、大正期にはいって農業者数は急速に減少している。もちろん農家戸数も減少しているが、農業人口の減少が急激である。こうした減少は、さきの報告にあったように「工業盛ナルニ従ヒ」おこったのであるが、佐賀の場合県内工業はもとより戦争景気によって急激な膨脹を示した北九州と長崎・佐世保の強い労働力吸引を特記しなければならぬであろう。

しかし『佐賀県農業史』の研究によれば、こうした労働力の減少と雇用労賃の高騰が、年雇経営を内部からおびやかすのは、大正十一年(一九二二)以降である。つまり大正十年までは労賃が上昇しているものの米価もこれとパラレルに上昇しており、その限りで年雇経営が「危殆にひんしたとはいえない。」としていられる。危機がくるのは米価が下落に転じた大正十一年以降のことになる。つまり年雇経営の打撃はここに至って致命的なものになるのである。

以上の経過からも明らかのように、労賃一つをとって考えて

も、踏車による揚水灌漑とそれに規制された旧来の慣行的クリーク農法を、ここで克服する方が必要であった。大井手普通水利組合による佐賀平坦地帯の電力灌漑事業は、およそ以上をめぐる平坦地農業の事情を背景に断行されることになったのである。しかしこの事業は、機械技術的にも未曾有の試みである上に、資金調達も独自で解決しなければならぬという危険をとまない、しかもクリーク農法の基底をゆるがすものであったから、事業実施に至る経過はかなり困難なものであった。

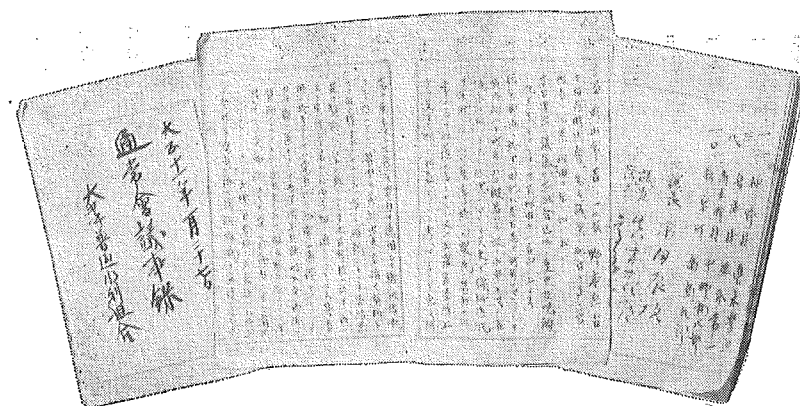
この事業の当事者であった大井手普通水利組合の管理者・佐賀郡長・早田辰次は事業の顛末を次のように述べている。

本職サキニ命ヲ本郡ニ奉スルヤ直チニ之(踏車揚水の多勞、苦汗、多費を指す)ニ着眼シ機械力ヲ利用シテ勞力ノ不足ヲ補ヒ收穫ノ増加ヲ計ルト同時ニ一期作ヲ勵行シ品質ノ統一米質ノ改良ヲ促シ尙余力ヲ利用シテ副業ヲ興シ農村ノ繁榮ヲ聊カ固家ノ為實献セント思ヒ或時ハ老農ノ意見ヲ質シ或ハ斯道専門家ノ門ヲ敲キ潜心之カ研究ニ努メ漸ク自信ヲ得タルヲ以テ去ル大正九年十二月水利組合會議ノ際主務科長ヲシテ腹案ノ大体ヲ發表セシメタルモ、其ノ事業ノ新奇ナルト計画ノ龐大ナルトハ未タ斯カル經驗ナキ者ヲシテ容易ニ共鳴セシムルコト困難ナルヲ以テ農民ノ腦底ニ機械灌漑ノ概念ヲ注入スルノ必要アルヲ感ジ先ツ水利組合議員ヲ福岡県及本県三養基郡へ派遣シテ該事業ノ実施ヲ視察セシメ翌年九月県ノ技術員ヲ招聘シテ各村ニ巡回講演会ヲ開催シ機械灌漑ノ必要ヲ説キ之ヲ奨励シ時ニハ係員ヲ派シテ実行ヲ勧誘シ又宣傳書ヲ配布シテ大ニ其氣運ノ促進ニ努ムル所アリキ。超ヘテ大正十年五月巨勢村権現堂ニ於テハ県当局ノ指導ニ依リ耕地整理法ニ依リ吸入瓦斯発動機ニ依ル機械灌漑面積約五十町ヲ完成シ其ノ成績良好ナルヲ以テ農民ノ意向大ニ動キ各村競フテ之ヲ視察シ東川副及北川副ノ両村ハ率先之カ実行ヲ決議シ耕地整理法ニ依リ工事ノ設計ニ着手シ続イテ巨勢・兵庫ノ両村ハ日本電機鉄工株式会社ニ依頼シ電気動力ヲ利用シテ之ガ実施ヲ企テ尙他ノ平坦部各村ニ於テモ其ノ実行ヲ企ツルモノ釐出スルニ至レリ。是ヨリ先キ主務科

されたのであった。前記早田の「顛末」によると、実施反別は四、二二四町六反六畝。据付電動ポンプの数が四六五台。配電線の延長四十六里四十間であった。そしてこれに要した費用は設備費が六十六万六千五百一十一円（反当十五円七十八錢）、水路工事費二十一万三千四円（反当四円九十七錢）であった。あわせて八十七万六千四百五十五円（反当二十円七十五錢）の事業費となるこれらの事業費は早田によると全て「政府及勸業銀行の低利資金」によ

表(6) 大井手普通水利組合の資金繰状況

大正11年 5月12日	参拾万円起債稟請書提出
7月26日	参拾万円起債ノ件内務・大蔵両大臣ノ認可ヲ受ク
7月31日	佐賀市内組合六銀行ヨリ拾万円肥前銀行ヨリ拾六万円ノ一時借入ヲナス
11月15日	日本勸業銀行佐賀支店ヨリ低利資金拾万円借受ケ佐賀市組合六銀行へ返済スル
12月 5日	勸銀ヨリ一時金五万円借入レ肥前銀行へ五万円返済
12月 6日	勸銀ヨリ一時金二万円
12月 8日	参万円
12月16日	二万円
大正12年 1月31日	勸業銀行ヨリ低利資金拾二万円ヲ借入レ同行ノ一時金ノ返済ニ充ツ
2月 6日	地方貸付資金供給増額申請書内務・大蔵両大臣ニ提出
3月 7日	勸業銀行ヨリ二万参千円ノ低利資金ヲ借り受ケ一万参千円ヲ同行ニ返済
3月17日	政府ヨリ二万七千円ノ地方資金ノ貸付ヲ受ケ勸業銀行ニ一時金ノ返済ニ充ツ
3月24日	大正12年度ノ機械灌漑費用四拾二万円ノ起債ノ件両大臣ニ申請
5月 7日	前項両大臣ノ許可ウク
5月19日	福德生命保険株式会社ヨリ五万円一時借用
5月24日	大正11年度地方貸付資金五万四千円ヲ受ケ同日勸銀ヨリ借入レノ低利資金ノ返済ニ充ツ
5月24日	勸業銀行ヨリ低利資金拾七万円借入レ
6月15日	勸業銀行ヨリ一時金拾万円ヲ借入レ
6月29日	勸業銀行ヨリ一時金六万円ヲ借入レ
7月21日	勸業銀行ヨリ一時金五万円ヲ借入レ福德生命保険株式会社ニ五万円ヲ返済
8月31日	勸業銀行ヨリ一時金一万円ヲ借入レ



機械灌漑事業に関する大井手普通水利組合の議事録

長ヲ大阪・兵庫・滋賀ノ各府県ニ派遣シ該事業ヲ視察セシメ其ノ計画及経済關係ヲ調査セシメ又一面電気動力ト瓦斯發動機トノ可否利害、得失ヲ研究ノ結果電力ノ最モ経済上便利ナルヲ確メタルモ其ノ当時他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルノ困難ナルヲ以テ苦心中管下巨勢村ノ日本電気鉄工株式会社ハ自発的ニ自家発電ノ計画ヲ立テ巨勢・兵庫ノ両村ト契約セントシモ九州電燈鉄道株式會社ノ供給区域内ナルヲ以テ許可ナキヲ確メ之ヲ中止シ尙各村個々ニ計画スルヨリモ共同施設スル方経済上多大ノ便利ナルヲ以テ数回協議ヲ重ネ足踏水車灌漑区域全部ヲ包擁スル大井手普通水利組合ノ事業トシテ一齊ニ施行スル事ニ決定シタリ。時恰モ九州電燈鉄道株式會社ニ於テハ季節事業ニ係ラス喜ンデ電力供給ニ応スル意思アリ。已ニ北川副及東川副ノ両村ハ同會社ト契約締結セシニ依リ本組合ニ於テモ日本電機鉄工株式會社ノ發電許可ノ見込ナキヲ以テ九州電燈鉄道株式會社ヨリ電力ノ供給ヲ受クルノ方針ヲ以テ協議ヲ進メ一同會社ト契約ヲ締結シ電動ポンプ及配電線其ノ他ノ建設ハ日本電気（鉄工）株式會社ノ製品比較的良好ニシテ且修繕ノ便利ナルヲ以テ同會社（鐵工）ヲ命シ大正十一年五月二日自家用電気工作物認可申請書ヲ提出シ翌六月十二日其ノ認可ニ接シタルヲ以テ直ニ工事ニ着手シ昼夜兼行大ニ努力ノ結果、六月三十日使用認可ヲ受クルニ至レリ。而シテ該事業ハ大正十一年度ヨリ二箇年ニ亘ル継続事業トシ大正十二年六月十三日全部竣工ヲ告ケタリ

こうしてわが国の水利事業のなかでも特筆される一大事業が断行

佐賀農業の発展

表(6) 大井手普通水利組合機械灌漑工事費町村一覧

町 村	佐賀市	兵庫村	巨勢村	新北村	中川副村	大詫間村
費 目						
灌 漑 面 積 (反)	106.2	3,638.4	2,096.2	2,766.1	2,912.3	2,433.4
施 設 費 (円)	3,850	61,322	37,229	46,766	49,358	48,780
1 反 当 り (円)	36	16	17	16	16	20
工 事 費 (円)	4,088	16,919	9,957	14,384	16,017	9,734
1 反 当 り (円)	38	4	4	5	5	4
施設・工事費 (円)	7,938	78,241	47,186	61,150	65,375	58,514
1 反 当 事 業 費 (円)	74	21	22	22	22	24
年 反 当 償 還 金 (円)	3.97	1.84	1.94	1.85	1.85	2.19
反 当 維 持 費 (円)	1.90	1.66	1.63	1.74	1.69	1.88
反 当 支 出 (円)	5.87	3.50	3.57	3.59	3.54	4.07

注 大正12年11月『機械灌漑実施の顛末』(大井手普通水利組合)
 *は補水用の電動ポンプで早魁にそなえて北川副光法に設置し筑後川の水を揚水する。100馬力。したがって共通経費となる。

表(7) 大井手普通水利組合機械灌漑費用一覧

費 目	価格(円)	摘 要
配 電 線 延 長	266,333	46里44町
河 底 電 纜 代	3,894	—
電 動 ポ ン プ	323,191	465台分
補 水 用 ポ ン プ	6,489	45馬力・1台
ポ ン プ 小 屋	22,944	465棟
開 閉 所	1,310	2面
配 電 盤	3,413	2棟
開 閉 器	1,725	5組代
柱上用注油開閉器	1,360	35個分
避 雷 装 置	822	7組分
漏 電 計	080	1個
変 電 所 費	15,000	
電 話 線 架 設 費	5,825	
そ の 他 費 用	14,135	
計	666,511	(反当15円77銭)
水 路 工 事 費	210,304	(反当 4円86銭)
配 水 路 潰 地		2,651坪

返済は全額受益者負担であったから、施設・工事費の八十七万六千八百十五円を四、二三四町六反で負担し、十五年か年償還で、利子を例えば八分とすると初年度の反当返済金は三円四銭となる。灌漑経常費が年額反当三円三十二銭であるから、あわせて六円三十六銭の負担となるわけである。当時の

南川副村	西川副村	東与賀村	西与賀村	本庄村	嘉瀬村	久保田村	*	計
2,445.7	5,570.2	6,716.8	1,831.0	4,714.1	2,083.4	4,932.8		42,246.6
33,201	84,538	82,775	28,168	67,154	34,584	78,403	10,383	666,511
13	15	12	15	14	16	15	—	15
11,637	27,586	31,233	9,155	24,513	10,417	24,664	—	210,304
4	4	4	5	5	5	5		4
44,838	112,124	114,008	37,323	91,667	45,001	103,067	10,383	876,815
18	20	16	20	19	21	20		20
1.48	1.66	1.35	1.68	1.56	1.81	1.74		1.70
1.52	1.63	1.47	1.60	1.53	1.59	1.60		1.62
3.00	3.29	2.82	3.28	3.09	3.40	3.34		3.32

困って市内銀行や保険会社から一時借りをかなりやっていた。事実国・県からの補助金の類は一切なく、組合は資金ぐりにかなり苦勞をしている。(表(5)を参照)。
 政府資金というのは起債と地方貸付金(内務・大蔵両大臣認可による)であり、あとは勧業銀行の低利資金(期限十五年・利子不明)によったとしているが、実際は資金ぐりに



大正期につくられた用水路(本庄町西川内)



嘉瀬川の堤堰に建つ記念碑

米価は一俵当り十三円前後で米約半俵分の支出となった。

そしてここで注目しておきたいことは、これら工事費の負担は土地所有者ではなく耕作者であった点である。若干の例外はあったであろうが、主に小作人が小作地の事業費を分担した。工事費を負担しなければ直ちに小作地を引上げられる心配と、工事費を負担して耕作権を優位に確保しておこうとする二つの思惑があったといわれる。また機械灌漑に対する耕作者としての期待が費用負担の苦痛をこえたこともあったと思われる。

3 晩稲一期作の全面的成立

佐賀平坦の電力機械灌漑はほぼ以上に述べた経過で行われた。まさに歴史に残る画期的な大事業であった。次はこの機をのがさず稲の移植期を引下げ一期作にふみきることであった。ただ過去の経験からこの一期作は局地的にやったのでは成功しない。やるとすれば一挙に広い範囲でいっせいにを行う必要があった。早稲に統一するなどの意見もあったが、農事試験場の調査結果からみて、やはり晩稲一本に切り替えるべきだとの方針が決った。それも六月二十日以降に田植を行い、それ以前は一切田植をさせないことになった。対

象となる地域は少なくとも早・晩二期作を行っている佐賀平坦全域とされた。しかも大正十二年（一九二三）の田植を期して一挙に行うのである。これも大事業であり難事業であった。

早・晩二期作は藩政時代から、先祖代々受けつがれてきた慣行である。これを一挙に廃して一期作に統一することは、誰もが第一に心情的な抵抗感をもった。そしてこの旧慣行は長い歴史のなかで、すでに一定の作業の体系なり作付順序なり、そして生活のリズムをつくり上げていた。それを崩すのであるから事は簡単ではない。例えば平坦部では早稲の収穫を終えて蚕豆の播種をすませると、丁度日峰さんの祭りとなる。これに参けいすることは平坦農民の楽しみでもあり、一つの生活の区切りでもあった。この作業慣行と生活慣習のリズムが崩れることは平坦農民にとってがまんならないことであった。事実日峰さん参りもできなくなるといった反対意見は、当時から根づよく強力であったという。

またこの二期作の慣習は、多分に災害からの危険分散の意義ももっていた。生育期をずらし収穫期を分散させることは、自然災害や当時猛威をふるった害虫被害にも消極的にあるが有効な方法であった。また端境期を前にした早い時期の収穫の意味もあったであろう。凶作や飢饉と隣り合せて生活していた古い時代の農民にとって、収穫期を分散しておくことは、もちろん労力配分もあつたろうが、生きる一つの術でもあった。それを一挙に廃止することはこの時代といえどもまだ大きな不安が残った。この一期作に根強い反対と抵抗があつたのはこのためである。

県や農会はその実行に当って周到な準備をし綿密にその計画を練った。試験場では一期作を行ったばあいの経営設計や技術課題について、あらかじめ研究を進めていた。一期作によって螟虫がどの程度駆除できる

かはもちろん、農作業や作付体系の組合せまで周到な計画を練った。またそれによる収益性の試算も行い、いわば一期作を行うための理論固めをやった。

一方広い範囲にわたっていっせいに行う必要から、行政の力をフルに駆使して郡・市段階、町村段階の協議会を頻繁ひんぱんに開催し、意思の統一と実行の段取りについて細部の取り決めを行った。その主要なものについては次のとおりである。

◎ 郡市二科長（市一科長）技術員協議会

大正十一年（一九二二）十二月十八日、関係各郡の二科長・技術員・郡農会長・同技術員・農會技術員会を開催した。ここで大正十二年の稲作からの移植期を六月二十日以降とすることを正式に決定して確認し、実行に至るまでの日程を次のように組んだ。

一、早中晩ノ作付割合ハ可成中晩稲ヲ多クスルコト

二、右実行ヲ期スル為メ各郡ニ於テ技術員・町村長・町村農会長・部落農事実行組合長・其ノ他農事熱心家ヲ集メ一月中ニ協議会ヲ開クコト

三、町村ニ於テ二月上旬迄ニ農談会ヲ開催シ一期作ニツキ講話ヲ行ヒ之ガ実行宣伝ニ努ムルト実行方法ニツキ協定スルコト

四、部落ニ於テ二月中ニ農事実行組合総会ヲ開キ之ガ実行方法ニツキ協定スルコト

五、必要ニ応ジ各部落ニ実行委員（三名乃至五名）ヲ設ケ之ガ実行ヲ期スルコト

六、郡町村農會ハ必要ニ応ジ稲種子ノ供給ニツキ斡旋スルコト

以上であり、この協議会に出席した顔ぶれは次のとおりであった。

協議会出席者

佐賀郡 二科長	田中幸一	佐賀市 技師	松尾英雄
同 産業技手	飯盛房吉	佐賀県農會 技師	田崎竹一
同 農會長	今泉良子	同 技手	井手治一
同 技手	西田三郎	佐賀県農事試験場長	前田修治
神埼郡 二科長	中牟田徳市	同 技師	田中慶史
同 産業技手	久米嘉六	同 技手	坂本謙平
同 農會長	貞包禮太郎	佐賀県 内務部長	羽田格三郎
同 技手	中尾嘉八	同 産業課長	瀬戸山高光
三養基郡 二科長	東錦好	同 技師	田山貢
同 農會技手	酒井一六	同 属	諸石兵藁
小城郡 二科長	生部彌三	同 属	古賀丈一
同 産業技手	福田太三	同 属	鶴初太郎
同 農會技手	堤喜一	同 技手	長崎竹熊
杵島郡 二科長	樋渡九平	同 同	家村守一
同 産業技手	江口富三	同 同	千綿萬三
同 農會技師	古川虎八	同 同	千布浩

◎ 郡市勸業主任・書記技術員協議会

さらに大正十二年（一九二二）四月十三日に右記の協議会をひらき、移植期引下げの実行方法と、万が一実行しない地区があった場合の対策を協議した。その主な協議ないし協定項目は次のとおりであった。

一、水稻移植期引下実施ニ関スル件

- イ 郡ニ於テ勸業主任並技術員会ヲ町村ニ於テ実行委員会ヲ速ニ開催スルコト
- ロ 町村ヲシテ塩水選ノ予定日割ヲ報告セシメ郡町村ニ於テ厳密ナル指導監督ヲ行フコト

二、移植期引下実行困難ノ部落ニ於ケル害虫駆除ニ関スル件

- イ、六月廿日前ニ移植シタルモノニ対シテハ点火誘殺ヲ行ハシムルコト
- ロ、町村ハ六月廿日前ニ移植セル者ノ部落及氏名・反別ヲ調査ノ上郡・市長ニ報告スルコト
- ハ、郡市ハ前項ノ報告ニ基キ町村部落及反別ヲ県ニ急報スルコト
- ニ、郡市町村及字駆除予防委員ハ施行予メ点火誘殺用器ノ点検ヲ行ヒ実行上遺憾ナキヲ期スルコト
- ホ、点火誘殺ノ実施ニ当リテハ町村役場ニ於テ委員ノ部署割ヲ定メテ指導監督スルコト

佐賀郡 書記	岡島 雄一	三養基郡 書記	原 嘉六
同 産業技手	福田 太三	同 産業技手	久米 嘉六
同 農会技手	西田 三郎	同 農会技手	酒井 一六
神埼郡 書記	吉岡 伊三	小城郡 書記	野村 忠光
同 産業技手	東錦 好	同 産業技手	飯盛 房吉
農会技手	中尾 嘉八	同 農会技手	堤 喜一

佐賀市 技師 松尾 英雄

佐賀市 書記 森 永 茂四郎

（以下、佐賀県農事試験場・佐賀県農会・佐賀県内務部の出席者は、前記・協議会と同一者につき略）

この郡書記や技術員を主体とした協議会は実行方法もかなり具体化しており、とくに不実行者の存在を予測してその対策を具体的にあげていることが注目される。しかしなお懸命の努力が続けられる。その一つは市町村段階での講話会の頻繁な開催である。講話会は大正十一年（一九二二）十二月中旬から翌十二年三月にかけて関係市町村で開催されている。しかし「各村日割ヲ定メ講話会ヲ開キ趣旨ヲ図リ且ツ実行ヲ協定セシメタルガ困難ナル町村ニ於テハ再々開催シタルモ容易ニ理解セサル処アリ」といった具合で、その説得は簡単ではなかったもようである。当時これらの説得に当たった人々の回顧によると、農民のなかには「昔から何代か分らない位永い間二期作をやって来たのに、その二期作を止めるなどと横柄な事を考へるな」とどなられることもしばしばで「一寸寄りつけない程でした」という。また当時県技師の田山貢氏の述懐によると、「佐賀郡の反対が一番ひどく、なかでも反対の烈しかったのは久保泉でした。——久保泉村ばかりでなく何処へ行ってもうまく行かず、うっかり町村に行こうものなら、打ち殺せクという声まで聞いた程です」と当時を回顧している。

またこの過程では各地の篤農家達も説得のため動員された。久保田村の白浜与作、高木瀬村の永淵清次郎、巨勢村の蒲原禹作、鍋島村の古賀松次らであり、この外にも各町村一〇二名の篤農家が農談会や実行組合の会合を利用して、一期作の必要性を説いて回ったという。

しかし数度にわたる協議会、ことに集落段階での経過をみると、事態は必ずしも楽観できないことが察知

された。高木瀬・新北・巨勢・境野・小城の各町村に農区事務所が新しく設けられ、専任の技術員を置いて管内の指導と監督に当らせた。

協議会や説明会が根気よく続けられたが、四月十三日の勸業主任・書記・技術員会では、一部に違反地区でることが報告された。このため説得をさらに続けると共に、万一の事態にそなえて次のことが協定された。

- 一、町村ヲシテ塩水選ノ予定日割ヲ報告セシメ郡町村ニ於テ厳密ナル指導監督ヲ行フコト
- 一、町村ハ六月廿日以前ニ移植セルモノノ部落、氏名、反別ヲ調査ノ上郡市町ニ報告スルコト
- 一、郡市ハ前項ノ報告ニ基キ町村部落反別ヲ県ニ急報スルコト

このように違反者がでた場合の処置まで考えて、一期作の準備が進められたのであった。この結果「一部ニ反対ナキニアラザリシガ大体ニ於テ當業者理解ノ下ニ大部分ノ実行ヲ見ル」に至ったのである。

その市町村と面積は、佐賀市、佐賀郡、神埼郡、三養基郡、小城市、杵島郡の一市五郡四十四か町村の一萬九千町であった。関係面積が約二万町であるから、この事業もまさに画期的な大事業といっていいてである。

そしてこの成果がやがて「佐賀段階」として結実して行くのであり、その意義はきわめて大きいといわなくてはならない。この点のちにさらにふれるとして、こうした努力がありながら、なお一部に不実行者のいたことを若干ふれておこう。いぜん早・中稲の早植を行ったのが一市十八町村、面積八百町余、人員一四八六人に及んだ。

聞取りによると、これら二十日以前に田植を行った農家については、当主を呼んで説得をしたり、立ち会いのもとで苗を抜かせたり、懸命の努力をしたようである。所によっては指導員自らが苗を抜いて回ったところもあったという。おそらくそこには若干のトラブルもあったであろう。そうした努力にもかかわらず、最終的には八〇〇町に及ぶ不実行田を出した。

従来の早稲の作付面積が約八九二四町であったから、割合にして八、九パーセントである。そしてこれが移植期を引下げた周囲の晩稲田に螟虫を伝播する危険もある。このため県と農会は違反田に対して嚴重な害虫駆除策を義務づけた。すなわち「稲本田ニ於ケル螟虫駆除ノ為メ本年六月二〇日前本田ニ移植シタル者ハ大ナルヲ以テ三化性螟虫第一期發生期間ノ点火誘殺ヲ命ズ」とした。いずれも県令であるが、その後も次々と県令を発し、採卵捕蛾と浮塵子に対する注油や芯枯採取を命じた。一期作を成功させるために万全の努力を傾注したのである。

そしてこれらの県令は、県や郡それに農会の技術員によって指導監督させたばかりでなく、警察官までが動員された。当時この違反田の駆除対策にとくに任命された駆除予防委員は県理事官一、県技師二、県属二、県技師六、警視一、警部三、署長三、巡查一五、郡書記一八、郡市技師二、郡市産業技師六の計五九であった。いってみればサーベル農政ともいえる強い体制を敷いたのである。

任に当たった委員は「暗夜雨ヲ冒シテ時ニ徹宵田畦ヲ巡監シ或ハ當業者ノ迫害ヲ受ケントスル等幾多ノ困難ヲ排シテ任ヲ全ウシ之カ励行ニ遺憾ナキヲ期シ」たのである。事業実施前の努力もさることながら、実施後

もその成果の万全を期すために、このようなきびしい体制を敷いたのである。
 このようにして旧藩以来の慣行農法である早・晩二期作は、大正十二年を期してほぼ姿を消し晩稲一期作に切りかえられた。一部に残った二期作の農家も、一期作田の見事な出来栄を見て翌年からは率先して一期作に切りかえたという。

これもまた歴史的な大事業といいていいであろう。そしてこれを成功させたのは、農民の新技术に対する主体的な要求と、これに答えた技術陣、指導陣の努力であった。この両者の結合が新しい生産力形成への強い内発的なエネルギーとなってこの壮大な事業を成功させたのであった。

注

- ① 大正四年『佐賀郡誌』一一二ページ
- ② 同 右
- ③ 『佐賀農業回顧座談会』佐賀県農業労働研究所
- ④ 同 右
- ⑤ 同 右
- ⑥ 香月熊雄『佐賀県における肥料消費の統計的考察』昭和十六年
- ⑦ M・フェスカ『日本地産論』農文協版・二四七ページ
- ⑧ 『稲品種分布調査』（佐賀県 大正十一年 同 右
- ⑨ 『佐賀新聞』大正二年八月二十二日付
- ⑩ 江口正芳『五石懸賞田とその背景』（『郷土研究』第九号）
- ⑪ 山田龍雄『九州農業史研究』二八六ページ
- ⑫ 今泉良子『螟虫撲滅策に伴う表彰奨励』大正元年十二月一日
- ⑬ 山田龍雄『九州農業史研究』三〇一ページ
- ⑭ 「農家経済資料」（『農務彙報』第六〇佐賀県内務部）
- ⑮ たとえば磯辺俊彦『いわゆる八佐賀段階Vの形成過程』（『主要地帯農業生産力形成史』下巻）
- ⑯ 山田龍雄『九州農業史研究』三〇五ページ
- ⑰ 早田辰次『佐賀県佐賀郡大井手普通水利組合ノ事業ニ係ル機械灌漑実施の顛末』大正十二年

⑱ 田山貢『佐賀農業の回顧』

(二) 佐賀段階の成立

1 集約技術の前進

大正期になって足踏みを続け停滞していた佐賀平坦地農業は、大正十一年（一九二二）の電気灌漑と続く大正十二年の晩稲一期作を契機として、大きな変ぼうをとげていく。

炎天下のあの苦渋にみちた足踏揚水に代って、モーターがうなりたててクリークの水をくみあげた。足の裏にたこのできるほど踏んだ水車も、ごく一部を除いては完全に姿を消した。飛まつをあげてはとばしりである揚水ポンプの水を農民達はあくこともなく終日ながめ入っていたという。永い苦しい踏車の労働から解放された農民達にとって、まことに感慨深いものがあつたにちがいない。そして同時に祖父の代から受けつがれてきた二期作も、一挙に一期作にとって代えられた。

田植を一期に統一することによって、激甚な被害に苦しんだ三化螟虫が、平坦部からほとんど影をひそめた。その顕著な効果に指導に当った技術陣も今更のように感じ入ったといわれる。試験場の誘蛾燈による捕蛾調査でも、以前の五パーセントの発生にとどまった。各地にもその効果が歴然としてあらわれた。技術指導がこれほど大きな、そして顕著な効果をもたらした事例もまたまれであろう。

こうして機械灌漑と一期作は、佐賀平坦の米づくりの中に完全に定着した。しかしこれに伴う一連の技術と、その農家への普及はこれからの課題であった。機械灌漑と一期作に対応した、新しい諸般の技術体系の整備が必要であった。過去の古い慣行農法をいかに打ち破るかに努力を傾注してきた技術陣は、今度は新しい技術体系を組み立て、農民の要求に応じて新しいメニューを提供しなければならなかった。

まず当面の課題は品種であった。かつては優良多収品種ほど螟虫に弱いと信じられ、わざと在来種などが選ばれたりした。しかも早・中・晩稲が入り乱れる状況であったから、品種数も多く雑多であった。

こうした状況から一挙に晩稲一期に転換したのであるから、品種問題は重要であった。慎重な品種適性試験の結果、神山・神徳・旭一号の三つの優良晩稲種が奨励品種としてえられ普及されることになった。これらの品種のうちとくに神山は佐賀平坦地帯にはもつとも適した晩稲種とわかったため、またたく間に圧倒的な普及を示した。県平均でもほぼ五〇パーセントがこの品種でうめられ、佐賀郡のごときは七〇パーセント以上をこの単一品種でぬりつぶすほどの独占的な普及を示した。これもかつてないことであった。

こうした優良多収品種はいわば多肥性の品種であり、施肥技術が収量に大きな影響をもってくる。従って優良品種への関心はつまり肥料と施肥技術との関心につながってきた。たまたまこの時期はわが国肥料産業も飛躍的に成長し、肥料事情もかわっていた。つまりそれまでは大豆粕を主体とし、それに魚肥を加え、輸入ないし国産のわずかな金肥（硫安・過燐酸石灰・石灰窒素）で補充する施肥体系であった。それが大正末期からは硫安、昭和初期には石灰窒素の生産がにわかに増大してくる。加えてこれらの配合肥料も出まわり、昭和十年（一九三五）には硫安だけでかつての大豆粕を上回ることになった。こうして有機質肥料から

無機質肥料の時代になり、その施用量も年々増大してきた。

幸い本県では県立農事試験場を主体に、大正八年（一九一九）から県下主要地域の水田と畑について「施肥標準調査」を行っていた。これは試験場職員が中心となり町村の技術員や吏員の協力をえて、各地域の「作物ノ種類、其ノ栽培法、収量トクニ慣行肥料ノ種類、施肥量、取扱法」を詳細に調査し、同時にまた「土性ノ概要、表土ノ状態、各期間ノ乾湿、灌排水ノ便否、表耕土ノ深淺、地下三尺迄ノ土層ノ構造」なども調査、記録するものであった。この調査を通じて関係者が痛感したことは「慣行施肥ノ不合理」であった。これまで施肥は農民自身が自らの経験と勘で個別的に行っていた。従って必ずしも合理的な施肥を行っていたとは限らなかったのである。

県はこうした事態を抜本的に改善するため大まかな地帯区分であったが、主要河川別に県下を五つにわけ、これら各河川沿岸の土壌特性に適應した施肥設計をたて「基本配合肥料」として農民に示した。それは水稲について四種、麦について二種、桑二種であった。そしてこれを稲一号肥料、同二号肥料とよび、肥料の成分と施用上の注意事項を明記して農民に配布した。業務は県産業組合購買販売組合聯合会が当った。こうした県のきめ細かい指導によって、農民の品種と肥料に関する技術的知識は急速に向上し、やがてそれが強い増産意欲となってあらわれた。

こうして肥料に対する知識が急速に向上したが、それに伴って従来の「基本配合肥料」では満足できなくなり、さらに地域を細かく区分し、できれば町村を単位とした配合肥料の要求が高まってきた。当時の農民のこうした強い要望を「其（施肥上の）智識ノ向上ニ伴ヒ前述ノ基本肥料ニ漸次営業者満足セズ各地方別ニ

従来ヨリ詳細ナル肥料配合ヲ要望シテ止マザルモノアリ」と当時の資料は語っている。
 こうした要望に依りて、これまで行ってきた「施肥標準調査」をさらに地域的に拡大すると共に、その調査結果に基づいて町村ごとの「肥料配合箋」を交付することになった。これは昭和六年（一九三一）の八か町村から出発し、同十年までに五十三か町村について「肥料配合箋」の交付を行っている。いま試みに昭和七年に公表された嘉瀬村における「肥料配合箋」をかかげておこう。

嘉瀬村

位置並ニ地質土性

本村ハ佐賀郡内西部ニ位シ久保田、西与賀両村ノ中間ニ在リ南部ノ一部ハ有明海ニ面シ地勢平坦ニシテ耕作面積畑一二町歩余、水田六三〇町歩余ヲ有シ地質土性ハ第四紀新層ノ重粘ナル埴土ヲ構成シ尚嘉瀬川ノ川口並ニ有明海ニ接スル地帯ハ肥沃ナル埴土ヲ沖積シテ干潟ヲ構成シツツアリ。

作物ノ耕種並ニ肥培慣行状況

水稲、神山、神徳ノ晚稲ヲ大部分トシ神力糯、横槌糯其他栽培セラル。其他機械灌溉ヲ以テ灌排水良好ナリ。麦ハ白小麦、江島神力ヲ大部分トシ他ハ在来種ヲ二、三栽培セラレ何レモ本県奨励品種ニ依ルモノ多シ。

肥培慣行調査成績

水稲

元町	字名	肥料名	用量	施肥法ノ概要	耕種ノ概要	反当収量	生育並病害状況
元町	肥田一号	主トシテ元肥ニ施用ス。	100.0	主トシテ元肥ニ施用ス。	播種期 神山、神力糯 插秧期 五月下旬 稲刈期 八月八寸	3.0	

東原	北島	萩野	扇町	嘉瀬津	天草江	有重	中原	十五	新村
肥田一号	肥田一号	肥田一号	肥田一号	肥田一号	肥田一号	肥田一号	肥田一号	肥田一号	肥田一号
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
前記ニ準ズ。	主トシテ元肥ニ施用ス。	主トシテ元肥ニ施用ス。	主トシテ元肥ニ施用ス。	主トシテ元肥ニ施用ス。	主トシテ元肥ニ施用ス。	主トシテ元肥ニ施用ス。	主トシテ元肥ニ施用ス。	主トシテ元肥ニ施用ス。	前項ニ準ズ。
播種期 神山、神徳多シ 插秧期 五月下旬 稲刈期 八月八寸	播種期 神山、神徳多シ 插秧期 五月下旬 稲刈期 八月八寸	播種期 神山、神徳多シ 插秧期 五月下旬 稲刈期 八月八寸	播種期 神山、神徳多シ 插秧期 五月下旬 稲刈期 八月八寸	播種期 神山、神徳多シ 插秧期 五月下旬 稲刈期 八月八寸	播種期 神山、神徳多シ 插秧期 五月下旬 稲刈期 八月八寸	播種期 神山、神徳多シ 插秧期 五月下旬 稲刈期 八月八寸	播種期 神山、神徳多シ 插秧期 五月下旬 稲刈期 八月八寸	播種期 神山、神徳多シ 插秧期 五月下旬 稲刈期 八月八寸	播種期 神山、神徳多シ 插秧期 五月下旬 稲刈期 八月八寸
3.0	3.0	2.8	3.2	3.2	3.3	3.0	3.3	3.3	3.0
		稲熱病ノ発生アリ。 螟虫被害アリ。	白葉枯病ノ発生アリ。	萎縮病、二化性螟虫ノ被害アリ。	萎縮病、浮塵子ノ被害アリ。		浮塵子ノ被害アリ。	浮塵子ノ被害一部ニアリ。	

名称	区別		原料		肥料名称	
	全窒素	アンモニア性窒素	水溶性	加水溶性	水溶性	加水溶性
嘉瀬村一ノ	八、四〇〇	七、〇〇〇	六、三〇〇	七、三〇〇	六、三〇〇	七、一五〇
同 村二ノ	八、七〇〇	七、一〇〇	五、八五〇	六、八〇〇	六、六〇〇	六、〇〇〇
同 村三ノ	六、〇〇〇	五、〇〇〇	八、九〇〇	六、六〇〇	六、六〇〇	六、〇〇〇
			玉大豆粕、鹽化加里、鹽化加里(五・〇%)、鹽化加里(五・五%)	玉大豆粕、鹽化加里(五・〇%)、鹽化加里(五・五%)	玉大豆粕、鹽化加里(五・〇%)、鹽化加里(五・五%)	玉大豆粕、鹽化加里(五・〇%)、鹽化加里(五・五%)

肥料配合箋ト施肥上ノ注意
水稲肥料配合箋ト施用上ノ注意

畑部 ナン

字 名	地 質	土 性	全酸度	水 分	全窒素	弱酸可溶性	吸 收 率	容 重
中原方面	第四紀層	壤土	一、五〇	五、五	〇、〇六	〇、〇〇九	四四	九一
萩野方面	同	壤土	三、五〇	三、九	〇、〇六	〇、〇〇九	三三	八八
北島方面	同	壤質土	四、五〇	五、九	〇、〇六	〇、〇〇九	四四	八八
東原方面	同	壤質土	〇、五〇	五、九	〇、〇六	〇、〇〇九	四四	八八
扇町方面	同	同	三、三	五、六	〇、〇六	〇、〇〇九	四四	九一
十五方面	同	同	五、五	五、九	〇、〇六	〇、〇〇九	四四	九一
中原方面	同	同	七、七	五、七	〇、〇六	〇、〇〇九	四四	八八
有重方面	同	同	六、〇〇	五、六	〇、〇六	〇、〇〇九	四四	八八
新村方面	同	同	三、〇〇	五、七	〇、〇六	〇、〇〇九	四四	八八
戊申方面	同	同	二、八	五、七	〇、〇六	〇、〇〇九	四四	八八
同	同	同	〇、八	六、三	〇、〇六	〇、〇〇九	四四	八八

土壌分析成績
水田

(注 右の表で有重の播種期の●は原資料のまま)

字 名	肥料名	用 量	施 肥 法 ノ 概 要	耕 種 ノ 概 要	反 当 量	発 生 並 病 害 状 況
新 村	五 堆 肥 号	一、五〇	前項ニ準ズ。	其他種ハ前項ニ準ズ	二〇	
十 五	五 堆 肥 号	一、五〇	五号ハ追肥ニ用フ	品種幅期 其他種ハ前項ニ準ズ	一〇	
有 重	下 油 肥 号	一、〇〇	下肥ハ二回ニ追肥ニ用フ	其他種ハ前項ニ準ズ	一〇	
扇 町	土 五 堆 肥 号	一、〇〇	前項ニ準ズ。	其他種ハ前項ニ準ズ	一三	
萩 野	土 五 堆 肥 号	一、〇〇	前項ニ準ズ。	其他種ハ前項ニ準ズ	一三	黒穂病、赤錆病 ス。黄錆病多少発生
元 町	五 堆 肥 号	一、〇〇	五号肥料ハ二月上旬用フ 他ハ元肥ニ用フ。	品種幅期 其他種ハ前項ニ準ズ	一五	

水田裏作麦

新 村 耕 整 地	戊 申 耕 整 地
追肥ハ八月上旬 元肥ハ六月上旬	追肥ハ八月上旬 元肥ハ六月上旬
一坪植込ハ一八〇寸	一坪植込ハ一八〇寸
土壌中塩素量多シ其他前項 ニ準ズルモ昭和九年度早魃 ズ。施用量少ク其他前項ニ準	土壌中塩素量多シ其他前項 ニ準ズルモ昭和九年度早魃 ズ。施用量少ク其他前項ニ準
三、〇	二、〇

右配合肥料施用ノ注意

嘉瀬村一号 本肥料約十二貫中ニ窒素成分一貫目ヲ含有スル有機質配合肥料ニシテ主ニ本村北部地帯ニ適ス堆肥二五〇貫内外ヲ施用スル場合ハ本肥料二〇貫内外ヲ適当トスルモ尚肥料不足ト思ハレル場合ニハ三号肥料ヲ五貫内外追肥トシテ用フ可シ石灰ハ毎年一五―二〇貫施用スルコト必要ナリ

同 村二号 本肥料ハ約十二貫目中ニ窒素一貫目ヲ含有スル有機質配合肥料ニシテ主ニ南部地帯ニ適ス堆肥類二五〇貫内外ヲ施用スル場合ニハ本肥料二〇貫内外ヲ適当トナスモ尚肥料不足ノ場合ニハ三号肥料ヲ五貫内外追肥トシテ用フ可シ石灰ハ毎年一五―二〇貫施ス必要アリ

同 村三号 本肥料ハ十六貫中ニ窒素一貫目ヲ含有スル有機質配合肥料ニシテ緑肥類ヲ特ニ多く施用スル場合ノ元肥トシテ適ス又一号並ニ二号肥料ノ追肥用トシテ用フルモ可ナリ石灰ハ毎年一五貫―二〇貫ヲ施ス必要アリ

麦肥料配合糞ト施用上ノ注意

区別	名称	全窒素	アンモニア性窒素	全燐酸	水溶性燐酸	全加里	水溶性加里	原料肥料名称
嘉瀬村一号		八、四〇〇	七、四八〇	八、六五〇	八、一五〇	四、〇〇〇	三、九〇〇	玉大豆油粕、米糠、硫酸アンモニア、過燐酸石灰（一九・五）
同 村二号		八、〇〇〇	七、三三〇	九、六三〇	九、五〇〇	三、一〇〇	三、〇〇〇	五%塩化加里、玉大豆油粕、硫酸アンモニア、過燐酸石灰（一九・五）
同 村三号		七、一〇〇	六、三三〇	九、〇〇〇	九、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	玉大豆油粕、硫酸アンモニア、過燐酸石灰（一九・五）

右配合肥料施用上ノ注意

嘉瀬村一号 本肥料一、二、四貫目中ニハ窒素一貫目ヲ含有スル有機質配合肥料ニシテ土壤中加里成分少ク養分吸収率弱キ地帯ノ肥料トシテ施用スルニ適ス。自給肥料二〇〇貫内外ヲ施用スル場合本肥料ヲ元肥二一〇貫―一五貫、三号肥料ヲ追肥二五貫―一〇貫ヲ施用スベシ。白跳蟲被害地ニ在リテハ其ノ予防トシテ本肥料ハ殊ニ適当ナ

ルモノナリ。石灰ハ毎年適当ノ時期（麦畦立前）二一五貫―二〇貫内外ヲ施用シ置クコト必要ナリ。

同 村二号 本肥料約二、五貫目中ニハ窒素一貫目ヲ含有スル有機質配合肥料ニシテ土壤中比較的燐酸成分少ナキ地帯ノ肥料トシテ施用スルニ適ス。自給肥料二〇〇貫内外ヲ施用スル場合本肥料ヲ元肥三〇貫―一五貫、三号肥料ヲ追肥二五貫―一〇貫ヲ施用スベシ。尚白跳蟲被害ノ予防トシテ本肥料ヲ元肥ニ施用スレバ相当効果アルモノナリ。

石灰ハ毎年適当ノ時期（麦畦立前）二一五貫―二〇貫内外ヲ施用シ置クコト必要ナリ。

同 村三号 本肥料約一五貫目中ニハ窒素一貫目ヲ含有スル有機質配合肥料ナリ。本肥料ハ一号肥料並ニ二号肥料ノ追肥用トシテ適スルモノニシテ又自給肥料ヲ豊富ニ施用スル地帯ニ在リテハ元肥用トシテ一五貫―二〇貫施用スルモ差支ナシ。追肥用トシテ用スル場合ハ稍々早日ニ施用スル様注意スルコト必要ナリ。

まことに細部にうがった、周到的な施肥設計であり技術の精緻な指導要領といつていいであろう。これらによって農民の高い生産意欲が施肥技術に対する強い関心となってあらわれたことはいままでもない。これらを契機として、急



普及した正条植

表(2) 佐賀郡麦作付面積の推移 (町)

年	品 種			
	大 麦	裸 麦	小 麦	計
明治31年	378.8	990.0	3,082.6	4,451.4
35年	397.0	1,146.1	3,617.7	5,160.8
37年	442.4	1,065.6	3,870.8	5,378.8
大正元年	298.3	1,001.0	3,383.8	4,683.1
4年	265.1	1,314.4	3,388.7	4,968.2
10年	322.0	796.0	3,036.6	4,154.6
14年	354.4	570.4	2,462.4	3,387.2
昭和元年	418.9	567.6	2,641.5	3,628.0
4年	462.2	552.6	3,317.3	4,332.1
8年	655.7	491.5	3,409.1	4,556.3
11年	618.0	375.6	4,248.6	5,242.2
13年	860.3	301.5	4,918.9	6,080.7

注 『佐賀県統計書』による。

トがその限度であった。晩田の跡は休閒として早稲にそなえるし、そのほか泥土揚(ごみあげ)や苗代田も除外された。作業の手順からいっても、労力や作業能率の点からいっても、裏作麦の面積は限られていた。とくに大正期には労力不足が加わって麦の作付面積は、表(1)のとおり急速に減少していった。全県的にみると、大正五年(一九一六)の三万八千町の麦作付面積はその後急速に減少し、同十三年には二万七千町にまで落ち込んでしまう。この間実に一万一千町に及ぶ作付減であった。しかし大正末年から昭和初年にかけて再びもち直した。これはやはり電力灌漑、晩稲一期作による技術のよみがえり、それに労力事情の緩和がその要因であると考えていいであろう。

またこれを佐賀郡で見ると、表(2)のとおり明治三十年代後半の五千町が大正期にはいるとそれを割って四千町台になり、一貫して減少に転じている。大正十四年には三千三百町にまで落ち込むのである。そしてこの作付減少は、裸麦と小麦の減が主体であり、この間(明治三十七年から大正十四年)裸麦は約五百町、小麦は千四百町が減っている。これに対し、大麦はこの間むしろ漸増の傾向を示すのである。そして県全体の傾向からやや遅れ、昭和にはいつてからようやく増加に転じている。作付面積の増加は小麦を中心として大麦がこれに次いでおり、裸麦はその後も減

速に技術がその効果を上げはじめ、生産力は突破口を開いたように上昇し始めるのである。

そしてそれまで実行されるべくして実行されたなかった苗代の薄播き、正条植等々の集約技術もこれらを機にいつせいに農家のなかに定着していく。

そしてこれらの積み重ねがやがて生産力の飛躍的な上昇に凝結され、「佐賀段階」に至るのであるが、ここで今しばらくこの過程で起った技術的なあるいは経営的な諸変化にふれておきたい。

その顕著なものの一つに裏作麦の増加がある。平坦部の裏作麦はかつての早・中・晩稲植の時代にはせいぜい四〇パーセント、多くても五〇パーセント

表(1) 佐賀県下表の作付面積推移

年	作付率		大 麦		裸 麦		小 麦		計	
	町	(%)	町	(%)	町	(%)	町	(%)	町	(%)
	明治20年	9,570	(26.5)	12,895	(35.7)	13,615	(37.8)	36,080	(100.0)	
30年	6,314	(17.4)	13,354	(36.7)	16,679	(45.9)	36,347	(100.0)		
40年	4,202	(11.3)	14,412	(38.8)	18,575	(49.9)	37,189	(100.0)		
大正5年	2,700	(7.1)	15,204	(39.7)	20,374	(53.2)	38,278	(100.0)		
7年	2,129	(5.9)	14,009	(38.6)	20,171	(55.5)	36,309	(100.0)		
9年	1,935	(5.6)	13,873	(40.3)	18,645	(54.1)	34,453	(100.0)		
11年	1,703	(5.5)	13,321	(42.8)	16,107	(51.7)	31,131	(100.0)		
13年	1,550	(5.7)	11,812	(43.1)	14,028	(51.2)	27,390	(100.0)		
昭和元年	1,617	(5.6)	11,763	(41.1)	15,270	(53.3)	28,650	(100.0)		
3年	1,497	(5.2)	11,420	(39.2)	16,125	(55.6)	29,042	(100.0)		
5年	1,503	(5.2)	10,984	(37.9)	16,492	(56.9)	28,979	(100.0)		
7年	1,673	(5.4)	11,368	(36.8)	17,833	(57.8)	30,874	(100.0)		
9年	1,559	(5.0)	9,976	(32.2)	19,522	(62.8)	31,057	(100.0)		
11年	1,618	(5.1)	9,537	(29.9)	20,674	(65.0)	31,829	(100.0)		
13年	2,141	(6.4)	8,849	(26.5)	22,437	(67.1)	33,427	(100.0)		
15年	2,246	(6.1)	8,502	(22.9)	26,285	(71.0)	37,033	(100.0)		
17年	3,748	(8.8)	13,894	(32.5)	25,041	(58.7)	42,683	(100.0)		
19年	3,795	(8.9)	13,066	(30.7)	25,742	(60.4)	42,603	(100.0)		

注 『佐賀県統計書』による。



佐賀県刊行物による水田裏作奨励

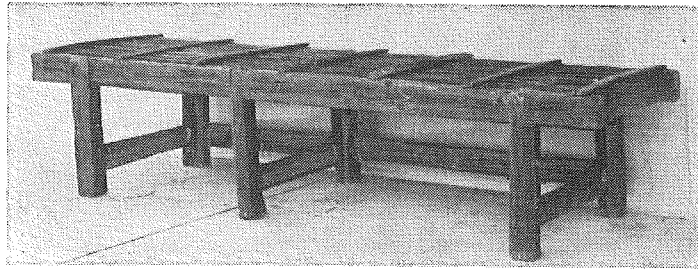
少の傾向をたどっている。

そこで県は、昭和初年の麦作付面積の増加、とくに小麦の増反を背景として、昭和六年（一九三二）から「小麦増殖奨励事業」を発足させ、五か年計画で小麦の作付奨励にのりだした。

しかし当時の小麦は価格変動が大きく、生産もこれに影響されて投機的に作付面積を増減させて安定していなかった。また小麦取引は一般に売り急ぐ傾向があり、一部には立毛売買もあった。また収穫したとしても乾燥調製が充分でないため、商人に買たたかれることが多かった。このため生産者の間で今一つ増産意欲に欠けるところがあった。こうした小麦増産上の問題点をこの「小麦増殖奨励事業」は産業組合の共同販売を促す等着実には解決しながら生産を奨励していった。このため昭和十五年には小麦の作付面積も二万六千町にまで拡大され、麦の七〇パーセントを占めるに至った。

もちろんこうした裏作麦の作付面積増大は、このほか主要農具の開発と導入が大きく影響している。大正八年（一九一九）に導入された足踏回転脱穀機は、それまで千歯に頼っていた秋の脱穀作業能率を飛躍的に高めた。それだけ裏作率の増加となったことはいままでもない。

また小麦自体の脱穀はそれまで「麦打台」を利用していた。何枚もの莖をひいて麦打台を据え、周囲を竹の「帆」で囲って束ねた小麦を台にたたきつけた。脱粒しやすい小麦の性質を利用した作業だが、この時と

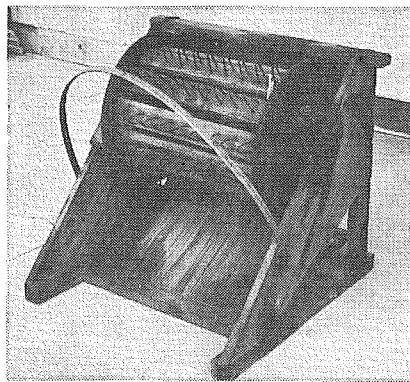


麦打台

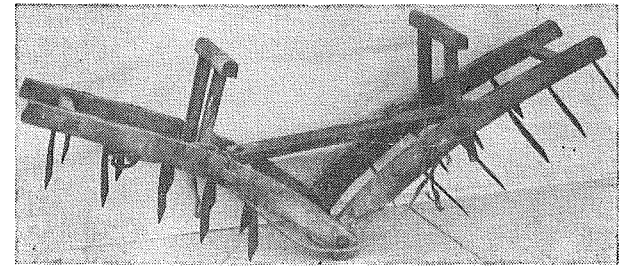
び散る麦の芒（イゲ）には誰もが悩まされた。このイゲの痛さは格別で首筋といわず手や足に至るまでつきささり、赤くはれあがった。佐賀ではこれを「ジカマケ」とよんだ。このため小麦の脱穀作業は厚手の作業衣を着て、手首もそで口をしっかりしぼり手甲をあてるなどしたが、それでも頭から首、背中にはササラのようにイゲがつきささった。かつて小麦が敬遠されたのは、一つにはこの脱穀作業の辛さがあったからだというられる。これにも足踏回転脱穀機が使われた。

足踏回転脱穀機の導入は作業能率の向上と共に、多少ともこの点を解決したといえるであろう。この足踏回転脱穀機はやがて佐賀でも製作されるようになった。佐賀市に開いていえば今宿町の神力号（九州農産肥料会社）、呉服町の三益式（農工商会）、白川式（同社）であった。

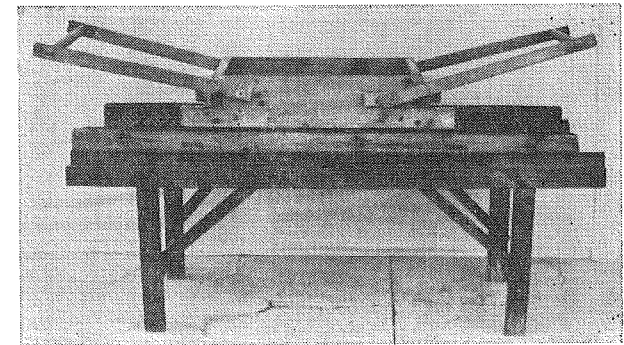
さらに昭和十年代にはいと、石油発動機が導入されて脱穀機の機械化が始まる。農業用動力機の普及では、当初は電力灌漑の関係で電動機が多いが、昭和六年（一九三一）ご



足踏回転脱穀機



麦用の飛行機馬鋤



麦すり機

賀市の名物行事であった。また裏作にかかわる農具としては、麦畦の碎土を容易ならしめる鎌馬鋤や飛行機馬鋤の出現もこの時期であり、大・裸麦用の麦すり機が登場したのもこの時期であった。

この麦作面積の増加と関連して注目しておきたいのは、役馬飼養の安定である。佐賀平坦の農業に役馬が欠かせないことはすでに述べた。役馬の存在なくしては、クリーク農業は成立しない。しかし、それほど重

ろには発動機が電動機を上回り、めざましい普及をとげている。この石油発動機はいうまでもなく個人用バーチカル式揚水機や脱穀機と結びついてその動力化が進展したためであり、この中でもとくに動力脱穀機が秋の農繁期の能率を高め、裏作やその他の展開に寄与したのである。

またこれら新型農具の知識と普及に大きな役割を果たしたのが、佐賀市神野に在った農事試験場の農事参観デーであった。大正十一年（一九二二）からはじまったこの参観デーは、春秋二回開催され、早朝から多数の農民が詰めかけ日峰さんとならぶ佐

要な存在でありながら、この役馬を年間とおして飼養することは現実には不可能であった。労力の点や真夏の暑さ、それに馬ばかりか人間も悩まされる蚊。いろいろあるが基本的にはやはり草資源、つまり飼料と飼料の不足であった。このため田植が済むと平坦地の農家はわが家の馬を山麓・山間の農家に預けた。預かる農家にとっては多少の現金収入になり、堆厩肥づくり役に役立つ利点があった。しかし機械灌漑以後は、この預け馬の慣行が次第になくなった。それには米生産力の上昇に伴う米ぬか量の増大や、麦作面積の増大による大・裸麦等飼料の確保などによっている。そして役馬飼育だけでなく、それまで東松浦郡だけであった馬産が、佐賀郡にも行われるにいたった。

このほか裏作については麦ばかりでなく、菜種（昭和九年、四千町）や蔬菜についても増植の気運がでてきた。菜種は「水田裏作並冬期間ニ於ケル畑作物トシテ耕地ノ利用、地方維持及労力ノ分配上好適セル作物ニシテ其ノ作付ハ年々増加」し、昭和九年（一九三四）に約四千町の作付を示した。

また蔬菜についても「近年水田裏作トシテノ蔬菜園芸トミニ旺盛ニ向ヒ農業経営ノ合理化ヲ適切ナラシメツツアル」^④現状で、促成栽培や温室栽培もようやくあらわれはじめた。農事試験場の春日試験地では、こうした気運に対応して西瓜、胡瓜、茄子、トマト、里芋、甘藷、白菜の選抜育成をやり、春日〇号と系統番号をつけて次々と優良品種を世に送り出した。

2 年雇経営からの脱却

さて、以上は大正中期以降、機械灌漑を起点とする機械化の進展、米反収の飛躍的上昇、麦・菜種・そ

い等裏作の発達及び畜産水田との結合強化——一口にいえば水田農業の生産力の発展を述べてきた。正にそれは典型的といつてよい顕著な発達であった。しかし忘れてならないのは生産力を担う農家側の事情。すなわち農業生産力の形成をになう担当主体の問題であろう。

明治農法を自らのものとし、その技術をいち早く担ったのは、全国的には手作地主層であった。ところでこの佐賀段階を形成した生産力の担い手は、どの層であったであろうか。とくに機械灌漑を推進し、晩稲一期作を推し進めた階層はどの層であったか。とくにこれら主要変革のち、新しい集約技術を自らのものとし、その技術を駆使して高い生産力を担っていったのは、どの階層であったのか。ここではさきの生産力をささえた物的条件の技術に対して、それを体現した質的条件についてふれておきたい。

ところでクリーク農業が、その特異なクリークの存在からさまざまな農法上の規制をうけ、それが馬使いをはじめ年雇の存在を不可欠にしていたことはすでに述べた。ふつう年雇は春秋の農繁期にもっとも重要な働きをするが、クリーク地帯ではそれに夏の踏車揚水が加わった。

機械灌漑によって踏車の大半がポンプに代ったから、まずは春・夏の最盛期に要した揚水労働が比較にならないほど軽減された。とくに二段がけや三段がけを行っていた地帯では、その労力軽減は計り知れないものがあった。そればかりではない、揚水が電化し簡便化したことは、水止めを目的にやっていた複雑入念な床締め主体の水田馬耕を次第に簡略化にしてもよいことになった。

スイッチ一つでいつでも揚水可能な条件下では、用水はそれほど貴重ではなくなり、漏水をけんめいに防止する必要はなくなったからである。それらは当然これまで馬使いや車踏みとして不可欠な存在であった年

雇の地位に影響をもってきた。

またこの時期から従来の犁そのものにも変化がおこってきた。それは大正初年ごろから普及してきた新型改良犁の出現である。これはこれまでの改良犁（もつたて犁）をさらに改良したもので、福岡・熊本の犁製作所で製作された。いわば規格化された工場製品であった。銘柄はホマレ号・ミノリ号・サカエ号・日ノ本号といろいろであるが、耕深を調整することもできた。これらの犁は当初はハエ犁やクレガシ犁に代って乾田馬耕に使用された。作業能率が向上すると共に、耕耘過程が次第に簡略化されていった。しかしこの段階ではいぜん水田犁による床締め、つまりシロススキの必要性は残る。もちろんかつてのような入念さはなくなり、単純化が進むのである。

そしてこうした揚水と馬耕における労力の軽減・簡略化が、年雇の存在を次第に薄いものにしていった。以後佐賀平坦農業のなから次第に年雇が姿を消していくのである。

こうして明治以来、年雇経営の枠から一步も脱けだせず、クリーク農法の枠組みのなかに閉ざされていた平坦農業に、一つの転機が訪れたのであった。年雇を放出した純粋な家族労作経営がこの地帯の一般的な存在となり、その中から「自作前進」に象徴される農民的な経営前進が始まる。

この点のちに再び「自作前進」の項でとりあげるが、ただここで附言しておく必要があるのは、クリーク農業における雇用労力がこれを機に全く排除されたわけではないことである。それはこれまで二期作によって分散されていた田植労力が、田植が一期に集中するようになったため、その労力需要がクリーク地帯の内部では賄えなくなったのである。そのため早く田植を終える県内の山間・山麓地方や福岡県から移動

労働者の形で供給されることになった。とくに福岡県の山門郡や三潞郡からは、筑後川をこえて大量の田植人がこの時期に佐賀平坦地帯にやってきて、独特の田植風景を展開した。

この時期になると、大川・諸富の渡し場は、田植人でごったがえす盛況であったというし、佐賀駅もこれら田植人で混雑するほどであった。その数も莫大なもので、昭和十二年（一九三七）の調査では「雇人延人数は八万二千七百八十四名、その賃金十二万九千六百六十四円の多きに達した」という。⑤一日の賃金が約一円四十銭となる。もっとも賃金の一部は米や稲藁で代えられることもあった。筑後地方は一般に藁加工が盛んであり、その原料を労力とひきかえに佐賀に求める者が多かったのである。佐賀では田植を取り急いで短時にすませ、近隣より半日でも早く切り上げる習慣があるが、これがいよいよ雇用労力を大量に短期間に雇う傾向を深めた。この結果季節雇用労賃は年々せり上り生産者を悩ませた。

いま昭和十六年に福岡県のどの地方から、佐賀郡内のどこに田植労働力が移動したかを表(3)によってうかがうことにしよう。関係市町村への照会によって行った調査であるから、多少の落ちこぼれはあるであろうが、およその人間の動きは察知できる。これによるとほとんどが三潞郡・山門郡からで、なかでも大野島・川口・三橋などが多い。ごく当初は「馬くろう」などがこの斡旋を行ったといわれ、両者をとっても多少の仲介料をとったらしい。しかし一般化するにつれて自然のルートが生れ、毎年同じ人間が同じ地方の同じ家に雇われていく例が多かったという。佐賀での滞在期間は一週間から十日間位で、一軒の家が終ると待ちかまえた次の農家に移って従事した。しかし全部の人が特定の顧客をもっていたわけではない。そこで佐賀駅や諸富の渡し場には、待ちかまえて田植人を雇う人、雇主を探す田植人、またそれを仲介する人等々で、

ごった返したといわれる。

いうまでもないが、この田植人の多くは女性であった。既婚者ばかりでなく若い未婚の女性も多かった。従って佐賀の農家の青年との間にロマンスが芽生えたり、仕事ぶりや気性に惚れられて、嫁に請われたり、多くの逸話を残した。

それはそれとして、この季節雇用は田植ばかりでなく、秋の農繁期にも必要であった。一期作となったために収穫・調製作業が一時期に集中したためである。このように春と秋に極端な労力ピークが形成され、季節雇用労力への依存度が年々深まってきた。年雇経営から脱却し家族経営への足がかりをつかんだかに見える平坦部の米作農家は、今や年雇に代って季節雇用や臨時雇用に依存しなくては

表(3) 昭和16年福岡県より佐賀郡に移動してきた田植人実数 (単位 人)

供給	受入															計
	北川副	東川副	新北	中川副	大間	南川副	西川副	本庄	東賀	与賀	嘉瀬	久保	巨勢	西賀	与賀	
三潞郡	川口代池島室又口		6		3											9
	大川昭浦大木三田	16	4	201	5	50			33			12	38			359
	計	24	100	751	25	195	100	18	47	19	88	104	34	63	1,568	
山門郡	三柳大瀬西東城															424
	橋川和高永山内	70	26	77	31				10		76	19	115			13
	計	74	106	77	43				10		84	27	150			571
その他	水田		29													29
	計		36													42
総計	98	242	828	68	195	100	18	57	19	172	136	185	63		2,181	

注 「福岡県より佐賀県への田植労働者移動に就て」佐賀県立農業労働研究所・昭和18年による。

それはまた単に米反収が高いというだけでなく、その高反収を生み出した技術構造や経営構造の面でもすぐれた点が、学界の注目を浴びたのである。これは佐賀平坦農業がはじめてわが国の農業経済学界の舞台に登場したわけであるから、以下多少専門的にわたるが、当時の学界の論議を紹介する。その理論づけを行ったのは山田勝次郎と田中定であった。

表(4) 佐賀県水稻10アール当生産量と市町村収量ランク別推移 (kg・市町村数)

年	国平均	佐賀県	佐賀郡	22市町村の収量ランク											計		
				300以下	300?329	330?359	360?389	390?419	420?449	450?479	480?509	510?539	540?569	570(600)以上		630以上	
大正元年	255	291	299														22
2	252	376	433														22
3	288	308	334														22
4	279	331	368														22
5	290	351	390			4	4	4	8	2							22
6	272	320	341	4	10	2	2	5	1								22
7	271	323	347	1	9	1	3	6	1								22
8	299	376	417		1	3	5	5	6	3	4						22
9	308	368	410			4	5	6	6	5	5						22
10	269	330	383		2	7	8	8	5								22
11	297	328	365	5	5	3	3	8	1								22
12	270	342	402		2	2	3	2	10	5							22
13	280	348	407	1	4	6	4	4	4	2	1						22
14	289	345	402	1	1	4	5	5	7	5							22
昭和元年	272	358	417	1	1	1	5	8	4	6	1						22
2	301	344	399	1	1	1	5	4	11	1	1						22
3	291	316	369	2	2	8	5	5	3	1	1						22
4	289	353	415	1	1	1	5	5	8	7	1						22
5	318	353	391		1	4	4	7	5								22
6	262	313	360	2	4	8	5	5	3								22
7	286	345	398		1	3	7	7	5	1							22
8	345	420	468				1	1	3	15	1		2				22
9	253	386	459						5	12	1						22
10	253	363	415		1	2	8	6	4	1							22
11	276	394	439								1						22
12	323	405	463					3	3	9	6						22
13	321	417	492						1	8	10						22
14	316	351	471			1	1	1	1	2	10						22
15	333	317	341	1	4	7	6	4	1	2	7			1			22
16	298	347	411				3	7	7	5							22
17	269	363	390				8	9	9	9							22
18	313	364	404				2	4	4	3							22
19	304	316	351				2	2	9	8							22

ならない新しい事態に直面したのである。もともと昭和初年の不況時には、労働力も豊富に存在し、しかも低廉な賃金で随時雇用することができた。県内山間部からは早い時期に田植をすまし、恰好な賃金稼ぎの機会として大量の季節労働者が平坦部めがけて殺到した。また、筑後地方からも、その規模の零細さを賃収入や薬で補う目的で、おびたしい男女が筑後川を渡ってきた。しかし次項で述べるように昭和十年代になると、労働力は極端に減少し、このため雇用労賃は急騰し、佐賀の平坦部農民の経営をおびやかすことになった。このため佐賀県では県をあげてこの対策に取り組むことになるが、やがて戦争期にはその供給も途絶え、佐賀平坦地農業は労働力の面で大きなピンチに見舞われることになるのである。この点のちに詳述するが、この点からみても単純に年雇経営から家族経営に展開したのではなく、むしろ強い季節雇用依存型経営に移行した点を考慮しなければならぬであろう。

3 「佐賀段階」の形成

大正初頭から停滞していた佐賀の米作生産力は、大正十年代以降長い停滞から脱けだしてようやく展開の契機をつかんだ。表(4)にみるように米作反収は、昭和にはいつてから徐々に向上し、同五年(一九三〇)からはかなり明確な上昇線をたどりはじめた。とくに昭和八年・十二年・十三年は全県下平均で四〇〇キログラム水準をこえ、飛躍的な上昇を示した。佐賀郡では四〇〇キログラム水準をはるかに突破し四八〇キログラム水準にせまった。これは全国的に見ても特筆に値する高い反収水準であった。

まず山田勝次郎の評価からみておこう。もっとも山田の論点は佐賀農業そのものを直接の対象としたのではなく、わが国農業の生産力水準や経営構造を経済学の視点で分析しているうちに、たまたま佐賀の高い生産力と経営発展がその視角のなかにはいったのであった。山田の佐賀農業に関する論点を要約すると次のようになる。

まず米作生産力（反収）の推移を全国的にみると、二つの対象的地域群があることに気づく。一つは主に近畿各県のグループで、ここでは商品生産農業が比較的発達し農業生産力も高い。これに対してつねに生産力が低く停滞的、後進的なグループが東北各県である。つまり前者はわが国農業の先進的な段階に立つ発展的一群であり、後者は後退的段階にある停滞的な一群である。そしてこの両グループはつねに一定の格差・対差関係をもっている。わが国農業の発展段階をあらわすこの二群を「近畿段階」「東北段階」とよび、そこにわが国農業発展の歴史的・経済的な段階を画することが可能である。

ところが最近（当時）どうもこの二つのグループ、二つの段階論では割り切れない面がでてきた。その新しい動向というのが実は佐賀農業であり、ここではさらに新しい論理の展開、新しい段階の設定が必要となりつつある。そこで山田は佐賀農業の分析を通じて、次のような新しい法則性の存在を指摘した。いわんとするところはこうである。一般論として、生産力の発展は経営規模の拡大と相互に依存する。つまりより高い生産力を追求するには規模の拡大をはからねばならない。生産力の発展と規模の併進、これが一般法則であり常則である。ところがわが国のように、半封建的な寄生地主が農業を支配し、潜在的な過剰人口と零細農耕が圧倒的なところでは、そうした発展の常則傾向は、そのまま法則としてつらぬかれない。

例えば商品生産が比較的発展し生産力も高い近畿段階では、むしろ経営の集約化と零細化が進んでおりそれが経営発展の指標とさえなっている。またこの逆に生産力が低く遅れた東北段階では、依然として前期的な大経営が支配的である。ここでは規模拡大と生産力の増大という一般法則・経済的法則性がつらぬかれていないばかりか、全く逆の現象がみられる。ところが佐賀の最近の動向のなかには、これまでわが国農業では見られなかった法則の常則的傾向があらわれはじめた。それは規模と生産力が併進して展開していることである。つまり規模を拡大することによって生産力を高めていく新しい傾向があらわれたのである。これを法則の貫徹であり常則化でありきわめて注目される。



佐賀市高伝寺に滞在して「佐賀農業の研究」に従事する田中定（後の佐賀大学学長）

山田の所説を要約するとほぼ以上のようなになる。山田の論ずるところはわが国農業を先進的発展段階と後進段階に区分することによって、そこにこそ農業発展の法則性と（逆説的であるが）発展の一定の展望を見定めようとするにあった。そうした実証と論理のなかで、佐賀農業の姿が

浮び上り、その理論的意義を解明したのであった。

一方田中定も山田と相前後して佐賀農業に関する労作を発表し、大いに注目を集めた。田中はまず佐賀農業の近年における「反収量の壮大なる増加」に注目したあと、反収だけではない。反収が高いというだけならそれは「わが国の農業が一般にたどりつつある過程に、たんに桿頭一尺を抜んだことを示すにすぎぬ」。「いまだ、これを以って、佐賀県農業の特有の性格を特徴づけることはできぬ」としたあと、次のように理論を展開した。

すなわち、わが国農業のように寄生地主制が支配し零細農耕制が固定しているところでは、農業生産力の発展は何より土地生産力を第一義的に追求する形で行われる。従って展開の順序としては、第一段階では極端な労働集約が行われ、苦汗労働の強化と過少消費で生産力の増大がはかられる。しかし第二段階では労働集約化から、肥料など流動資本の集約化にその重点が移り、小農技術としての特徴があらわれる。そして第三段階では流動資本集約化から機械など固定資本集約化に傾斜し、生産性をあげることに経営の指向が移っていく。そしてこの発展の論理は、山田が試みたわが国農業の発展段階の二つの類型、つまり東北段階、近畿段階にも正しく適用される。

すなわち第一段階は東北的発展段階である。ここでは労働力の多投、強化によって生産力の追求が行われている。従って労働集約による競争はあっても、資本による競争の原理は貫徹していない。例えば耕地規模の大小に比例して生産費は順次低下するのが常則であるが、ここではまだそれが確立していない。労働集約的段階にとどまっているのである。

第二段階は近畿的発展段階であり、ここでは商業的農業の促進によって資本集約化が進行するのであるが、零細農耕制のもとでは固定資本集約化の形式ではなく、もっぱら流動資本集約化の形で生産力の追求が行われる。いわば小農的集約技術の特徴をもち、一戸当りの耕作規模は小さいのに、米反収量は高いのである。

これに対し第三段階の佐賀の発展段階においては、近畿段階と違って経営規模が相対的に大きいにもかかわらず生産力は高く壮大である。しかも生産費も低く労働日数も少ない。これこそかつてわが国農業であることのできなかつた資本法則の貫徹・適用である。しかもここではすでに流動資本集約化の段階を抜けて、固定資本集約化が行われている。つまりこれまでの土地生産力を一義的に追求する型から、労働生産性もあわせて追求するという、質的に新しい階ていに進んだとみていい。

以上がほぼ田中定による「佐賀段階」論の要旨である。くり返すようだが田中定は反収の高さを以って佐賀段階といっているのではない。自ら断っているようにただそれだけでは「桿頭一尺を抜きん出た」にすぎないという。田中の論点はわが国農業に死重としてのしかかる寄生地主的土地所有と零細農耕のもと、しかも全般的危機といわれる経済体制のなかで、農業・農民がどのような形で農業生産力を展開させ、農業発展の途としてどのような型がありうるのか、と問うたものと思われる。田中の論文が当時きわめて大きな関心をよんだのもまさにこの点であり、佐賀農業を対象としながら実は当時における日本の農業問題を世に問うたからに外ならない。戦後一時期に「佐賀段階」が政策スローガンとして利用され、田中自らが否定した米作反収日本一の一面が過大に誇吹されたが、これは明らかに「佐賀段階」論に対する理解の不足からきたものといつてよい。

生態図であり、いわゆる「自小作前進」の要旨である。

これは当時の寄地主制の下における日本農業の農民層分解の様相を描いたものであるが、「佐賀段階」を現出した佐賀平坦地帯において始めて生々と実証され、当時の学界に大きな影響を与えた研究であった。

注

- ① 「施肥標準調査報告書」（肥料配合箋）昭和六年
・佐賀県立農事試験場
- ② 「施肥標準調査」（肥料配合箋）昭和七年
佐賀県立農事試験場
- ③ 「佐賀県産業調査会答申書」・昭和九年
同 右
- ④ 後川英二「佐賀県下農業経営の動向と農家経済」
佐賀県農会・昭和十三年。
- ⑤ 「福岡県から佐賀県への田植労働者の移動について」
佐賀県農業労働研究所・昭和十八年
- ⑥ 山田勝次郎「米と籾の経済構造」昭和十二年
田中定の佐賀段階論・自小作前進説については
「佐賀県平坦地帯一農村の分析」（『経済学研究』第九卷第一号・昭和十四年三月）、「佐賀
県農業論」（『経済学研究』第九卷第三・四号
・昭和十四年九月・十二月）を参照。これらは
最近、農山漁村文化協会刊『昭和前期農政経済
名著集』第六巻に山田勝次郎論文とともに収め
られた。

（三）農業恐慌と農村更生・農業団体

大正末から昭和十年代前半に至る時期は、平坦部農業にとって二つの対照的な側面があった。一つは農業生産力が新しい技術や担い手に支えられて、大きく発展した一面である。今一つは恐慌の影響で米をはじ

め、小麦、まゆ、やさい等々すべての農産物の価格が暴落し、農家経済が著しく困窮し、農村が一般に疲弊していく一面である。この両者は一見互いに矛盾し相対立する局面のようであるが、現実的には複雑な農村の社会関係の下で互いに刺激しあう形で進行した。

前者の農業生産力が展開する側面については、前節で詳述したようにその生産力の担ない手（自小作前進層）の場合は、米価の暴落を増収によってカバーしようとした。米だけでなく、小麦も作り、菜種もやさいも作った。そのために経営の合理化が必要であれば、惜しみなく新しい機械を買ったのである。

一方、農村には家族労働力の構成や年齢のため、またその他の条件のために、「ハマル」ことも「キバル」こともできない農民層がある。また、地主層がいる。地主の経済は米価の動向に一〇〇パーセント左右される。勤労者と違って増収によって米価の暴落に抵抗することはできないからである。以下この時期の恐慌の佐賀市及び周辺の農家への影響と、それに対応した施策、そして農業団体の活動にふれておきたい。

1 昭和恐慌と農家経済

わが国の経済は、第一次世界大戦の未曾有の好況と戦後の一時的な景気のおとは、慢性的な不況の時代が続いていた。そして昭和二年（一九二七）の金融恐慌とそれに続く世界恐慌におそわれた。

佐賀では金融恐慌に先立つ大正十五年（一九二六）に、神埼実業銀行と古賀銀行の休業があった。この両銀行休業の直接の原因は、主要取引企業（神埼実業銀行は福岡の姪の浜炭坑、古賀銀行は佐賀炭坑と松島炭坑）が、炭価の暴落によって経営的に破たんし、そのあおりをうけたものであった。両行とも県下の有力銀

表(1) 昭和恐慌期の米・麦・繭価格推移

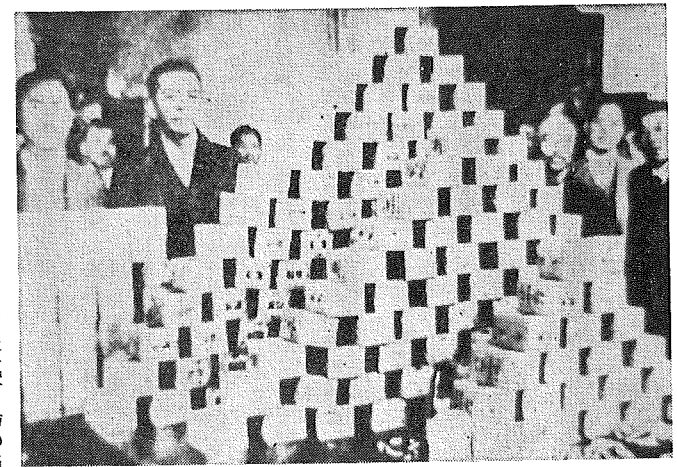
年	種別		
	米(1石)	小麦(1石)	繭(1貫)
大正14年	40.71 (100.0)	10.00 (100.0)	11.25 (100.0)
昭和元年	33.85 (83.1)	8.70 (87.0)	9.28 (82.5)
2	34.42 (84.5)	7.71 (77.1)	7.18 (63.8)
3	29.51 (72.5)	7.67 (76.7)	6.88 (61.2)
4	28.41 (69.8)	7.52 (75.2)	7.57 (67.3)
5	24.93 (61.2)	6.05 (60.5)	4.00 (35.6)
6	17.77 (43.7)	4.22 (42.2)	3.08 (27.4)
7	21.33 (52.4)	5.72 (57.2)	2.54 (22.6)

注 大内力「農業史」172ページより作成。

年頃ヨリ不景気が襲来シ五、六、七年ト漸次深刻ノ度ヲ加ヘ農産物、工業製品、其ノ他一般物価ハ暴落ニ次グ暴落ヲ以テシ農村ト云ハズ都会ト云ハズ非常ナル窮乏ヲ告グルニ至ツタ^③とくに米作を生命とする平坦農家にとって、農産物価格の下落、なかでも米価の動向は重要であった。当時の米価の下落は表(1)のとおりであるが、その暴落はすさまじいものがあった。

例えば大正十四年(一九二五)に石当り四十円であった米価が、昭和になってただちに三十円台に下落し、昭和四年(一九二九)には早くも三十円を割ってしまった。その後も米価は年々下落を続け、昭和六年(一九三一)には実に十七円まで低落するのである。大正十四年の価格に対して四三パーセントという半値以下への大暴落である。米収入にその大半を依存する平坦米作農家にとって、この暴落が決定的なものであったことは言うまでもない。

また米に次いで商品化率の高い小麦についても、これも米に劣らない価格の暴落をみせた。大正十四年の価格に対し昭和六年の価格は比率にして四二パーセントにしか当らない。繭に至ってはこの間実に四分の一水準に暴落している。こうした価格暴落は、もとより恐慌によるものであるが、加えて大幅な外地米



大正15年6月、佐賀百六銀行の支払資金準備

た金解禁が、ニューヨークの株式市場の崩落と重なったため世界大恐慌の影響をもろに受ける結果となり、未曾有の深刻な不況に陥ったのである。佐賀県の経済ももちろんこの影響をうけた。

資料はその甚大な影響を次のように述べている。すなわち、「世界経済界ノ不況ノ影響ヲ受ケ昭和三、四

行であったため、佐賀の経済界は文字どおり恐慌状態を呈し、県下全域にその騒ぎが広がり各銀行の取付と^{パニツク}なった。この取付騒ぎは日銀の資金援助によってようやく翌十五年(一九二六)には鎮静したが、大正期の慢性的不況が集約された事件であった。しかしこの騒ぎは単なる前ぶれであって、翌昭和二年(一九二七)には、全国的に深刻で本格的な金融恐慌に見まわれることになった。

佐賀県における、銀行休業は、同年「四月二十二日佐賀県庁ニ於テ、本県銀行組合ノ申合せニヨリ、且ツ東京、大阪其他各地ノ銀行ト行動ヲ共ニシ兩日間臨時休業ノ旨地方長官ニ届出ツ^④」として県下一斉にモラトリアム(預貯金の支払一時停止)にはいった。この銀行休業は県下経済界に再び大きなショックを与え、主要製紙の操短、陶磁器業者の倒産が続出した。そして国がこの恐慌脱出策として打っ

表(2) 昭和期佐賀県農家の経済収支 (単位円)

年	農業所得	兼業所得	学事収入	合計	家計費	差引余剰
昭和6年	367	220	74	661	696	△ 35
7	519	125	119	763	768	△ 5
8	451	224	215	890	850	40
9	665	251	80	996	832	164
10	611	243	83	937	793	144
11	774	301	104	1,179	912	267
12	849	330	214	1,393	1,012	381
13	789	267	80	1,136	850	286

注 後川英二「佐賀県下農業経営の動向と農家経済」による。

輸入による点も重要である。

わが国が明治末期以降、米の輸入国に転化したのは周知のことである。それが第一次世界大戦の米騒動を契機として、産米増殖計画が実施され、その重点が朝鮮・台湾におかれたため、とくに昭和にはいつてからはその増産効果が輸入米となって急激に増加し、それまでせいぜい内地産米量の一〇パーセント以下であった輸入米の量が、もっとも米価下落の激しい昭和六〇七年には二〇パーセントから二五パーセントに及んでいた。しかもこれら輸入米は、輸出側にとっては植民地的窮迫販売であったから、価格は当然格安であった。こうした安い外地米の大量輸入が、恐慌要因と重なって米価を大幅に下落させたのである。

この結果農家経済はきわめて悪化し苦しい事態にたち至るのであるが、今その点を見ると表(2)のようになる。これによると米価がもっとも低落した昭和六年(一九三一)は、農家経済は完全な赤字となっている。この赤字は翌七年まで続いている。農業所得が大幅に落ちているにもかかわらず、赤字がこの程度でとまっているのは、農業所得の六〇パーセントにおよぶ兼業所得の補填があったからである。もちろんこの時期は兼業といっても救農土木事業など公共事業が主体であったであろう。それでも農業所得を補う点では重要なものであった。その後農家経済はややもち直すが、それは農業所得の増大によってではなく、家計を切りつ

め、兼業に依存するといった過少消費と過重労働によっていることを重視しなければならない。

事実昭和十一年(一九三六)に行われた佐賀県の調査によると、「世帯主ノ職業別ニ依ル収入ハ荷馬車等挽業ノ二一円三二銭ヲ最高トシ、大工・左官・石工等職人ノ一九円二五銭之ニ次キ、職工ノ一八円四一銭等ノ如ク技術又ハ多少ノ資金ヲ伴ウ労働者ノ収入多額ニシテ、商業ノ一五円六九銭、農業ノ一三円六八銭、工業ノ一三円三四銭」とある。

つまり農民の収入は職業別でも一段と低く、農民はまさに塗炭の苦しい生活にあえいだのであった。

2 農村更生など救農対策

昭和恐慌による農家経済の悪化は、農村の疲弊となって大きな社会問題となった。これに対して政府は昭和七年(一九三二)にいわゆる救農議會を開催していくつかの緊急対策を組んだが、その主なものは「救農土木事業」、「負債整理事業」、「農村更生運動」などであった。

救農土木事業は疲弊し窮乏した農民に、出役労賃を散布し多少とも所得を補う目的で行われた。とくに、それが小規模土地改良事業や町村道の整理などである場合は、直接に農業生産に役立った。昭和七年にはかなり予算もつき、不況にあえぐ農民をして息つかせる効果をあげたが、軍事費膨張のあおりをくって、翌八年、九年と次第に減額され、十年にはついに打ち切られてしまった。

また「負債整理事業」についても、不況で負債だけが累増する農家経済の破綻を救済し、それを建て直す目的で行われた。

表(3) 佐賀県農家の負債状況

負債内訳	昭和10年	昭和12年
	(円)	
1戸当負債額	1,003	983
借入先別負債額	銀行	214
	産業組合	235
	頼母子講	320
	個人	197
	その他	37
調査戸数	56,865	51,690

注 後川英二『佐賀県下農業経営の動向と農家経済』昭和12年・佐賀県農会による。

る高利貸借換資金に充当することになった。この事業は表(4)のとおり昭和八年から本格化し各集落ごとに負債整理組合をつくり、市町村に負債整理委員会を置いて運用に当らせた。ただ運用に当っては銀行や産業組合の貸付は対象からはずし、それ以外の高利貸や商人からの高利債で、整理組合のあっせんを受けて条件を緩和した負債を事業の対象とした。その限りでは一定の救済効果があったことは否定できないが、農家の実情としてはそういう委員会のあっせんを受けるようなのは高利貸といっても表(おもて)の借金であり、も

るときびしい条件の裏の借金もあった。そのような裏の借金にあえいでいるのは、当然貧農層に多いから、貧農層を救えないで何んのための負債整理かという批判も当時あった。

しかしこの負債整理事業を契機として「隣保共助ノ精神ニ則^レリ」(負債整理組合法第一条、第十条)負債

農家の戸別に更生計画が樹立され、再建への足場がつけられた。すなわち、「組合員ノ負債整理ヲ為サシムト共ニ一方経済更生計画ヲ樹立セシメ尚其ノ共同的精神ニ依リ共同事業又ハ共通的事业ヲ為サシメ負債償還ノ確実ヲ期ス」方向で事業が行われたのである。しかし何んといっても昭和十二年(一九三七)までに融資される(計画を含む)予定の資金枠は県下で百二十三万円であり、総額七千万円といわれる負債総額に比較して、余りにも少額であった。

次いで「経済更生運動」であるが、本県の場合、昭和七年以降次々に市町村を指定し、指定された市町村は市町村としての経済更生計画をたて、それに対し国や県が補助金を流して計画に盛り込まれた事業の推進を図った。昭和七年に二十五町村、同八年も二十五町村、同九年十六町村、同十年一〇町村といった具合に次々この指定を受けた。平坦部の市町村はなぜか指定が遅れ十年以降の指定となっている。「佐賀段階」へと生産力を発展させている最中なのだから、このような「セカラシカ」ことを敬遠したという見解もある。^⑥

さてこの経済更生運動であるが、経済更生といったものの、その内容はきわめて精神主義的な面が強かった。計画の基本には「精神作興」がおかれ、国民精神の作興、更生(勤儉貯蓄)精神の作興、農村教育の徹底が主要課題となった。

このほか「社会教育」では婦人会活動の促進、男女青年団活動の促進。

表(4) 県下負債整理組合設立及び融資

年	委員 会立 設	組合設立	資金融通額 円
昭和8年	8	35	—
9	16	20	31,500
10	12	30	600,000
11	12	30	300,000
12	—	—	300,000
計	48	115	1,231,500

注 佐賀県産業調査会答申書。但し11、12年は見込み。

「生活改善」では時間の励行。年中行事集会等の統制。記帳の励行。台所改善、冠婚葬祭の改善、衛生思想の啓発があった。そして「耕地の整理」、「米麦など生産物の増産計画」、「自給経済の拡充」、「生産物の販売統制」、「貯蓄・負債整理」等と続いている。農産物の生産増加をうたってはいるが、そのための具体的な施策や物的な施設・資金計画は示されておらず、ただ一割増収といった目標が掲げられているにすぎない。計画の柱に「自給経済の拡充」があるのは、当時の時代的な思想の反映であろう。

昭和恐慌とそれによる農村の窮乏の原因を、経済の構造的な危機とはみないで、むしろ農民の商品貨幣経済への傾斜、生活における冗費の増大にあるとし、もっぱら農民の自戒と自給経済化を訴えて、その解決をはかるうとしている。各市町村の更生計画の冒頭には、必ず「経済界ノ不況ト農産物ノ暴落ニ遭遇セル我農村ノ惨禍ハ実ニ名状スベカラザル有様ナリ」といった現状把握があり、それをまた「農民徒ラニ交換経済ヲ謳歌シ自給経済ヲ忘レ」「生活奢侈ニ流レ」「今日ノ窮乏ヲ拡大シ自滅深刻ニ導キシコト返ス返スモ遺憾ニシテ」といった自省の言葉でその要因把握が行われている。従って解決の途は、あくまで精神作興を基礎とし、勤儉節約を旨とした生活改善の励行におかれた。生活改善に関して例えば昭和十年度指定の佐賀郡兵庫村では、次のような協定を定め、その励行を強制した。

- 一、日常生活ニ付予算ヲ立テ生活ヲ合理化セシムルコト
- 二、経済厚生簿・農業経営簿ノ記帳ヲ励行スルコト
- 三、勤労精神ヲ振興シ各戸拾銭以上ノ貯金ヲ励行スルコト
- 四、努メテ自給経済ニ立脚シ購入ヲ節減スルコト

- 五、婚儀ハ成ル可ク神前又ハ仏前ニテ厳肅ニ行イ披露ハ挨拶回リニ止メ宴会ハ範圍ヲ狭クシ簡素ニスルコト
- 六、結納ハ金納トシ祝儀返シハ廃スルコト
- 七、宴会時間ハ四時間以内ニ止メ午後十二時迄ニ切上グルコト
- 八、結婚費ハ各自年収ノ三割以下トスルコト
- 九、衣裳見セハ全廃スルコト
- 十、初歩キノ土産物正月ノ餅配リ頼ミ茶講及着帯祝ヲ全廃スルコト
- 十一、葬儀ノ際出立御膳ハ親族組合ニ限リ行イ一般会葬者へハ供セサルコト
- 十二、香典返シ及会葬者ニ対スル贈物ヲナザルコト
- 十三、早起ヲ実行シ時間ヲ励行スルコト
 - 自四月至十月、起床午前五時 就床午後十時
 - 自十一月至三月、起床六時 就床十時
- 十四、公私ヲ問ワズ各種ノ会合ニハ開閉ノ時間ヲ厳守シ事故ノ為メ遅刻欠席スル場合ハ前以テ其旨届クルコト
- 十五、夜間訪問スル場合ハ午後十時限り帰宅スルコト
- 十六、服装ハ質素ニスルコト
- 十七、宴会費ヲ輕減シ宴会ノ数ヲ減スルコト
- 十八、入営兵ハ所定ノ軍服ヲ着用スルコト
- 十九、入退兵ニ対スル招待的ノ宴会若ハ金員ノ贈呈又ハ入退営兵ノ自宅ニ於テ酒肴ヲ受クル等ノ如キハ成ル可ク廢止シ各区ニ於テ簡素ナル送迎ノ宴ヲ開クコト
- 二十、各種ノ講話会及講習会等ノ出席ハ勿論視察会展覽会品評会等ニハ可成出品シ參觀研究ヲナスコト
- 二一、生活必需品中適當ナル品目ハ成ル可ク実行組合又ハ産業組合等ニ於テ共同購入ヲナスコト

表(5) 佐賀県小作地及び小作農家割合の推移

年	比率		小作農家に占める割合	
	総耕地小作地比率 (%)	田の小作地比率 (%)	畑の小作地比率 (%)	総農家小作農家 (%)
昭和1年	41.8	45.8	30.7	21.5
2	41.2	45.0	30.4	20.9
3	41.1	45.2	29.4	20.9
4	43.4	47.9	28.6	20.1
5	43.4	47.8	29.0	20.2
6	43.4	47.6	29.8	19.8
7	43.9	47.8	31.4	19.6
8	43.4	47.6	31.2	19.9
9	43.5	47.6	29.8	20.4
10	43.6	47.5	30.7	20.4
11	43.5	47.2	31.6	20.6
12	43.4	47.1	31.2	21.0
13	43.7	47.6	30.5	19.7
14	43.6	47.4	31.5	19.6
15	43.1	46.9	30.5	20.2
16	45.0	49.3	28.3	20.3
17	45.6	50.0	28.8	23.3
18	45.1	49.8	26.6	22.2
19	44.7	49.3	27.0	22.1
20	43.6	47.4	28.6	

注 「佐賀県統計書」による。

そこで昭和期にはいつてからの地主制の動向をうかがうために、まず耕地の小作地比率を表(5)によってみておきたい。大正末期から昭和初期にかけて、佐賀県の小作地割合は、全耕地で四一パーセント台、水田では四五パーセントに達していた。畑は約三〇パーセント台である。しかし昭和恐慌の影響でこの小作地割合はとくに水田においてさらに上昇し、昭和四年以降四七パーセント水準まで上昇する。そして戦争が激化していく昭和十六年(一九四一)以降はほぼ五〇パーセント台に達するのである。この推移は表(6)にみるように佐賀郡においてもほぼ同様であるが、ただ比率が県水準よりやや高く、大正末期までにすでに四九パーセント台に達しており、昭和十年には五一パーセントまで上昇するのである。

全国的にいつて小作地比率は昭和十年前後をピークとし、その後は漸減傾向を示すのであるが、佐賀の場合は同十五年以降さらにその比率が上昇していく。

ただこの傾向は、佐賀での地主的土地所有が必ずしもこの間拡大され、強化されたことを意味しない。むしろ逆に規模の大きな大地主は、この間貸付地を整理し縮小しているのである。佐賀郡内でもっとも大きな地主であった早津江

(二二) 節酒節煙ニ努ムルコト(未成年者ハ禁酒禁煙)
 二三、村内ノ年始廻リヲ廃止シ拜賀式ニ參列シ年賀状ハ村報告等ヲ以テ代行スルコト

以上の取り決めは当時の経済更生運動ばかりでなく、戦時色の濃くなる昭和十年(一九三五)当時の農村生活を知る上でも興味がある。婚礼費用は年収の三割以下とし、また衣裳見せを全廃するなどある。もちろんこうした「精神作興」と「生活改善」が基礎になってはいたが、生産・技術対策が皆無であったわけではない。しかしあったにせよそれは一般に奨励・普及・教育にとどまって、生産増強といっても資金的な裏付けがあったのは、競犁会、泥土揚共進会、堆肥共進会、多収穫品評会、水田裏作品評会等々のいわゆる奨励事業にすぎない。施設に対する資金としては、せいぜい堆肥舎建築助成、泥土揚器購入補助、共同作業場建設程度であった。そのようなわずかな助成であっても、佐賀市周辺では、電気灌漑以来水田生産力は伸びて「佐賀段階」を形成し、「自小作前進」は明確な形をとっていくのである。しかしやがて戦時色が濃厚となり、出征や工業へと労働力が流出し生産資材も乏しくなっていくと、食糧増産に歯をくいしばって努力しなければならなくなった。その場合に、「精神作興」を柱とした経済更生運動が容易に「銃後の農村」の柱へと切りかえられていったのである。

3 自作農創設と地主制の後退

戦前の日本農業に大きな影響を及ぼしていた地主制について、明治期から大正期にかけての実態は部分的ではあるが本史第三巻(六七五ページ以下)において説明したところである。

表(6) 佐賀郡小作地面積比率推移(%)

年	小作地率	田の小作地率	畑の小作地率	総耕地の小作地率
大正10年	49.2	35.1	47.5	
14	49.2	36.9	47.6	
昭和3年	47.3	34.6	45.8	
5	49.3	34.2	47.7	
8	50.6	44.9	49.9	
10	51.1	39.4	49.8	
12	49.8	38.9	48.6	
13	50.6	42.4	49.7	

注 「佐賀県統計書」による。

ントに減少した。大土地所有戸数ほどその減少が著しいのである。つまり米価の暴落のつづいたこの時期は規模の大きな地主にとって決定的な後退期であったのである。

以上の小作地率の漸増、大地主の没落という特徴的な傾向の底流を、戦争の激化する以前、すなわち昭和十年頃の時点で考察してみよう。もちろん、土地所有関係は複雑な社会経済要因がからみあったものであるから、いちがいに割り切ってしまうことはむずかしいが、少なくとも今まで述べてきた農業をめぐる諸要因との関連において考えられることは次のとおりである。

まず、小作地率の漸増は、佐賀平畑地帯農家の前に述べた「自作前進」の小作地拡大過程に照応するものである。しからば、その小作地はどこから手に入れたか。新しく前進農家に小作地を供給した者は、年雇

を放出して三〜五町歩経営を縮小した大農、次に老齢化・兼業従事、応召挙家離村等によって耕作を中止または縮小した農家であろう。大地主の没落は、佐賀県において恐慌の影響を最も深刻にうけとめたのは大地主であることを示すもので、彼らは単に米価の暴落だけでなく、他の事業とくに銀行業に手を出していたため、両面から甚大な打撃を受けたのである。彼らが手放した小作地を買ったのは、大正期のように別な大地主ではなく、自作前進の自作地拡大の過程にあった前進農家であったことは確実である。

この地主後退の傾向はとくに戦争期にはいっていちだんと顕著なものとなった。それは国民経済全体なから地主の位置が大幅に後退し、また政策の上でも小作農民をある程度保護して食糧の増産確保をはかる政策的要求が強まってきたからである。その具体的なあらわれは地主に納める小作米の米価と、生産者の米価

表(7) 大正11年を100とした耕地規模別所有者の増減 (佐賀県)

階層	年	昭和2年	昭和7年	昭和12年
総戸数	91.9	98.0	93.9	
5反未満	103.1	92.5	83.9	
5反〜1町	97.9	94.8	93.2	
1町〜3町	106.8	115.8	119.7	
3町〜5町	98.8	106.6	100.2	
5町〜10町	94.7	97.4	80.3	
10町〜50町	90.6	84.9	70.0	
50町以上	93.8	59.4	34.4	

注 「佐賀県史」下巻472ページ表4による。

にはこれに奨励金を加えて、実質的な二重米価制の採用であった。これは明らかに直接生産者と地主とを区別し、農業生産に従事しないで小作料を収取するだけの地主の反社会的性格を政府が明示した事になった。また、次に述べる「自作農創設維持政策」にせよ「小作調停法」にしても、地主・小作間の対立・紛争をある程度小作人に有利な方向で統制・和解決せ、小作農の自作農化を政策的に支援する形が明確になってきた。

すなわち「自作農創設維持法」は「農地問題ノ緩和解決ヲ図リ農家経済ノ安定ヲ期スル上ニ於テ最モ緊要ナリ」として、大正十四年

表(8) 佐賀県自作農奨励資金貸付事業の推移

年	貸付金額	貸付人員	購入維持 反別
大正14年	150	187	40
昭和元年	300	264	76
2	100	113	27
3	180	183	41
4	190	143	42
5	210	186	48
6	220	222	63
7	239	251	56
8	240	258	76
9	270	296	88
計	2,099	2,103	557

注 「佐賀県産業調査会答申書」昭和10年による。

実収小作料に最近五か年の平均価格を乗じたものから公租公課を差引いた額、つまり地主の通常の純収入を六・二七パーセントで資本還元したものであった。このため地主にとっては通常の純収入を基礎とした価格で土地の売却が保証されることになるが、小作農にとっては豊凶に関係なく二十五年もの長期にわたって高率の小作料相当額を現金で払込まなくては、自作農になれなかった。従って一部には「地主の土地売り逃げを積極的に援護するものだ」という批判もあった。

佐賀県での実績は表(8)に示したとおりで、例えば昭和七年(一九三二)を例にとると、貸付の対象となった人員が二五一人。貸付金額が二十三万九千円。一人当たり九百五十二円となり、動いた面積が五六町となっている。これは当時の県下の小作地面積のわずかに〇・二パーセントにしかあたらない。昭和九年までの累

(一九二五)から簡易生命保険積立金を充てて行われた。利子四分八厘のうち県が一分三厘の利子補給を行い、三分五厘の十五年半年賦均等償還で始められた。のちに(昭和元年から)国が一分三厘の利子補給を行うようになったため県の補給は中止され、三分五厘の二十四か半年賦均等償還として行われた。要するにこの制度は、自作農の創設を積極的に推し進めるために、小作農に資金を貸付け、一方地主に対してもその売却を促すものであった。ただ貸付の基準とされた地価は、平年作の

計面積五六三町にしても、事業の開始された大正十四年(一九二五)当時の小作地面積の一・八パーセントを占めるだけである。実数的にはそれほど大きな成果をあげたとはいえないが、国が小作地の自作地化を援助することによって、地主的土地所有に対する一種の否定的一面をもった自作農創設の施策にふみ切ったことの意義は大きいであろう。

そして昭和十三年の「農地調整法」では、県が地主に対して土地の売却について積極的に協議を求めることができるようになり、また小作権についてもその強化を図り、特別の事情のない限り地主が一方的に小作契約を解除することをできなくした。これらはいずれも自作農創設についてある程度の強制力を認め、地主の貸付地の解放を促すものであった。同時にまた小作人の地位を強める方策でもあった。そして昭和十四年(一九三九)にはさらに「小作料統制令」が公布され、政府は小作料ばかりでなく、具体的な小作契約の内容にまで立ちいることになるのである。

佐賀郡内のある地主の日記には、当時のこの資金による土地処分の模様を次のように書いている。

「自作農創設事業ノ為土地処分セル分。昭和十九年夏頃ヨリ佐賀県庁経済部農務課地方技師水上辰氏ノ度々来訪アリテ自作農創設事業ノ為、田畑処分アリ度キ旨勸奨アリタリ。知事名儀ニテ勸奨状モ受取りタリ。農村ノ稼働人員戦局ノ緊迫ニヨリ益々減少シ田畑殊ニ遠在ノモノニアリテハ田畑管理上益々困難ヲ来シ又一方相統稅納付ノ為ニモ資金ノ必要ヲ感ジ茲ニ新開地ヨリ漸次処分スル決意ヲナシ十一月二十八日村役場ニテ自作農創設協議会ヲ水上技師主催ノ上ニ日本勸業銀行佐賀支店糸山辰三氏等立会ノ下ニ開催シ、大体標準値ヲ左ノ通り定メ小作人ニ示シタリ。

一、×××

表(9) 佐賀郡本庄村における地主の規模

地主数	3反未満	3反～5反	5反～1町	1町～3町	3町～5町	5町以上
175(戸)	64	30	50	30	—	1
100(%)	37	17	29	17	—	0

注 『佐賀県農地改革史』下巻24ページより作成。

- 第一線ヨリ第三線マデ七百五拾円
- 第四線 六百五拾円
- 第五線 三百円より五百円
- 平均六百六拾円

従ってこの間表(5)、表(6)にみるように小作地比率が増大したとはいっても、それは地主的土地所有が一層強力になり、その支配が一層強化されたのではない。むしろ比較的大きな地主の間では、この間創設事業を利用して、土地を売りその規模を縮小する動きさえでているのである。

しかし、にもかかわらず小作地比率が上昇しているのは、むしろ戦争の影響で、応召・徴用など基幹労力を失った農家が、やむを得ず労力対策として土地を一時的に小作に出す傾向が強まったとみていいであろう。従って地主といってもごく零細地主なのである。事実昭和二十五年(一九四五)十一月の調査によると、表(9)のように例えば本庄村における一七五人の貸付地主のうち、全体の三七パーセントに当る五八人の地主が貸付地三反以下の零細地主であり、一町以下が実に八三パーセントを占めている。五町以上がわずか一人いるにすぎない。

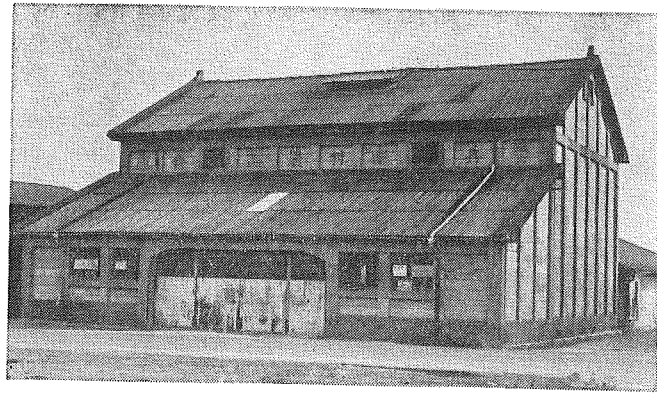
この本庄村の事例がそのまま佐賀平坦地の実態ではないにしても、終戦前の地主的土地所有が、きわめて零細規模の小土地所有形態であったことはいえるであろう。

4 農業団体の再編成

大正期において活躍した代表的な農業団体は、農会法及び農会令(明治三十三年)に基づく農会と、産業組合法(明治三十四年)に基づく産業組合であった。前者は主として農事指導にあたり、後者は主として組合員たる農家のために経済活動を行うものである。そして佐賀県の特徴としては、農会は農会法が制定される以前、すなわち明治二十八年(一八九五)に早くも県農会を設立し、郡農会以下町村農会の組織化に着手する等、全国的動向より一步先んじていた。これに反し産業組合は著しく立ち後れており、大正四年(一九一五)に佐賀郡には一九の産業組合が設立されていたが、全村を組合地域として事業を開始しているのは川上村だけであって、他は部落単位か事業未開始という状態であった^⑩。

以上のような形でそれぞれ特徴のある二つの代表的農業団体であるが、その中でまず農事指導にあたる農会のこの時期における主なる活動は次のとおりである。

その最もめざましいのは、佐賀平坦地農業の螟虫防除・水稻一期作への切り替えに対する郡農会のすさまじいばかりの指導督励である。「佐賀段階」の成立は意欲的な自小作前進農家が実現したとはいいながらも、それを先に立って指導し、後から推進したのは佐賀郡農会と各村農会であった。当時の佐賀平坦地帯の村農会の努力は高く評価され、その功績は「佐賀段階」とともに忘れることはできないであろう。しかしながらその活動の詳細は前各項において具体的に述べられているので、ここではその重要性を指摘するにとどめておく。



兵庫村(町)西中野の農業倉庫

このように昭和初期に入って、佐賀県でも農会と産業組合とはそれぞれ本来の使命に分化していったと考えるとよいが、農会は前項の経済更生運動においては、今までの単なる技術指導から経営指導、さらには農家の簿記指導を通じて生活改善指導にまで活動の分野を

ある。しかもこれは寄託米麦を担保とする倉庫証券を発行しそれによって金融の便宜を与えられていた。従って農業倉庫は販売の仲立又は取次を行うもので、取次は完全な相対取引であるが、仲立の場合に結果として各寄託者の共同販売が成立することもある。その農業倉庫の経営者は全国的には産業組合が多かった

が、佐賀県ではその立ち後れが影響して、大正期においては農会の経営するものが相対的に多かった。また、大正十三年度において農会の扱った米は二〇万俵、昭和六年には五〇万俵に達した。これに対し産業組合は手も足も出ない状態であったといわれる。¹⁴⁾ 一般的に農業倉庫を利用する者は地主が圧倒的であって、一般農家は村々を回ってくる庭先商人に売るのがむしろ普通であった。

しかし次に述べるように、産業組合が拡大整備されるに及んで、米麦の共同販売に力点がおかれるようになり、農業倉庫の経営も次第に農会の経営を押しえて産業組合倉庫の新設が顕著になっていった。

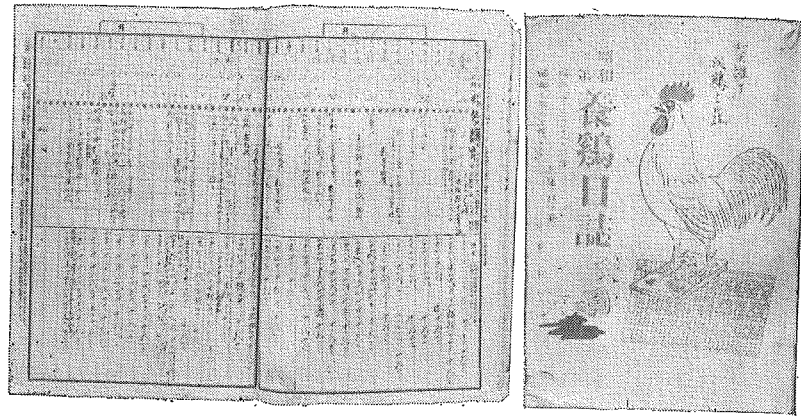


佐賀県農会が発行した刊行物「成功農家」

次に佐賀郡農会の特徴は明治末期から肥料共同購入のあっせんをなしていたことである。これは元来経済活動に属する事業であるけれども、佐賀県における農会の先行性、産業組合の立ち後れという前述の事情からして、多肥農業の育成のために農事指導にあたる農会が着手したわけである。¹⁵⁾

ところが次に述べるように大正中中期から次第に産業組合が整備拡大され、事業活動も地に着きはじめると、共同購買事業の花形である肥料購入においても農会の実績を侵すようになり、両者はしばしば縄張り争いを演ずるようになった。前述のような事情によって、農会が肥料共同購入のあっせんを行うのは、全国で佐賀県農会だけといってもよいのに対し、産業組合側では県連合会があり、全国連合会

があり、これらは直接に肥料メーカーと結んでいるので、農会側は次第に後退せざるを得なかった。これに似たものに農業倉庫を利用する米麦の共同販売がある。農業倉庫とは産業組合や農会、市町村等の営利を目的としない団体が、農業者の生産物及び地主の小作米等を、その寄託によって保管、再調製、運送及び販売の仲立又は取次をするために、大正六年(一九一七)「農業倉庫業法」によって設立されたもので



農家経営の記録『養鶏日記』

する小麦作の発展等が、現実に農家の余剰米販売を可能にしたことが考えられる。そして昭和十一年には産業組合の共販量は、米八二万俵、小麦一八万俵、菜種五万袋に達し、十三年にはさらに米一一三万俵、麦三二万俵と急増している。

このような共同販売、共同購買の増進の影響をもちかぶったのは、佐賀市の商人であって、いうまでもなく佐賀市の商業の大半は農村を相手としている。ところが米麦や、肥料・農具はもとより日用雑貨にいたるまで、組合活動の手中に次第に収められる状況であるから、ここにいわゆる「反産運動」が展開されることになる。

その初発は、昭和八年（一九三三）十一月、佐賀市公会堂において米穀商・肥料商を中軸とする勢力が「商権擁護」のスロ―ガンの下に、産業組合偏重を排撃する集会をなした。これは当時、農村恐慌の只中にある農・商の共に苦しい闘いであったが、もちろん佐賀市、佐賀県だけの問題ではなく、大きな政治問題として続くのである。

さらにこの時期の経済更生運動と切り離されない農業団体の

表(10) 大正4年以降の組合数、組合員数、事業量の比較

年	組合	組合員	組合員	1 組合 当り		
				購買高	販売高	利用料
大正4年	147	12,572	86	1,210	2,415	1,169
9	121	15,072	125	5,746	1,440	1,085
14	142	45,899	327	20,162	7,236	618
昭和5年	146	67,693	463	15,280	20,673	1,453
11	165	85,292	517	32,000	88,600	923

注 大正14年までは『佐賀県農業団体史』、以下は『佐賀県統計書』により計算。

ひるげていく。

ところが戦時体制に入ると、後に述べるように食糧増産のためにきわめて困難な任務を負わされることになるのである。

次に産業組合については、明治末期の草創期にもたついていたが、県下を概観した場合、大正末期になってようやく発展の基礎が作られる。すなわち、表(10)によって大正四年（一九一五）以降の組合数、組合員数、事業量を比較してみると、大正十四年には組合数は停滞しているが、組合員数は三倍以上に増加しており、昭和十一年（一九三六）には組合数も著増し、組合員は一組合五〇〇人を越える。すなわち、この時点で佐賀県では全市町村組合結成、全農家加入、全組合四種事業（信用・購買・販売・利用）兼営という偉業を達成するのである。そしてその事業量をみても明らかのように、大正期までは購買高が販売高をリードしていたのに、昭和期になると両者とも増加するが、とくに販売高増加が目覚ましいものがある。

このことは大正期に農会に牛耳られていた米・小麦の共同販売がようやく産業組合の手に移りつつあることを示すものである。それは産業組合に対する農業倉庫建設のための国庫補助その他の便宜が与えられたことと、経済更生運動による共同意識の徹底、佐賀平坦地帯では「佐賀段階」への米反収の上昇、それと並行



戦前の小型耕耘機

動きとして、商業的作目を奨励するにあたって特殊な組合が設立されたことである。もちろん法によるものではなく、関係者だけの小規模な組合で野菜の共同出荷組合のようなものである。佐賀市周辺でも、川上、久保泉、春日村あたりでは、古くから養蚕組合などが作られていたが、経済更生運動における多角経営奨励の中から、野菜・たまご・薬工品などの組合が各地に生まれた。佐賀市周辺で特記すべきは酪農組合である。

昭和初期から太平洋戦争の間にかけて、佐賀市周辺の牛乳生産の主流は若干の搾乳業者によって占められていたが、経済更生運動の中で当時「農乳」といわれた農家による乳牛飼養・搾乳が始められた。昭和七、八年の頃で東与賀村が中心であった。昭和十年二月に数人で「農乳組合」が結成され、飼育農家も周辺にひろがり、頭数も次第に増加したもので、十二〜十五年にかけて、西川副村、鍋島

村、西与賀村、南川副村等にも相次いで農乳組合が設立されていった。^⑩しかし戦争の勃発はこのような農家の自発的な組合を容赦なく潰滅させてしまった。戦時統制において、産業組合や農会のような系統組織は統制の手段となり、第一線の尖兵と編成されていく。

戦争が激化するにつれて、農村は多くの出征兵士を出しながら食糧増産に追われることになった。この場

合に、農会が共同作業等の指導督励の第一線に駆り立てられたことは大正期の晩稲一期作以来であるが、それも増産のための技術指導であるならば、農会の技術員は本来の任務としてよろこんで第一線に立ったであろう。しかし、昭和十六年（一九四一）十月には臨時農地等管理令に基づく農地作付統制規則が出されて、前年まで食料農産物を作付した農地には食糧以外の農産物を作付してはならぬことになった。自分の農地でも繊維作物や輸出作物などを自由に作ってはならぬというのである。これは第八章に述べる国家総動員法に基づく規制であるから、違反すれば刑罰の対象となる。

さらに同年十二月にはこれを強化するために農業生産統制令が出て、市町村農会はその地区において農業生産計画を立て（第三条）、それを実現するため地区の農業者に対し、生産すべき農産物の種類と数量（生産目標）又は作付面積を指示することができる（第五条）。また、そのために必要があれば農機具や家畜の使用について指示ができるし（第七条）、また共同作業等についても指示ができる（第六条）と定められた。この後段の規定は戦時中の資材、家畜、労働力不足の対策として強制的に共同化をなさしめようとするものである。ここでは「指示できる」という表現であるが、そもそも最初の農業生産計画なるものが国や県からの天下の性格が強いものであり、右に列挙した指示を地方長官（知事）は市町村農会に命ずることができるとしたものであるから、事実上は市町村農会が県の計画にもとづき各農家に命ずることとなった。明治期の螟虫問題以来、頑迷な農家には憎まれたりしながらも、専ら技術向上のために農家と苦難をともに努力してきた市町村農会が今や一転してその性格を変え、農家に対する命令機関と化そうとしていた。ことに同令第八条で応召などの労働力不足や何らかの理由で農業をやめたいと思う者は、農会に届け出て



米 供 出 の 準 備 作 業

農会がこれを承認しなければならぬと定めた。すなわち、農家は転業や離村も自由にならなくなったので、正に封建時代の農民緊縛と異ならない状態に陥っていた。このように市町村農会は農業統制の第一線として強引に悪代官の役割をあてがわれていたのである。これももちろん国家総動員法に依拠する強制であった。

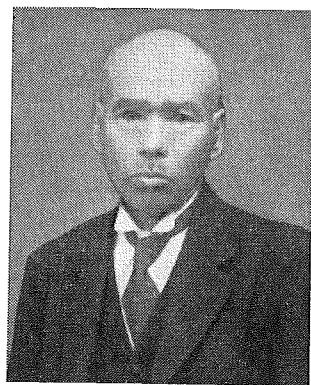
一方の産業組合の事情は、後に詳述するように食糧の需給関係が悪化したので、昭和十五年（一九四〇）より次第に米麦の自由売買が制限され、かつ強化されていったが、その場合、産業組合がその集荷機関となった。そして昭和十七年二月食糧管理法が制定されるに及び、完全な一元的集荷機関となった。生産者は所定の基準に基づく自家飯米及び種子を除いては、すべて産業組合（又は農業倉庫）において政府に売り渡さねばならなくなった。この場合、農会は食糧の増産と供出督励の役にまわり、産業組合は政府の代りにこれの買付機関となった。前に述べたように産業組合組織が米麦の共同販売において支配的な地位を占めるようになった実績が、この買付機関化を円滑にしたことはいなめない。

反対に農業用生産資材は肥料・農機具をはじめ、漸次不足の度を加えていったことはいまでもないであろう。これも産業組合を通じての一元的配給となった。産業組合の事業としても重要なものに信用事業がある。戦時中は米価の相対的有利性によって農家経済は必ずしも悪化していたわけではないので、政府はインフレーション緩和の手段として目標を立てて戦時公債の消化や貯蓄増強の宣伝に躍起となっていたことは、都市や農村においてもまったく同様である。産業組合は農村においてこの面でも重要な役割を演じていた。ところが昭和十八年（一九四三）には佐賀郡の産業組合において奇妙なことが起こった。

それは同年八月末の佐賀郡産業組合の貯金残高が、政府の必死の宣伝にもかかわらず、前年同期に比して増加するどころか一四パーセントも減少したのである。もっとも佐賀郡だけでなく、神埼郡と杵島郡がこれに続いてやや減少している。町村別にみると貯蓄目標を突破したものは西松浦郡山代町一か村で、県下一二五市町村組合の中で残りの八三か村は目標以下の増加、他の四一か村は減退である。新聞はこれを「不名誉極まる逆行町村」ときめつけたといわれるが、佐賀郡内ではこの逆行町村が相当に上ったことが推定される。これは佐賀郡の農家がとくに経済が悪かったというのではなく、生産も強制、供出も強制という強制的谷間で、わずかに自由になる貯金の処分においてささやかな抵抗を発揮したとみるべきであろう。

これより前、同年三月には農業団体が制定され、農会及び産業組合をはじめあらゆる農業関係団体が整理統合されることになった。

このことはすでに久しく朝野の論議を呼んでいたのであるが、本史第三巻でも述べたとおり、それらの設



佐賀郡支部長 江副九郎

とはいっても、佐賀県でそれが実現したのは同法の実施後、約十か月を要している。すなわち十八年もぎりぎりの十二月三十日、ようやく県農会、県産業組合連合会、産業組合中央会佐賀県支部、県養蚕組合連合会、県畜産組合連合会、県茶業組合連合会、県養鶏組合連合会並びに県果物青出荷統制組合会の八団体が解散統合して、新しい農業団体、すなわち「佐賀県農業会」を設立し、会長に代議士愛野時一郎を推薦した。さらに翌年一月八日、副会長及び常務理事その他役員を選任を終了して実際に発足したが、主なる役員とその系統は次のとおりである。^⑩

副会長 副島 元 市
 常務理事 (指導部長) 田崎 竹 一 (農会系)
 (経済第一部長) 古賀 丈 一 (産業組合系)
 (同 第二部長) 川崎 敏 正 (産業組合系)

理 事 (佐賀郡支部長) 江 副 九 郎 (本庄村村長)
 顧問 橋 爪 勇 (佐賀市長)

(以下関係外省略)

引続いて各郡、市町村においても「農業会」の設立が進められ、全農家はこれに加入させられることとなった。県下では同年二月末日までに下部農業会の設立を完了したといわれる。こうして農業会は農家の生産・供出、すなわち経済と生活の全週



昭和12年7月佐賀市に建設された産業会館

立の過程、性格・任務の相違があり、しかも設立以来三〇年以上の活動の歴史が農村に深く根を下しているのだから、その代表的な農会と産業組合を一本にまとめることは、いかに統制好きの官僚的発想でも容易に実現することはできなかったのである。

また、実現がおくれた背景には、万一、この統合が成功して一元的農業団体が成立すると、それはおよそ六百万農家の複雑な利害を総合して集中することになる。従ってその政治的勢力はきわめて強大になると考えられ、金力に依存する財界や武力を掌握する軍部等の支配者層に対して、その動向はあなどり難い存在となることをおそれた政治的判断もあったといわれている。

それが昭和十八年に至って曲りなりにも実現したのは、第一には生産資材の使用割当ては農会の扱うところであるが、その実際の供給は組合ルートでなされているのであり、それが円滑を欠くことが農業生産の障害になる等といった生産に直接からんでくるさしせまった事情があったこと、第二は農村にはもはや屈強な男子の影もなく老人と婦女子が主体という状況が、上記の政治的危惧を希薄にしたためであろう。

程を掌握し、農家を支配する新しい組織として活動を始めたのである。

注

- ① 「佐賀銀行史」昭和四十六年
- ② 「佐賀県史」下巻佐賀県・昭和四十二年
- ③ 「佐賀県産業調査会答申書」昭和十年
- ④ 「貧困階級者ノ生活調査」昭和十一年
- ⑤ 後川英二「佐賀県下農業経営の動向と農家経済」
- ⑥ 「佐賀県農業史」佐賀県農会・昭和十二年
- ⑦ 「干歳村経済計画書」昭和十年
- ⑧ 「兵庫村経済更生計画書」昭和十年
- ⑨ 「佐賀市史」第三卷（近代・明治期）「農業の発達と農村」を参照
- ⑩ 大内力「農業史」
- ⑪ 「佐賀県農地改革史」佐賀県・昭和二十六年
- ⑫ 久保山千里「佐賀県農業団体史」昭和三十八年
- ⑬ 佐賀市「佐賀市史」第三卷 七〇九ページ以下
- ⑭ 久保山千里「佐賀県農業団体史」（佐賀県農業協同組合中央会）一五ページ
- ⑮ 同 右 二五ページ
- ⑯ 同 右 八五ページ
- ⑰ 竹原祐睦「佐賀県略農二十年史」（佐賀県略農協同組合連合会）一一〇ページ
- ⑱ 「佐賀新聞七十五年史」三七八ページ
- ⑳ 同 右 三八〇ページ

（四）戦時体制下の農業

1 米作諸条件の荒廃

米作生産力の低落 佐賀平坦地帯の米反収は、前述のように昭和八年（一九三三）以降めざましい躍進を遂げ、ほぼ四五〇キログラムの水準をマークした。とくに同十三年には佐賀郡平均で四九二キログラム、町

村では半数以上が五〇〇キログラム水準を超えた。しかし、これが最高であってその後次第に低下していった。この十三年を含む十七年までの五か年間の佐賀県平均は三四六キログラムに過ぎない。これは平坦部以外の全域を含むとはいえ、十四年以降の米作の不振がいかにはげしいものであるかが分るだろう。ちなみに全国平均ではこの五年間は、その前の五年間（昭和七年から十二年まで）の平均に比し、わずかながら上昇しているのである。

このいちじるしい減少が昭和十四年の西日本一帯の大早ばつ（ただし平坦クリーク地帯では早ばつに不作なしといわれるように、大きな減収ではなかった）をはじめ、翌十五年から毎年のように襲来する台風や早霜等の自然災害にもとづくことは確かであるが、しかしそれを助長した人災的事情があることも見逃してはならない。それは優良品種「神山」の多収性に魅せられた佐賀県の農民が山麓地帯にまでこれを植えて、その作付率は県下水田面積の六割に及んだといわれる。いかに優良品種であってもこのように普及すると、何らかの条件の変化がもろに減収につながるのである。識者はすでに警戒の声を発していた。

昭和十五年には浮塵子の発生がみられたが、注油駆除によって被害を最少限度に食いとめることができた。ところが収穫量は予想をかなり下回った。それは当然警戒を要する現象であったが、「神山」を信頼する農民はそれを駆除したはずのウンカの所為に帰した。

昭和十六年もまた違った形ではあったが被害がでた。それは平年より四〇日も早く十月一日に早霜におそわれ「神山」一色でぬりつぶされた平野の稲田は余すところなく倒伏したのであった。減収は三割といわれた。肥料その他の要因もあるであろうが、ここでも単一品種の独占普及が関係者の間で深刻な反省をよびお

表(2) 農業従業者の減少

村及び年次		性別		計
		男	女	
南川副	昭和12年	1,102	903	2,005
	昭和14年	1,044	845	1,889
	増減	△ 58	△ 58	△ 116
本庄	昭和12年	427	370	797
	昭和14年	347	314	661
	増減	△ 80	△ 56	△ 136
東与賀	昭和12年	847	776	1,623
	昭和14年	683	717	1,400
	増減	△ 164	△ 59	△ 223
兵庫	昭和12年	668	666	1,334
	昭和14年	557	511	1,068
	増減	△ 111	△ 155	△ 266
城田	昭和12年	699	693	1,392
	昭和14年	624	609	1,233
	増減	△ 75	△ 84	△ 159
境野	昭和12年	315	326	641
	昭和14年	270	311	581
	増減	△ 45	△ 15	△ 60
蓮池	昭和12年	309	290	599
	昭和14年	253	263	516
	増減	△ 56	△ 27	△ 83

注 郷田寛一「労力不足と共同作業」(『帝国農会報』第29巻第8号・昭和14年) 288ページより作成。

「支那事変勃発スルヤ
 応召又ハ軍需工業或ハ
 鉾山労務ノ為ニ離村ス
 ル者相ツギ著シク農村
 労力ノ減退ヲ来シ年傭
 農夫ノ如キ全然皆無ノ
 状態トナレリ。斯ノ如
 キ状態ハ独リ本県ノミ
 ナラズ隣県ニ於テモ同
 様ノ状態ナルヘキヲ以
 テ従来ノ如ク福岡県乃
 至県内ヨリノ労力供給

か残らなかつたといつてよかつた。まさに農村人口は過剰対策が重要課題となつていた数年前の状況から、一転していかに農業労働力を維持し、その不足を補うかという労働力の不足対策にかわつてしまつた。

表(1)・(2)によると佐賀郡における農業従業者は、恐慌期の十年(一九三五)までは増加しているが、昭和十一年以降は一転して減少しつつある。また南川副や本庄など平坦各村でも昭和十二年から同十四年にかけてかなり大幅な減少をみせている。(しかし米作ではまだ反収減には結びついていない)これ以降の統計が、戦時体制のため公にされていらないが、事態はさらに悪化していったと推測される。例えば、

表(1) 佐賀郡農業従事者の推移

年	性別		計
	男	女	
昭和元年	16,132	10,725	26,857
5	16,535	11,171	27,706
10	16,530	11,616	28,146
11	15,919	11,748	27,667
12	14,693	12,002	26,695
13	13,820	11,944	25,764

注 「佐賀県統計書」による。

戦時体制下いかに農業の荒廃が進んだかを記しておきたい。

農業労働力の不足 佐賀段階の形成以後、とくに日中戦争の勃発以後の農業生産に、決定的な影響を与えたのは、農業労働力の減少であつた。戦争の進展によつて軍需産業は農業からおびただしく労働力を吸収した。佐賀の場合その多くは佐世保、長崎、それに北九州、筑豊であつたが、自主的に就業した者のほかに、徴用令をうけて強制的に動員された者も多数にのぼつた。さらに軍隊に若い基幹労働力や壮年労働力が大量に動員され、これらをおわせると基幹的な農業労働力は根こそぎ動員され、農村には老齢者か婦女子し

こした。

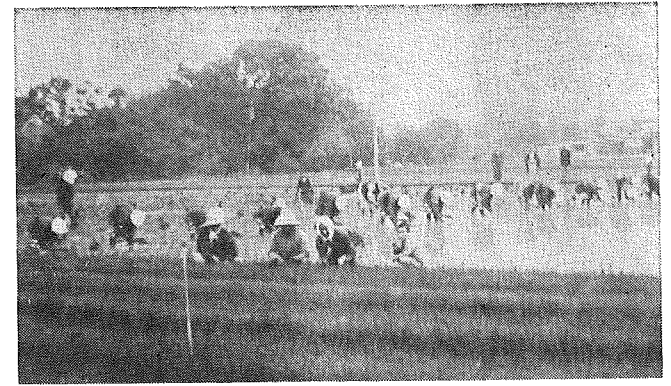
災害はさらに続いた。昭和十七年の稲成育の初期はまれにみる旱天続きで農民を悩ませたが、八月二十七日に大型台風に見舞われ佐賀市で最大風速二七メートル(瞬間最大三五メートル)を記録し、脊振山山頂観測所の風速計は五〇メートルを記録して壊れた。このため出穂十日前という平野部の稲は致命的な傷害をうけ「葉先が裂けてササラのようになつた。」この年も収量は激減した。同一系統の単一品種が圧倒的な割合で普及しているだけに、その被害は広域に及んだ。

また一方こうした自然災害に加えて、農業労働力の枯渇や農業用生産資材の不足が決定的となり、再生産を維持する条件が崩れたことがあげられる。これらが重加してこの時期の米反収の崩落がおつたと考えられるのである。以下佐賀段階形成以後の佐賀平坦地帯農業の推移と、とくに



巨勢村の共同炊事（昭和8年）

つまり作業の時期を前後にずらすなど期間幅を伸縮して労力対策としたり、地域内のわずかな時間差を利用して互いに労力の補完を行ったり、その対策に苦慮した。原則として、まず、域内自給体制の確立をはかったのである。このため共同作業なども大々的に奨励された。最初は麦刈りの共同作業。それも二戸で一班といった規模から出発し、のちには共同苗代、共同馬耕、共同田植、そして共同炊事、共同託児所^⑦と発展しその規模も大きくなっていった。この共同作業については、帝国農会も全国的な模範事例などを印刷配布して普及に取り組んだし、県農会でも県下の優良組合を表彰して、かなり大々的に行っている。しかしこの共同作業も主力になる労働力がいてこそその力が発揮できるが、基幹労働力さえいなくなるとその運営も困難になってきた。とくにこれまで大量の季節雇に依存していた田植については、域内で自給できない地域が多かった。こうした地域については「郡内ニ於テ自給自足困難ナル場合初メテ他郡ヨリ供給ヲ受クコト」となって、ようやく他



巨勢村の共同田植（昭和8年）

ハ到底困難ナルノミナラス仮令相当ノ供給ヲ得ルト雖モ賃金ノ暴騰ヲ来スハ必至ノ状態ニ陥リ農業生産ノ確保ニ至大ノ影響ヲ及ボス^⑧と述べられているように深刻な労働力の不足状態となつたのである。とくに田植労働力の確保は深刻であつた。すなわち「農繁期殊ニ田植時期ニ際シテハ著シク労力不足ヲ訴ヘ農家ハ田植人夫ノ傭入ニ没頭シ人夫ノ争奪ハ随所ニ行ハレ其ノ賃金ハハネ上ゲラレ泊り込ミ食事付ニテ一人一日二円五十銭程度ニ高騰シ農家ハ不当ノ生産費ヲ支払フノ余儀ナキ事情ニ陥ル」^⑨のである。田植賃金だけを見ると、それまでの一円四十銭平均が一挙に二円五十銭に急騰している。まさに「農業生産ノ確保ニ至大ノ影響ヲ及ボス」事態であつた。こうした事態に対処するためとられた当時の方策はまず第一に経営内や市町村内で極力労働力の自給体制を整えることであつた。県は農会とはかつて次の指示をだした。

- 一、各農家ハ生産ニ支障ヲ及ボササル範囲ニ於テ作業ノ繰上ゲ繰延ヘヲ行ヒ極力労力ノ自給自足ニ努ムルコト
- 一、実行組合内組合員ノ労力不足ハ当該組合内ニ於テ補給調整シ自給自足ニ努ムルコト
- 一、市町村内実行組合ノ労力不足ハ当該市町村ニ於テ補給調整シ極力自給自足ニ努ムルコト。労力不足ノ市町村ニ於テハ市



大山村で結成され佐賀郡方面で活躍した田植移動班（昭和13年）

様に努めて下さい。

二、移動班は最寄五人位で班を作り班長を定め、男女別人員、年齢、氏名、出動期日等を定め、急いで実行組合長を通じ町

村農会宛申し込み下さい。農会ではその申込みによって移動班の計画を定めます。

三、いよいよ出発の出来る日時が決定したら、出発の前日迄に班長から其の人員と日時を実行組合長を通じて町村農会へ通知し、移動班の旗や手拭を受取って下さい。

四、移動班員は年齢十八歳以上の身体強健にして、田植作業に一人前の能力を持つ者に限ります。

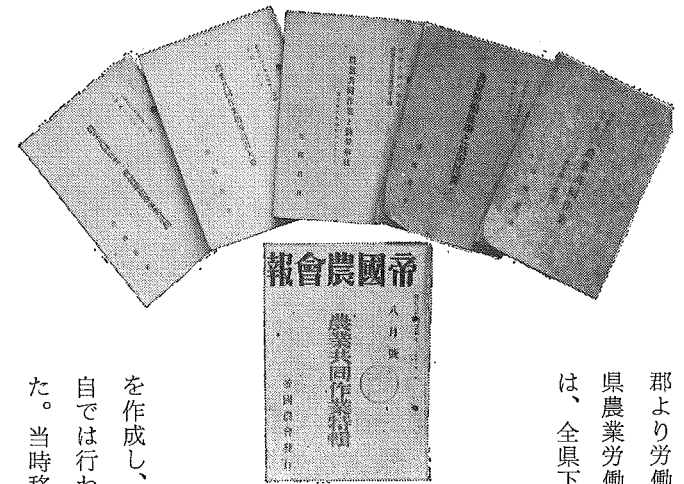
五、移動班の編成がすんだらいつでも出発が出来る様、家庭薬、着替、其の他身廻品を準備しておいて下さい。

六、移動の出発日時及作業町村、到着場所等は町村農会で決定し実行組合に通知せられますからそれによって移動を願ひます。

七、移動班は指定の町村へなるべく夕方迄につく様に出发して下さい。指定の駅又は停留所には、請入町村農会の係員が出迎えますから「移動班通知書」を渡して下さい。

八、移動班員は農会係員の指揮に従ひ自由行動を取らぬ様注意して下さい。

九、請入農家へ到着したら打とけてその地方の生活や、田植方法を聞き取り、よく相談し合って其の家庭の人と同じ気持になって働いて下さい。万一不



共同作業に関する刊行物

郡より労働力の供給を受けることができた。これは県農会の定めた「佐賀県農業労働力補給調整計画」に基づいて行われた。この「補給調整計画」は、全県下各市町村における農業労働力の過不足状況を調査把握し、それに基づいて労働力の移動を計画的に行うものであった。

農業労働力の把握調査では、県下二五〇〇の実行組合を対象として行い、戦前との比較をはじめ実行組合内での現有労働力の過不足の実態など詳細に把握した。また労働力に余剰のある組合はどの時期にどの程度の労働力が提供できるか。あるいは逆に最低どの程度の労働力がどの時期に必要なかを報告させた。この基礎調査をもとにして市町村農会・郡農会・県農会のそれぞれの段階で需給計画を作成し、農業労働力の移動調整がはかられたのである。実際の移動も各自では行わず、市町村農会の指示で班が編成され班長引率のもとで行われた。当時移動する農家には次のような注意書が渡された。

田植移動班として出動される農家への注意

一、実行組合の田植計画に基づき植え初め期日の引上げ及終了日等を協定して之を一致協力実行して一日も早く出動の出来る



田植移動班が携行した標識手旗と手拭（昭和13年）

- 自由の事などあったら遠慮なく申し出て下さい。
- 十、班長は絶えず班員の動静に注意し農業報國移動班としての面目を発揮して下さい。
- 十一、移動班員の従業中は請入町村の幹部（腕章をつける）の人が毎日巡回せらるゝから十分連絡をとって下さい。
- 十二、移動班員には「田植移動班動労報告」の用紙が渡されますから、各々成績を記入して帰村したら班長に取纏め、実行組合長を通じて町村農会に報告して下さい。
- 十三、班員は時節柄衛生を重んじ健康保持に注意して下さい。
- 十四、病気又は家事の都合等で急ぎ帰宅せらるる場合は班長を通じて組合長に申し出で帰省する様にして下さい。
- 十五、再移動する時は其の町村から移動通知書を受取って農会の指揮に従ひ移動して下さい。

またこれを受入れる農家にも細かい受入れのための心得を次のように配布した。

田植移動班の 農家への注意

今度移動班員となって貴家の田植に働かれる方は農業報國の、まごころから遠方をはるばる応援に来られたものです。就ては、習慣の相違や、言葉使ひの喰ひ違ひなどで、気まづい感じが起らぬ様、お互に譲り合ひ双方ともに打ちとけて、気持ちよく目的の田植が、はかどるよう特に次のやうな点を、家族の皆さんが注意せらるゝやう切にお願いします。

記

- 一、移動班の方が貴家に着かれたら、打解けて村名や姓名を尋ねて、作業中は姓を呼びすてに、せぬやうにして下さい。
 - 二、食事が一日三食の所と四食の所がありますので其の習慣をきいて、なるべくその希望に添うやうにして下さい。
 - 三、田植の仕方が違ふ場合がありますから最初によく打合せて下さい。
 - 四、寝るときは、移動班同志一軒の家に、との希望があれば成るべく一所に寝かせて下さい。
 - 五、移動班員中で万一体の具合が悪いやうな事が起つた場合は手遅れせぬやうに、医師の診察を請ふと共に、実行組合長から農会に急ぎ通知して下さい。
 - 六、移動班の方に、頼む仕事が終わる場合は前日迄に実行組合長に報告し、組合の心配で移動班の方が、次の農家に働かれる様心配して下さい。
 - 七、移動班員が次の農家へ移られる場合は賃金を農会の指示を含んで支払って下さい。
 - 八、其他移動班の方に対しては常に懇切に取扱ひ今後とも毎年援助が叶へるよう親しみおき下さい。
- 昭和十三年六月

(みやすき所に貼付し置くこと)

佐賀県農会上

生産確保 ◎ 吾等の使命	田植は手間替へ、共同で。 つゝしめ深植、あら植を。 飲み喰ひ体だに氣をつけよ。
佐賀県系統農会 適當のことは つり下されは	

注. 上記の二重丸は日の丸である。

このような移動労働力の調整と並んで、農家の家事労働を搾り出して農業にふり向ける試みがなされる。すなわち、農繁期の共同炊事と共同託児所であって、これには農業労働から引退した老人も動員できるわけである。各地で実施された中から、蓮池町大橋部落の事例をあげておこう。ここでは昭和十七年（一九四二）六月六日から十二日まで一週間（麦刈作業の期間）、参加戸数一四戸であって（麦作面積約二三町）、それ以来県下の優良事例となったものである。^⑨

その組織は主任、炊事係、当番に分れる。

主任……よく部落の事情を知り共同炊事に体験のある同部落であり農業に従事しなくてもよい婦人が選ばれ、毎日の献立、材料の蒐集の世話、諸帳簿の記録等を担当する。

炊事係……炊事係は従来非農家出身の女子青年団員婦人会等の奉仕によってなされてゐたがこの麦期に於ては神埼高等女学校生徒（四年生）五名と非農家の婦人（大橋部落外の）一名とであった。

当番……共同炊事に参加した農家の婦人二名宛交替に朝食の炊出をするもので参加戸数は十四戸であるから、共同炊事の期間中に一朝宛の当番である。当番の割当ては炊事場の黒板に主任の方が氏名を掲示する事によって定められるのである。

当番によって朝の炊き出しをする事は炊事係の者の過労に陥ることを防ぐと共に、農村婦人の共同炊事に対する関心、認識を深めるに良い方法であると思はれる。

共同炊事を実施して朝の炊き出しは戸別で炊出しをする処など多く見受けられるが、これは一番大切な朝の時間が炊事によって費やされることになるので右の様な方法が適当であると思ふ。

その方法は次のようである。すなわち、

炊事係の日課は大体定つてゐる即ち午前四時半起床―洗面、結髪をすましモンペにエプロンの甲斐々々しい身支度で朝食の準備にとりかかる。

この頃当番によって御飯も味噌汁も出来てゐるので主として盛付、分配である。各農家より持寄せられた容器に食物を分配しそれが配給台の上に並べられる頃（五時―五時半）には次々と老人や子供達が受取りに来る。

配給の終るのは五時半頃で之より朝の行事を行ふ。

東方遙拝、朝の挨拶等

六時に朝食をとる。その後、後片付けをし、ついで宿泊室や前のお宮の境内の掃除等を終るのは七時半頃でそれから一時間程が休憩時間である。

八時半より昼食の準備にとりかかる。食事申込表に記入された各農家の食数によって主食、副食の分量を計算し、材料を取揃へて炊事にかかるのは九時過ぎである。昼食には大抵百二十人から百五十人の申込であるので炊出しに大変である。お米を洗ふ者、お野菜を切る者と夫々分業し、中でも御飯を炊くのは大変である。

燃料に麦藁を用ひるので始終かききりで炊かねばならないから炊き上げる時は汗でビッシヨリと水を浴びた様になる。各農家の仕事の都合があつて十二時半頃にならなければ分配が終らない。それをすまして昼食をとる。

昼食後、後片付、炊事場の掃除等をして三時頃迄休憩である。宿泊室で体を休め、綻を繕うたりするが更に余裕があれば農作業の手伝もする。三時から夕食の準備を始める。材料が揃はない時は五町程離れた町へ買出しにも出かけるのである。夕食には大抵九十人から百二十人分を炊出す。六時には分配をすましてそれから夕食である。後片付や掃除を終へるのは七時半頃でこれより明朝の準備をする。お米を洗ひ、味噌汁の用意をして翌朝すぐ当番の方が炊き始められる様に準備をして置く。

朝食には五十人から六十人分を炊出すのである。八時半頃近所の農家へ入浴をすまし、その後、明日のお献立の打合せ



学徒動員で鋤をふるう学生たち (大授棚干拓)

てゐるのは学童は午前中学校に出なければならぬためであり老人が朝多いのは多くの場合老人は家に残って食事の世話等軽い仕事にあたってゐるからである。

食物の運搬には乳母車、風呂敷等が用ひられるが裸のまゝ御飯蒸し、鍋等を吊して行くものもある。尚各農家からの距離は二―三町であるからこの往復時間は一〇分内外にすぎない。

共同炊事には共同調理・各戸食事と、共同調理・共同会食の方法があるが、大橋部落では前者の方式がとられていた。いずれにしてもこの方法で二四戸、一回分二二〇ないし一五〇人(勤労奉仕や手伝いがあるので一定しない)の農繁期の食事が行われたわけで、県下の模範例となったのも無理はない。

しかし以上のような、農業内部での労働力の需給調整では、やがて問題は解決できなくなる。そこで農業外から労働力の補充をはかることになった。とはいっても基幹的な軍需産業にそれを求めることはできない。そこでその対象となったのが勤労奉仕の名目による学徒動員であった。

学徒動員も当初は自発的・臨時的なものであったが、昭和十九年(一九四四)の「学徒動員令」「女子挺身隊令」からは、強制的・恒常的なものになった。そして国民学校四年生

や、諸帳簿の整理をして床につくのは十一時頃である。

この共同のためには、炊事は共同炊事所で行われるが、料理の材料は各戸の必要量に応じて割りあてて持参する。もちろん食料品店から購入するものもある。各戸から必要分の容器を持参しているので、その家族数と年齢に応じて、それぞれの容器に主食と副食とをつぎ分けておく。それを各自が取りに来て家々で食事をし、終わったら容器を返すときに、次の食事の必要量(何人分)を届けるという仕組みである。

これらの食事を受け取りにくる者は左のようになっている。

時刻	朝		昼		夕		合計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
学童	三六	四	五	三	五	二	一四	六
老人	四	五	三	六	三	四	一〇	三
田帰り	〇	〇	一〇	三	四	五	一四	六
計	六	六	一三	三	一三	三	二四	一〇〇

(備考) 数字は七日間の合計

全体を通じて一番多いのは学童で六割一歩、老人が之に次ぎ三割三分、田からの仕事帰りは僅か六分に過ぎない。之を朝夕別に見ると朝は学童と老人が半々位の割で仕事に出る者は全く見られない。

昼食になると老人の割合が半減してそれが仕事の帰りの者及び学童に分けて課せられてゐる。尚夕になると学童の割合が断然増加して七割余に及び老人は昼間と同様であるが田帰りの人が五割に減じてゐる。朝学童が少くて昼夕と次第に増加し



大正5年からの日記と田中仁吾

農は兵庫町の若宮に住む田中仁吾とい
い、明治三十一年（一八九八）に生れ、
昭和五十三年（一九七八）五月亡くな
ったが、生涯を通じ一貫して農業に専
念したまねな篤農であった。そして驚
ろくべきことに農業を継いだ大正五年
（一九一六）から一日も欠かさず日誌
をつけていたことである。写真のよう
にその日誌は座敷に山のように積ま
れ、晩年は文字どおりその日誌に埋っ
て、その整理に明け暮れた。紹介する
部分は当時の日誌をたよりに、それを

2 戦時下の農村と農家

に衰退していくよりなかったのである。

戦時体制の下で農業の荒廃が進展していった。この時代の記憶は次第に薄れつつあるが、ここに一人の篤農家の日誌を借用して当時の農業と、そのなかで農民が何を考えどう生きたかを紹介しておきたい。この篤農は兵庫町の若宮に住む田中仁吾とい、明治三十一年（一八九八）に生れ、昭和五十三年（一九七八）五月亡くなったが、生涯を通じ一貫して農業に専念したまねな篤農であった。そして驚ろくべきことに農業を継いだ大正五年（一九一六）から一日も欠かさず日誌をつけていたことである。写真のよう

は考えられないことであったが、古くから熟練労働といわれた馬耕さえもが、婦人によって行われた。そこには大正末期以来積み重ねてきた集約技術が生かされる余地はない。肥料・資材もなく、とくに施肥に関しては金肥の欠乏を補うために自給肥料の増産が大々的に呼びかけられたが、いかんせん労力不足と役畜の減少はそれすらも困難にした。昭和十年代前半に急速に普及した動力農具の多くも、次第に燃料が不足し充分に駆動することが困難になってくる。農業生産力は人的資源の面からも、物的資源の面からも、急速



学徒動員女学生による脱穀調製作業



学徒動員女学生による共同田植

以上の学童、生徒は強制的に農村に向いて農作業に従事することになった。そればかりではない。都市の家庭の主婦までが、勤労奉仕隊としてかり立てられた。あらゆる手段がこの労働力不足対策に講じられた。今や農業の担い手は男子から婦女子に代った。かつて

整理して農事に限って當時を追憶したものであるが、それでもその記録の重要さにはかわりない。多くの論文や資料よりも一人の篤農の眼をとおした當時の実態は生々しいまでに迫ってくるものがあると思う。

昭和十五年（一九四〇）

春の早ばつについて

「米穀配給統制令により農家の産米も自家保有米の外は割当供出制度となり、今年の兵庫村の割当は反当二石六斗八升となった。これを各戸の耕作反別にかけて供出割当量を一律に決めるので保有米の関係もあって皆、肥料と共に非常な関心をもつことになった。

古来、戦争年は早魃^{ソコ}、と言ひ伝へられているが、今年も昨年に続いて雨がなく三月以降苗代時になっても堀に水が溜らず昨年同様九尺ポンプを入れてやっと苗代水をまかした。そして昨年の早魃でおこったクエトウ（注一堀に面した田の畦が崩れ落ちること）の恐怖を思い返し恐ろしい気持ちになった。六月中旬になってもなお雨は降らず、例年なら水揚げで農繁期の真最中なのに今年はそれができず異変の年となった。役場もこの異常早魃を憂慮し緊急の実行組合長会をひらき各部落とも耕作田の二割を共同作業で取水致す事にしたが、今度は石油が不足しておりどうしようもない。幸い山崎石油店に石油入荷の事を知りすぐ石油買いに行ったが、すでに数百人の人が押し寄せ石油店もこの騒ぎに手のつけようがない。すぐ警察に連絡して警官が来て整理致し一人二升づつだけ制限販売致す事になった。二升の石油を買うため半日を費す次第で、此の有様ではどうしようもない。幸い六月二十三日から豪雨となり、水入れも完了し田植も二十六、七日頃より本格的に始まり、部落全体では七月十日に全部終了し、十三日にサナボリをした。応召で手間不足の家には部落で応援し、十三日のサナボリを無事終ることができた。」

浮塵子の大発生について

「不運な年には不運が重なるもので、延びのびとなった田植のため田の草が伸び、その上七月中旬より浮塵子が爆発的に発生し農家は恐怖をきたした。早速注油駆除にかかることにしたが、皮肉なことに油類の統制で油が全く手にはいらず、眼前の猛烈な被害を前に皆ただ茫然としているばかりであった。油の配給を役場や産業組合に何度も足を運んで懇請するが何分統制下の今日如何と致し方なく皆徒^途方にくれるばかりだった。しかし浮塵子の繁殖は猛烈で被害は日一日と広がるばかりで恐怖を来たした農家は、各自で油という油は食用油から廃油はもとより、荷馬車用のドロドロした重油粕から、最後には有毒としりながらもコールタールまで使用した者もいた。又この油騒動のため市内の油店も恐怖致し警官を要請して警備致す事になった。」

肥料の欠乏について

「肥料の統制もいよいよ厳しくなり、『兵庫配合糞肥料』も配給不能となった。肥料は組合より実行組合に一括して配給され、各戸の反別に応じて、配給量を詳細に計算致し嚴重に量目を計り慎重に受渡しをした。此の肥料配分には神経をつかい肥料の大切な事を体験致した。以上の配給肥料も実際には施用量の七パーセントばかりであるので、自給肥料の増産に励み自家用野菜の施肥を制限されたため、昭和七、八年頃より止めていた町からの下肥汲取を本格的にはじめた。」

昭和十六年（一九四一）

「農家も農業生産統制令が公布されてから農家でありながら自由な作物栽培もできず、また米作農家でありながら米も自由にできず、消費者同様規制保有米以外は強制割当供出制度となった。今年度の割当は反当二石七斗六升である。」

保有米

農家 大人（十五才以上） 一日 三合

小人（十五才以下） 二合五勺

非農家（消費者・十五才以上） 二合五勺
 “ “ “ 十五才以下） 二合
 妊婦は両者共に五勺増

「此の規制保有米の各戸の算出が大変であった。米価は本年より二重価格となり生産者奨励加算金が交付される事になった。肥料は昨年に続き今年も配給量が減り、自衛策として緑肥・堆肥の増産は元より泥土揚げ下肥汲取りなど肥料の確保が重要な問題となった。農家が副業として来た養鶏の如きも飼料不足で至難となった。」

昭和十七年（一九四二）

供出について

「食料事情もいよいよ窮屈となり、われわれ農家に対する割当供出の完納が厳しくなった。今迄の完納制度は個人が対象となっていたが、今年から部落実行組合を単位とする完納制度となり、組合内で一人でも未完納者がでた場合は組合（の責任）で割当を完納致さなければならぬ制度となった。此の制度のため親睦（の場）であるべき農村に妙な空気が流れ込んできた。」

田植について

「田植作業の田植さんの入手に苦勞致す事になり又田植の能率向上の為め能率の高い高知式田植法を普及致す事と相成り高知県より田植さんを招へいし兵庫村西洲部落で田植競技会が開催された。」

昭和十八年（一九四三）

閩米について

「食糧管理法の発動で米穀の取締りは一層厳しくなり食糧事情もいよいよ窮屈となった。しかし、消費者は食料が絶対に足

りないので農村での閩米の売買取引は公然の秘密となってきた。当然農家はこの閩米売りに異常な興味をもつようになった。このために、長い間部落恒例の年中行事であった坪切（刈）が、各自個人の収量が表立ってしまうことを嫌がる風潮がでて誰からも忌避される事になった。お互いの感情のこともあり誰もが中止に賛成し廃止となった。」

「食糧増産のため小学校の校庭や練兵場にまで作物が栽培され、長崎線鉄道の両側も開墾致し、唐芋・大豆が作られ普通の家庭の庭も南瓜や里芋の畑と化した。」

昭和十九年（一九四四）

供出と労力不足について

「今年も坪切（刈）は中止。農家に対する割当供出完納は厳しさを増し、警察も割当完成のために動きはじめた。この割当完納にはお互い個人同志に不調が生じ摩擦も起きた。」

「農家といえどもきびしい割当供出のため飯米不足がちで、兄弟姉妹や親類の米の無心を無下に断りもされず、閩米として売りたいが閩米で売る余裕もない現状である。」

「麦刈農繁期には東邦電力会社、戸上工場其ノ他工場・会社の職員・工員の労力奉仕があった。また田植には中学校、実業学校・佐賀高校の勤勞奉仕があった。稲刈には女学校生徒の奉仕を受けた。此の奉仕班は部落に割当られ各戸に配分された。」

「戦争遂行の為め戦争行事が多い。出征兵士見送り。戦死者の村葬参列。祈願祭。防空当番。目田原飛行場勤勞奉仕等々。これらの行事は農繁期に於ても施行せられた。」

塩と肥料の不足について

「米作農業が故に飯米だけは何んとか最低量だけ確保できるものの、肥料と共に塩の不足が始まり皆狼狽致した。鹿児島県より塩持参で米替に来た者と塩を入手したり、福岡県姪の浜炭坑に塩買出し（米持参）に行くなど、塩確保に苦勞致した。」

「肥料の配給が今年は極端に減り、その量の余りの僅少なのに皆唖然と致したが、戦争下の今日致し方ない。然し供出割当は相変らず厳しい。肥料不足で収量の減退、労力・資材の不足・供出の厳しさで田の耕作が至難となり、耕作放棄者が続出した。また田地を返還された地主も田の処置に困るようになった。」

女子の馬耕について

「応召出征・徴用の為め男子労働力不足で女子が馬耕致さねばならない事になり、兵庫村も女子馬耕指導競技会を、十一月二十二日香田部落西側で行った。若宮より五名の婦人が出場した。」

昭和二十年（一九四五）

麦播について

「二月になって耕作田の七割に麦蒔きせよとの厳命がで、皆狼狽し反対したが、村長、役場職員、産業組合長が次々に説得に来て命令だからということで従うことになった。一月八日に麦蒔応援に成美女学校生徒七十名が部落に奉仕に来て各家庭に配分された。又佐賀高等学校生徒や農芸生徒も応援奉仕に来た。農家以外の青年団・少年団も来た。戦争は熾烈から激烈となり、六月以降は敵の小型飛行機が超低空で来襲致すようになった。」

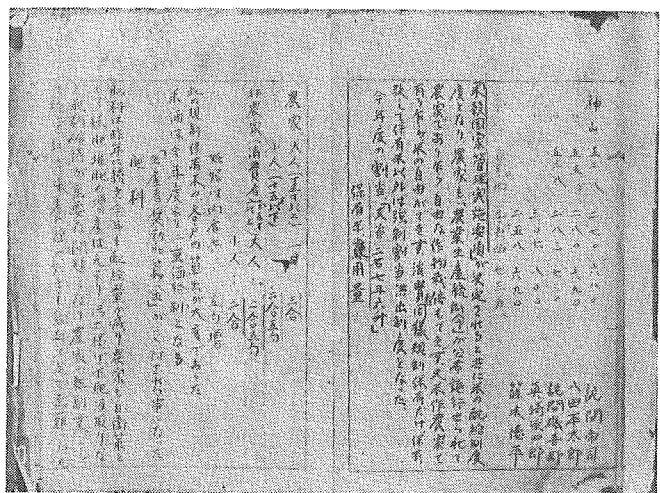
田植について

「田植には大村聯隊より兵庫村に百名の兵隊さんが応援出動になり、若宮に七名の兵隊さんが割当られた。其の外佐賀高校、中学校の生徒や会社工場よりの奉仕があり、小学校では農繁期休校があった。田植さんも雇入れたが老女ばかりで若い人は来なくなった。田植賃金七円五十銭。」

空襲について

「飛行機の来襲・空襲・攻撃は毎日に熾烈となり七月二十七日には、田の草取りの最中突然に小型飛行機が来襲し、機銃掃

射をあげ、誰もが驚愕し恐怖致した。以来田ん中作業に意欲を失い、八月五日夜の佐賀市空襲からは作業を放棄してしまいう程の恐怖となった。」



田中仁吾の「戦中日誌」

供出について

「五月になって若宮第一に二十三俵の供米未納があり組合にて解決がつかずそのままに致して居た所、五月八日糶すり業者である〇〇〇さんが警察に呼び出され、若宮が完納するまでは帰さんバイ」との事になった。部落は緊急に実行組合総会をひらいてこの件について協議した。総会では不満の声や激論が続出したが、とも角現在の未納者に完納させることになり、当人には無情であったが家庭の保有米を抜き打ちで升ばかりし供出させた。また全農家も糶摺高一俵より三合づつ抛出致すことにし、保有米がゼロになった四戸と保有米が不足となった数戸に配分した。」

以上の記録は冒頭にふれたように、当時の日記をのちに整理し、農事に関するものだけをぬいてまとめた形をとっているため、やや概観的な感がないではない。しかし日一日と迫ってくる戦争の重圧が、村の連帯にひずみを生み、農業を崩壊に追い込んだもようが

ひしひしと伝わってくる。そしてそれを村の指導的立場にある篤農がどう意識し受けとめているかを教えてくれる。その意味で貴重なものであり、いかなる統計資料より雄弁に当時を語っていると思う。人手もなく肥料もなく資材もない。それでいて苛酷な供出が課せられ、生産増強が強いられたのであった。

注

- ① 農林省農業改良局「佐賀県農業の統計的分析」
- ② 鎌形 勲「佐賀農業の展開過程」昭和二十五年
- ③ 同右
- ④ 同右
- ⑤ 「事変化農繁期ニ於ケル移動労力」佐賀県・昭和十三年
- ⑥ 同右
- ⑦ 「労働力不足地方に於ける農業共同作業・佐賀県の事例」帝国農会・昭和十四年
- ⑧ 「農業労力補給調整事業成績」佐賀県農会・昭和十四年
- ⑨ 佐賀県農業労力研究所「農繁期共同炊事の調査」

(付) 有明海の水産業

1 概 観

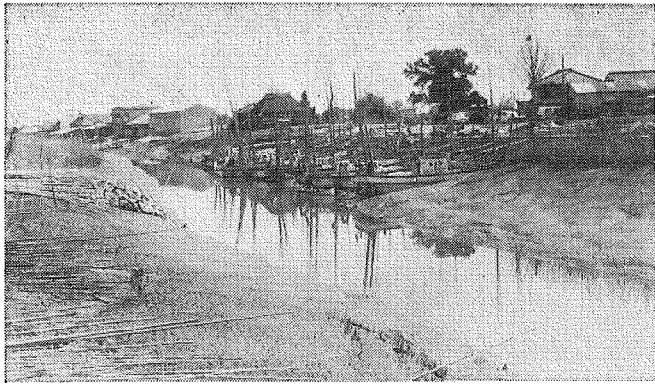
本史第三巻において指摘したように、有明海を主たる漁場とする佐賀郡の水産業は、漁戸、漁業者の数に比べて漁船は型、数ともに劣っており、従って総漁獲価額は大体東松浦郡に次ぐとはいえず、一戸当りにして

ははなはだ貧弱であった。

大正・昭和期に入っても、この基調はほとんど変化しない。大正初年から昭和十五年頃までの県漁業の傾向は、大正十年前後まではかなり好況であった。これは世界大戦の影響を受けた経済の反映といえるであろう。ところが大正末期から次第に停滞に移行し、昭和恐慌期になるといよいよ沈滞の様相を濃くすること、表(1)に示すとおりである。

有明海の場合は、この県漁業の動向をさらに深刻にするものであった。それは特産である貝類のうち、アゲマキ養殖が明治後期ににわかに盛んとなったが、数年にして衰え、代ってカキの養殖に成功して大正八年(一九一九)には広島県を抜いて日本一の産額をあげた。しかしこれも十一年には原因不明の不作となって、再びかつての産額をとり戻すことができない。すなわち、恐慌という経済的理由にあわせて、漁法ないし養殖法に基づくところの不作が二重に重なったため、昭和期に入ると有明海水産業は苦境に陥っていくのである。

とはいえず、あらゆる悪条件を縫って生産力が伸びていくことは、水産業も農業も変わることはない。農業において世界恐慌の



本庄江相応津の漁浦(港)

表(1) 大正・昭和戦前期における佐賀郡の漁獲高

年	価額		水産物総価額		生魚類		貝類		その他水産動物		養
	県	郡	県	郡	県	郡	県	郡	県	郡	県
大正4年	1,708.9	417.5	816.3	111.6	300.9	167.6	168.7	56.4	289.7		
10	6,482.3	1,404.6	2,991.4	289.4	304.1	141.8	807.0	318.2	402.9		
昭和4年	4,935.1	689.1	2,063.0	126.8	73.7	22.4	377.1	118.9	477.3		
6	3,662.3	468.4	1,666.7	961.7	48.7	8.9	309.3	105.4	273.6		
11	4,977.1	518.2	1,634.1	211.3	192.6	105.9	522.6	172.9	500.0		

注 1) 佐賀郡には佐賀市を含む。
 2) 総価額の内訳には、佐賀郡が関係しない内地沖合、藻類、水産製造物の
 3) 大正4年の鮮海出漁、内地沖合の漁獲高は生魚類に含まれている。

表(2) 大正4年における佐賀郡の漁家と生産額

村	漁浦	漁戸	漁船	漁額	養殖	製造	組合	魚市場
久保田村	大立野 久富	130	60	45	15	1	310	1
		80	40					
嘉瀬村	十有五 有重	50	50	2-3	-	-	106	-
		10	西漁ノミ					
西与賀村	相応津	63	51	15	-	13	164	3
東与賀村	今町、船津 住吉、大野	117	88	20	-	3	260	1
西川副村	広江 船津	60	60	30	-	-	182	1
		48	20					
南川副村	犬井道	450	80	50	10	10	200	-
大詫間村	下小路	50	68	3	2	3	260	-
中川副村	蟹一町	50	50	10	7		80	-
新北村	塀ヶ浦	160	135	50	-	-	232	-
東川副村	大島	54	35	-	-	-	51	-

注 佐賀県『佐賀県漁村調査』第4冊(大正4年)より作成。

(単位 千円)

殖	鮮海出漁		水産製造物(食用)	
	県	郡	県	郡
159.9	-	-	335.3	81.5
169.7	233.5	64.9	1,378.8	420.4
183.2	352.3	28.3	1,229.3	209.5
126.5	236.0	34.6	813.0	96.4
277.7	559.9	57.1	980.3	163.1

非食用部分を除く。

2 沿岸漁業

従って大正・昭和初期における有明海水産業の重要な問題は、養殖を別とすれば、漁労生産の発達よりもむしろ流通における展開へと重点を移していくのである。しかもこの傾向はひとり有明海水産業ではなく、都市人口の集中と交通機関の発達に伴う全国的傾向であったことを付け加えておこう。

大正初年の沿岸漁業をみるために作成したのが表(2)である。本表で

最中でもその困難を脱出すべく多くの技術的開発——代表的事例は化学肥料製造や機械化である——が行われたように、水産業においても多くの技術開発が見られる。すなわち、一般的には漁法の動力化と装置化(無電・集魚灯・冷蔵設備)、漁具・漁網の改良等々である。しかし有明海水産業においては、その漁家の経営規模が前述のように零細であったから、このような開発は朝鮮近海漁業の外でははっきりしない。有明海水産業ではもっと別の面で発達の緒を見出そうとしたのである。すなわち朝鮮近海漁業における右のような開発の応用、養殖漁業における技術開発の外、最も停滞的な沿岸漁業においても販売活動の合理化、例えば自転車利用における鮮魚行商圏の拡大であり、冷凍用製氷の発達がこれを助けた。また、漁獲物の加工製造の発達、すなわち、従来の単純な塩干魚貝や塩漬物から練製品(ちくわ・かまぼこ)や缶詰(アゲマキ・カキ)の製造へと展開の方向を求めていくのである。

表(8) 佐賀郡各村別の主要漁具 (大正4年)

漁具	久保田村	嘉瀬村	西賀村	東賀村	与賀村	西川副村	南川副村	中川副村	大詫間村	新北村	東川副村	全部
網瀬網	40		15	15	23	4	20	7	115		13	
しん羽	8	18		100	35	25	5	11				
緑線子底手方尺	1			4		1						
網瀬網				25		3				6		
網瀬網	10		15									
網瀬網	2		1					3				
網瀬網	20		1			3						
網瀬網			2					30				
網瀬網	3		9		3	30	6	30				
網瀬網	30				10	30						
網瀬網	30											
網瀬網	3		1						1			
網瀬網	7					1	5	7				
網瀬網	1	5				4	7		5			
網瀬網	2	3					1	2				
網瀬網		2	1									
網瀬網	10	4	1		5	9	12		1	1		
網瀬網	1					2	6				13	
網瀬網	91	34	41		5	25	21	10	5			全部
網瀬網	2	8	1		70	7	7	3	29			6
網瀬網	5	50				17						

応ずるものである。

なお、この表においては、繩以下の網以外の漁具については、必ずしも正確な数字とは信じられない。例えば鮒釣や鱧釣のごときは過小と思われるし、筥を計上するのも適当でないであろう。東川副村が貝採りについて全戸と答えているのが、むしろ正しいと考えられる。

漁浦といっているのは漁家が集団している集落のことで、表示した漁戸の外にもちろん他業の者も居住している。例えば久保田村の大立野においては総戸数二六四戸のうちの漁家一三〇戸という意味であり、南川副村大井道においては、その中で呉服、野村、田中の三区が主であって、総戸数一、〇五五戸のうちの漁家四五〇戸という意味である。

昭和期の統計では漁家の業主と被用者とを区別しているが、この時期では漁船が漁家よりも少ないのが普通であって、漁船を持たぬ漁家が被用者であるか、または嘉瀬村有重のように瀉漁専門のため漁船を必要としないのか、はっきりしない。しかし、この場合では漁船を持たないから瀉漁専門に従事していると考えるのが正しいであろう。とはいえ、農業と兼ねて行っているのが多いはずであるから、漁船を持たない者は農業を主とするとも考えられる。要するに漁家の実体が余りはっきりしないが、大正初期における沿岸漁業はこのような雑多な性格の漁家によって担われていたと考えられる。

この漁船が無動力(五トンまたは五〇石未満)のものであったことは、いうまでもない。

本表は、佐賀県水産試験場の調査によるものであって、各村別にそれぞれの村の代表的と思われる漁法と漁具を詳記している。その漁具をまとめて表示したのが表(3)である。一見して明らかのようにきわめてバラエティに富んでいる。異名同種のものもあると思われるし、きわめて些細な構造の差(粗目・細目や長短)や対象とする魚種によって、それぞれの名称が与えられているのである。きわめて限られた海域、漁場において、これ程の多様な漁具が使用されていることは、後に述べるようにこの沿岸漁業の対象がきわめて多様で、生魚類だけでなく、エビ、アミ、カキ、ウミタケ、アゲマキ等々が重要な位置を占めていることと対

表(4) 佐賀郡の主要漁獲物

(単位 円)

大正 4 年		大正 10 年		昭和 4 年		昭和 11 年	
カキ	135,883	エビ	179,408	エビ	90,578	エビ	127,164
エビ	46,589	カニ	107,289	フナ	19,161	タイラギ	59,164
ボラ	23,676	カキ	89,655	ボラ	17,537	フナ	55,912
ミロク貝	13,680	フナ	39,075	ウナギ	14,758	ウナギ	29,091
コイ	10,951	ウナギ	28,173	クチゾコ	11,776	ボラ	27,246
ウナギ	10,672	ハゼ	25,890	シャッパ	11,331	カキ	16,746
クチゾコ	8,375	クチゾコ	25,397	アゲマキ	8,632	クチゾコ	14,267
ハゼ	6,248	コノシロ	20,200	ワラスボ	7,925	ムツゴロ	12,006
灰貝	5,800	クラゲ	16,325	ムツゴロ	7,143	アサリ	10,960
アミ	4,600	モ貝	15,689	ドジョウ	6,866	ハゼ	8,950

注 養殖は含まない。

網を使つての漁法は、それぞれ説明がついているが、いずれも潮の干満を利用した流し網が主体である。一、二人で個別に漁労するものと集団で行うものとある。そこで、それぞれ代表的なものを一例ずつとり上げてみよう。

前者の例としてげんしき網(玄式網)をとりあげると、同じ久保田村で荒目(なよし、赤目、真魚をとる)、細目(鰯、えび、はぜ、しゃっば)、中目(ぐち、こうない)の種類があり、いずれも一艘に二人乗って出漁する。そして魚種により多少の変化はあるが、潮の干満の変わり目に網の一端に浮標をつけて網を流し、石をつけて沈め、潮とともに船を流しながら移動し、停潮時にひき上げるものである。^②

大規模な例として南川副村の大線網の場合は、肩幅七尺の元船に六人ずつ、肩幅四尺五寸の漁船に四人ずつ乗り込み、網二〇把を携えて出漁する。漁場に出て魚群を発見すると元船は潮上より投網を始め、その半ばに達すると漁船は勢子船となって魚群を威嚇しながら網中に追い込むのである。魚群がすべて網の中に入ったのを見て残余の網を投じ、元船は互いに接近して括り綱でひきしめ、徐々に網を繰り上げて捕獲するのである。これは十一月から一月の間、島原沖合まで出て海深八尋ないし一〇尋の砂底で使用するという。漁獲物ははだら、つなし、くちぞこ、ちん、鱈、ひら、ぐち等である。^③

有明海においては前者のタイプが一般であることは言うまでもない。

こうした漁法の結果として佐賀郡における漁獲高の推移を表(4)によってみることにする。この表は大正四年以降、重要な時点を選んで漁獲高の高位から一〇種を選んでかかげたものである。大正四年は上記漁法調査の時点であり、同十年は漁業の景気の頂点であり、昭和四年は逆に不景気の底辺の年であり、同十一年は

すでに満州や上海には戦争状態が展開している年である。いずれも有明海の自然条件との関係を考慮するため、遠洋漁業と養殖による漁獲高は除かれている。

まず、この表(4)を一見して驚くのは、漁獲物のバラエティが多いことである。単に魚だけでなく、貝類やエビ、カニをはじめ他の甲殻類もあり、クラゲまで年によっては十位に浮上している。また魚でもコイ、フナのような淡水魚が余りそんなく海産魚と肩を並べている。ドジョウが顔を出している年もある。このことは有明海産の魚類資源の貧しさと、広大なクリークによる内水面の資源の相対的な豊かさとはからみあったものと思われる。

念のため、各年の種別を数えてみると、大正四年(一九一五)には海産魚四、淡水魚一、貝類三、甲殻類二であり、同十年には海産魚四、淡水魚一、貝類二、甲殻類二、軟体動物一である。昭和四年(一九二九)では海産魚五、淡水魚二、貝類一、甲殻類二である。この年はカニ、カキがともに不振であり、有明海漁業は不景気に加えて大きな打撃をこうむった。これら常連の不振によってワラスボやドジョウなどが十位の中に進出している。

表(5) 朝鮮近海出漁における佐賀と唐津

年次県郡別		大正10年			昭和4年			昭和11年		
		県	佐賀	東松浦	県	佐賀	東松浦	県	佐賀	東松浦
無動力船	隻数	224	64	—	113	37	—	27	21	4
	乗組員数	672	192	—	435	138	—	159	135	10
動力船	隻数	—	—	—	19	1	18	62	5	34
	乗組員数	—	—	—	298	15	283	833	99	396
主要漁獲高(千円)	サワラ	—	—	—	41.7	2.0	—	70.8	8.8	0.3
	サバ	15.0	—	—	116.9	—	104.0	39.4	—	35.0
	グチ	180.8	61.8	—	49.4	15.1	—	60.7	42.0	—
	アジ	—	—	—	36.0	—	36.0	98.5	—	50.2
	その他共計	233.5	61.8	—	352.3	28.3	197.4	559.9	57.1	369.8

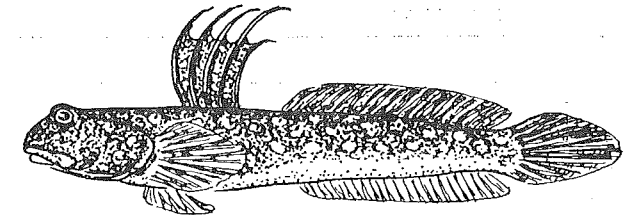
この間の佐賀郡側の事情は次のように述べられている。^④
 (括弧内は引用者そう入)。

佐賀県で本格的に朝鮮海に出漁するようになったのは、本史第三巻で指摘したように明治三十八年、佐賀県朝鮮近海通漁組合が結成されて以来であるが、その当座は東松浦郡が圧倒的にリードしていた。しかし数年ならずして有明海側(藤津・佐賀郡)が逆転して優勢となった。これは表(5)によるように大正期を通じて同様であり、東松浦郡は統計にあらわれないようになるが、昭和期に入ると漁船の動力化を進めて再び朝鮮近海に乗り出して東松浦郡が伸びて、有明海側を圧倒するようになる。もっともその内容は漁船を大規模化し、漁獲高でも「その他」が圧倒的になるように、さらに北上してイワシをねらうので大正期とはかなり変質している。

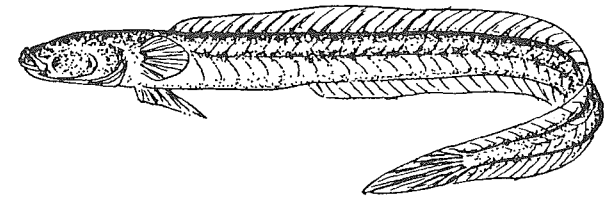
3 朝鮮近海出漁

具の複雑さを必然たらしめている。それが有明海水産業の特色である。

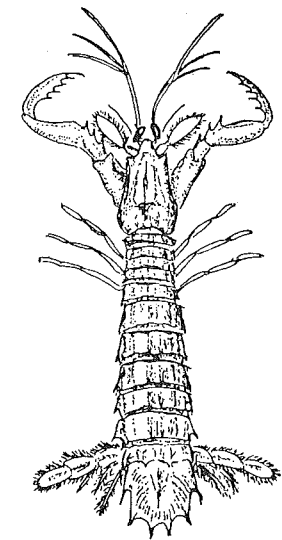
昭和十一年(一九三六)は景気も上向しているが、海産魚五、淡水魚一、貝類三、甲殻類一であって、貝類の中でタイラギの進出が目立っている。養殖を除いた限りでは、有明海では貝類やエビ、カニ類が豊作であれば景気がよいといえるようである。いずれにしてもこの漁獲物の複雑さが、前にみたところの漁法・漁



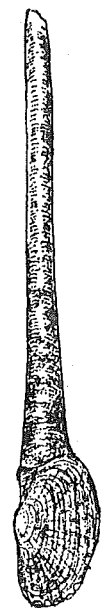
ムツゴロウ (縮尺約1/3)



ワラスボ (縮尺約1/3)

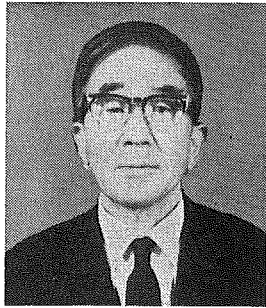


シヤコ (シヤツパ) (縮尺約1/3)



ウミタケ (縮尺約1/3)

佐賀県水産室 力丸喬之原図



富吉 金作

昭和に入って重油を燃料とする焼玉エンジンの取り付けにより、それまでの櫓こぎや帆走に比べ、稼働力が倍増し、漁労に革命を及ぼした。
 このような漁船の動力化により、漁法も従来のあんこう網から流し網を主とするようになり、漁場は遠く中国の大連沖から南にかけて東支那海へと拡大した。

鮮近海出漁の黄金時代であった。その景況は表(6)にみるとおりである。
 表(6)によれば大正十年(一九二一)までは浜町(藤津郡)が圧倒的にけた違いに出漁船が多く、芦刈村(小城郡)がこれに次ぎ、佐賀郡は西川副村、西与賀村がそれに続くが、隻数には大差がある。ところが大正十一年の大遭難の後の昭和元年(一九二六)には浜町は激減し、西与賀村・西川副村が続いて芦刈村を抜く。そして右の引用に述べられているように、有明海沿岸からの出漁船が動力化を整え、三十隻の集団出漁を行ったという昭和五年は、実は佐賀郡では凋落の始まりであった。それは表(6)において昭和六年、十年の数字をみれば明らかである。

ところで、この黄金時代を回顧して元西与賀村漁業組合長富吉金作は次のように語っている。^⑥

出漁は毎年三月十五日ごろから七月ごろまで、西与賀港から約十八隻、東与賀漁港(今町)と西川副漁港(広江)から十二隻ほど、合計約三十隻が有明海中で合流し船団を組み、出かけるさまは、まだ少年の域を抜けきらない私の目にはなかなか壯観なものであった。風の強弱や風向によって帆走が左右され、無風状態のときには幾日間も伊王島の島影や対島の湾に入

って風を待っていた。

昭和に入って重油を燃料とする焼玉エンジンの取り付けにより、それまでの櫓こぎや帆走に比べ、稼働力が倍増し、漁労に革命を及ぼした。

このような漁船の動力化により、漁法も従来のあんこう網から流し網を主とするようになり、漁場は遠く中国の大連沖から南にかけて東支那海へと拡大した。

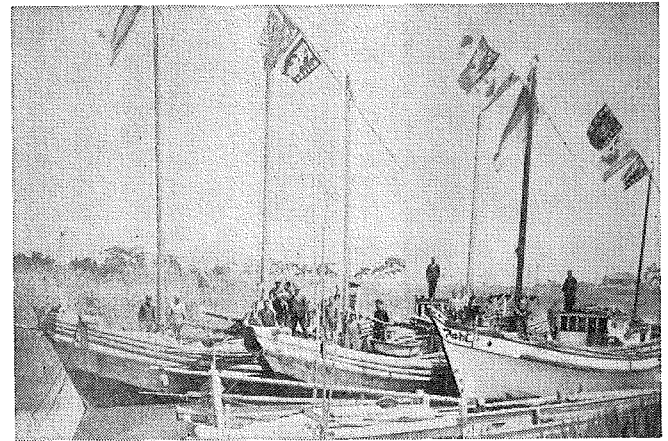
表(6) 町村別朝鮮近海出漁船数の推移

町村別	大正10年	昭和元年	昭和3年	昭和6年	昭和10年
浜町	140	24	22	22	35
芦刈村	40	17	17	4	5
西与賀村	13	20	22	10	—
西川副村	20	18	17	12	30
東与賀村	—	3	3	2	—
その他	90	—	—	—	—
計	303	82	81	50	70

注 大正10年、昭和10年は「大詫間村史」による。
 その他は昭和6年『佐賀県水産業要覧』による。

以上の引用の前段にあたる昭和初年までの、いわば無動力船時代は、佐賀郡の発展期であったといつてよい。それは当時の鮮海漁法が有明海と同じく南鮮沖合の潮の干満を利用する流網漁法であったから、東松浦郡を容易に凌駕することができたのであろう。また、大正十一年(一九二一)三月二十三日には対馬沖において出漁船が大量に遭難するという事故が起こり、有明海出漁としてはライバルであった藤津郡はその痛手から立ち直ることが容易でなかったという事情がある。この時、百余隻の中、全損の船二十数隻、死者五〇人に及んだが、その中漁船十二隻と死者二〇六人は浜町出身であつて、今日も「対州遭難」といわれている。^⑤
 それゆえ、大正末期から昭和初年にかけての期間が佐賀郡の朝

大正四年(一九一五)には出漁船三百隻以上に達し、十二年(一九二三)頃まで続いた。一方、漁船の動力化が(全国的には)大正初期より急速に発達し、とくに(他県から)の同方面出漁船にはこの装備をなすものがあり、(本県の)全出漁船には資本等の関係で思うにまかせなかった。同十四年(一九二五)には県費補助を得て二隻の十三屯、二十馬力の大型船が完成し好成績を収めたのに刺激されて(漸次増加し)、昭和五年(一九三〇)には動力漁船三十隻により集団出漁が試みられて、木浦に土地を購入して根拠地とする一方、沖合の前進根拠地を大黒山島におき、合宿所、倉庫等の設備が行われた。この出漁については資金面、漁獲物の処理について林兼商店(現大洋漁業の前身)の援助が行われ、朝鮮を中枢基地としてさらに北上操業するようになった。



朝鮮近海に出漁する漁船

昭和十年(一九三五)には出漁船はすべて動力化がなされ、表(6)の七十隻は流網四十隻、あんこう網三十隻で、年々三〇四万貫、金額にして百万円位の漁獲をあげていた。^⑦魚種はさわら、ひらぎめ、(以上流網)、ぐち(あんこう網)等が主であった。この販売は一部は朝鮮で陸揚げしたが、大部分は前述のように林兼商店に沖売りした。同商店は輸送専門の快速船を仕立てて、独占的な沖買をなし後年の大洋漁業に成長する資本蓄積をなしていたのである。^⑧

動力船になると当然のことながら漁労形態も変化し、船長一人、機関長一人、漁夫長一人、副漁夫長一人で、七〜一〇人の漁夫を使用する組織となった。^⑨つまり、これは在来の模合方式から資本制方式への転換であって、資本力に乏しい有明海側は次第に脱落せざるを得なくなり、林兼はじめ地場漁業資本に支えられた東松浦郡・唐津地方に再び逆転されることは、すでに表(5)においてみたとおりである。しかしこれらの地域の鮮海出漁も漁船の大規模化・装置化が要請されるにつれて、次第に下関や長崎を基地とする「以西底曳漁業」によって圧倒されていくのである。^⑩

有明海においても、昭和十八年(一九四二)ごろまでは資材不足に耐えて小規模な出漁がなされていたが、

戦争の激化に伴い食糧輸送船などに徴用されて、^⑪ついに夢と冒険に富んだ遠洋漁業も終結を迎えねばならなかった。

4 養殖漁業

表(4)に示したように有明海の水産物はその種類がきわめて多様である。この特色は有明海沿岸がいわゆる干潟を形成していると同時に、広大な湖沼のような性格をもっていることによるのである。そのことは各種魚介類や海藻の養殖に好条件をなすと考えられる。従って古くから養殖または養殖に類似した方法がとられていたことは、本史第三巻においても述べたところである。

明治四十三年(一九一〇)における佐賀郡の養殖漁業の収穫高は、アゲマキ三万五千百円、カキ二万六千八百六十六円、ミロク貝二千四百円、ノリ四十四円、其他百五十四円という実情で、明治末期ではアゲマキが養殖の花形であった。

大正期に入ると、アゲマキを抜いてカキが飛躍的に増加する。カキの養殖は明治中期に小城郡芦刈村住ノ江の地先で試みられたのが最初といわれ、住ノ江ガキと称される大形の特産である。従ってカキは小城郡が明治末期においても最高の産額を示したが、次第に佐賀郡が養殖場を拡大していくのである。そして大正初年には佐賀郡の生産額は小城・藤津両郡をはるかに押さえて具全体の過半を占めるようになる。

この傾向は佐賀県全体の生産を押し上げることとなり、ついに大正八年(一九一九)には表(7)の示すように生産量、金額ともに広島を抜いて全国第一位となった。生産量だけならば大正十一年までは全国一位であ

表(6) 養殖カキ生産の推移

年	養殖場	収獲量		価額
		千坪	千貫	
大正9年	375	1,327	2,804	325.3
10	353	1,446	1,911	223.0
11	340	1,382	2,121	223.9
12	272	1,019	646	107.0
13	233	1,008	323	65.2
14	192	669	211	44.1
昭和元年	203	758	618	86.4
2	205	794	592	77.4
3	212	897	1,292	199.2
4	252	1,057	1,638	250.8
5	248	1,240	345	44.3
6	218	994	1,140	140.8
7	207	854	780	77.1
8	186	757	860	78.1
9	330	916	3,168	308.9
10	331	934	4,739	427.2
11	354	1,218	4,261	374.3

注 「佐賀県統計書」による。

豊凶の差があることに注意される。これは年による大量の異状斃死によるものであるが、この原因はついに解明されていないようである。

有明海側沿岸の住民にとって、その干潟はカキ、アゲマキ、アサリ、ウミタケ、ムツゴロ、シャツパ、ウナギ等を農間余業に自由に採取できる場であった。いかなれば満潮時には海水にひたる耕地であった。従ってここで養殖を行うことは、スムーズに取り組むことのできる「栽培漁業」であったのであろう。そこに有明海における養殖漁業発展の素地があったと思われる。

太平洋戦争後における有明海養殖漁業はノリ生産の爆発的發展で知られている。けれどもそれは戦後にわかに着手されたものではなく、ちょうどこの時期にカキ養殖発展の影において困難な試行錯誤が行われていたのである。以下にその断片を紹介するが、それは主として園田十四三の『有明海苔の歩み』によったことをおこわりしておく。

明治四十年（一九〇七）ごろ、大詫間村

の中島嘉、西原藤三郎の両人が熊本県玉名

郡横島村水産試験場より種篋を購入して、

同村地先においてノリ養殖試験を始めたこ

とは、本史第三巻に記したとおりである。

この時の篋は粗朶そだで主に樫が用いられ、

株式会社であった。しかし周知のように海面

表(7) 大正中期における佐賀県のカキ

年	大正7年		8年		9年		10年		11年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
島	1,500	349	1,597	469	1,392	420	1,614	524	1,643	436
佐賀	2,126	248	4,761	510	2,805	325	1,911	223	2,121	224
北海道	41	12	53	25	788	279	1,788	539	52	17
北宮	670	61	944	85	1,398	138	684	74	640	65
静岡	343	48	217	78	163	93	235	109	213	97

注 農商務省統計表（各年）による。単位：1,000貫、1,000円
大正7年の1位は福岡2,364貫（193千円）

るが、金額にすると広島はもとより、北海道にも及ばない年もある。要するに阪神地方まで移出されていたとはいえず、住ノ江ガキのジャンボ型では生ガキとしての市場性は限られ価格が低かったのであろう。煮干として中国や東南アジアに輸出されてもいた。

住ノ江ガキが「古くから小粒のものは近所で売り大型のものを長崎その他の市場に輸送し高価に売るといふ習慣」に基づいて、小貝を越年させて肥大させることで養殖が始まったといわれている。この方法が可能であったのは「泥質の海底にすてたスミノエガキの殻が重ねられてゆくことによって、床を形成し漁場をよくする（豊かにする）」ためだともいわれる。

養殖技術としては、明治期には床造り採苗のため収量は伸び悩んだが、大正初期に築建ひび採苗が発明され、さらにその後円堆形建ての採苗方法が普及し、これによって前記のような全国一、二位の生産をあげたものである。

昭和期に入ってからのカキの養殖場、同坪数、生産量、同価額は表(8)のとおりである。これは県全体の数字であるが、大体毎年とも全部が有明海側で、佐賀郡はその八割を占めるといってもよい。年による相当の



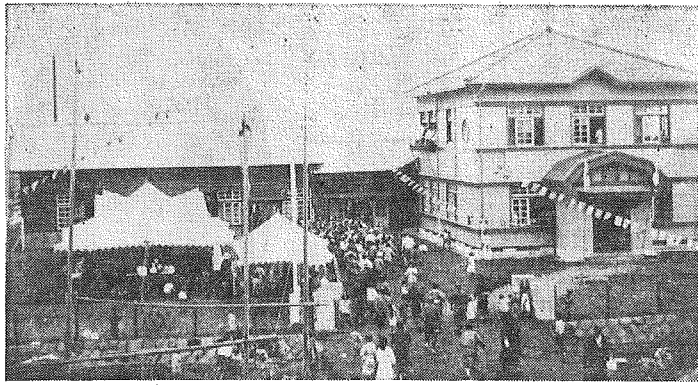
西原藤三郎

の最大干満差七メートルという条件では、当時の技術水準では収獲はまったく天候まかせで成績があがらず、大正初年には一頓挫せざるを得なかった。西原はこれに屈せず、大正八年（一九一九）にいたり再び有明海苔株式会社を設立して、ノリ養殖に取り組むことになった。

今回も種篋は熊本県から樫組朶篋を移入し、養殖場はガントー津と呼ばれ、地盤高一メートルの処であったので、今日からみれば青海苔が多く着いたと考えられ、そのため板ノリは余り製造されず、佃煮を主に製造していたという。板海苔製造用水として溜池を掘り、早津江川からポンプアップしてこれに備えていたが、右のようなわけで余り利用されず、あまつさえ会社の会計係の不正事件があったりして、二年目中途にして再び挫折した。

越えて大正十三年には同村三軒屋の石橋良作が、げんしき網で熊本県沖に出漁していたついでに、同地ですでに行われていた女竹を移入して種篋として試用した。これはかなり成功してノリも順調に成長していたが、同氏が摘採期に入って病床に伏したため、完全な成果を得るに至らなかった。

一方、県の水産試験場でも大正年間に女竹立て込み式の試験がなされているが、その成果もなく立ち消えとなり、昭和十三年（一九三八）から本格的に試験が再開されている。当時は女竹篋を堅縄で編んで簾として養殖を試みたが、一般漁民にはノリ養殖の知識がないため、篋を漁船で荒らされるといった状況であった。また、付着したノリも雨が降らねばボール紙のようになったり、収穫してもミンチも乾燥機もないの



佐賀県水産試験場有明分場

で、包丁と天日乾燥といった原始的な製造方法であった。しかし、この試験も戦争激化のため、昭和十七年（一九四二）にいたって中断された。

戦後における有明ノリの目覚ましい発展には、これに先行する約三十年間のこのような苦闘が続けられていたのである。

5 水産物の流通

流通圏の拡大 有明海の漁獲物で生鮮品として供給されるものは、明治期においては佐賀市内の鮮魚店に水揚地の市場を通じて売られるのが大部分であった。明治三十九年（一九〇六）には市内に十軒の魚類商がいた^⑮。そのうちには佐賀魚市場も含まれている。ここで扱われる部分以外は天秤棒によって市内をふれ売りされるに過ぎなかった。

大正期に入って自転車の実用化が拡大し、一方では佐賀市内にも製氷会社が生まれると、鮮魚の行商が容易になって有明海から遠く離れた山麓部まで行商圏が拡大した。また、鉄道やトラックによって遠隔地への輸送にも便となり、あたかも第一次世界大戦時の景気と相まって、大正期は有明海水産業もかなり好況を続けていた。し



鳴打亀一郎

かし、その一面では他の地域から佐賀市に流入する魚類が増加することでもあった。右の行商なども魚市場でこれを仕入れて売るものがむしろ多く、有明海産は前海まへうみものと呼ばれて新鮮さを買われていた。

鮮魚の販売は水揚げから始まるが、表(2)でみたように大正四年(一九一五)の時点で久保田村大立野外三か村に六つの魚市場を数えることができる。これはいずれも個人経営であって、そこに市内の魚類商・仲買が集って取引を行う。この際の手数料は一割二分前後であったと記されている。

昭和三年(一九二八)には県内で四十七市場があり、これに青果物市場を兼営するものが二十一あって、乱立の傾向にあったため、県では市場規則を改正して整理を行った。その結果、佐賀市は株式会社佐賀魚市場(代表者鳴打亀一郎)の独占に入った。料亭「楊柳亭」の設立者として著名な鳴打は、米仲買としても有名であるが、大正六年合資会社鴨打魚市場を創立し、同十一年株式会社佐賀魚市場と改組していったものである。この外、市の周辺には西川副村西船津に丸山魚市場(丸山秀一郎)、同村広江にその支場、春日村尼寺に上佐賀共益市場(岩永儀平太)、新北村寺井津に古賀文次郎の◎魚市場が二つ、西与賀村今津と相応の佐賀水産株式会社(古賀健達)の二市場、中川副村早津江に内川徳次の◎早津江魚市場、久保田村新田に石川又八の株式会社石川魚市場及び蓮池村小松に小柳儀六の蒲田津魚市場が開設されていた。⑰これらの市場ではせり方法によって委託者より大体一割の手数料を徴して鮮魚取引の仲介をしていた。

ところで佐賀県立佐賀商業学校ではつとに商業調査部をおき、高学年の生徒にいろいろ商業調査をなさしめ、優秀な報告をまとめて『調査部報』として印刷公刊しているが、その第十一集(昭和十三年二月発行)に、「佐賀市に於ける鮮魚の消費と其仕出地」(五年、香月八郎)という報告が載っているので、当時の事情を少しくうかがうことができる。⑱

すなわち、昭和十二年(一九三七)頃の前記佐賀魚市場の取扱高は一年に五十万円位、それに佐賀郡の七つの市場(蒲田津、早津江、寺井、今津、相応、大立野)の取扱高も合わせて五十万円位という。ところが、佐賀魚市場に集荷される魚類のうち、有明海産はきわめて少ないのである。仕出地のトップは長崎の十一万円、次に博多の十万七千円、三位が近海(前海ものともいわれた有明海産)で七万三千元、以下佐世保、唐津、伊万里と続いている。昭和十一年になると、佐賀の魚類市場はすでに送り物の鮮魚によって完全に圧倒されていることが分かる。佐賀市における魚類流通圏の拡大は有明海産にとってはむしろ受身の形で進められている。それはすでに見たように有明海産は複雑な漁獲種目が少量ずつ生産されている状態であり、その種目もムツゴロ、ワラスボ、シャッパ、ウミタケ等他の地方に進出するには余りに怪異な独特の物であったこともその理由であろう。

加工製造の発達 昭和恐慌の渦中にある昭和六年(一九三一)の『佐賀県水産要覧』は、とくに水産製造の項に力点をおいて解説をなしているが、それはすでにみたような生鮮漁獲品の価格低落を加工製造によって、ある程度補充する意図を語っている。

すなわち、同書の説くところによれば、昭和四年の県下水産製造高百十五万円のうち食品は約百万円で

ある。そのうち、かまぼこ、ちくわが三十七万円で最も多く県下各地で製造されている。続いて東・西松浦郡の煮干いわしと、有明海沿岸の貝缶詰がそれぞれ約三十万円で、この三種で佐賀県の水産製造食用品を三分する勢いである。

有明海においては古くからアゲマキの乾製品を中国市場に輸出していたが、その外アミ漬、イカゴ漬、ガニ漬等の醃製品(エシ) (塩づけ)、ウミタケ、ワラスボ等の煮干品で知られていた。

ところが一般に「製造設備ハ規模小ニシテ見ルベキモノ尠ク、共同製造施設ニ至リテハ今尚進歩ノ跡ヲ認メズ。然レドモ近時漸ク覚醒シ、能率ノ増進、生産費ノ節減、新規製品ノ産出ノ見地ヨリ設備改善、機力応用、共同施設等ヲ計画シ大ニ面目ヲ改メトシツツアリ」と苦境打開の方途を求めようとしている。

有明海佐賀郡側の事情は次のようである。

煮干アゲマキ

藤津郡、佐賀郡に多く年産三千貫、一万五千円内外の製造高ですべて中国に輸出。ただし年々産額は減退している。

煮干カキ

佐賀郡が主産地、年五千貫、一万五千円位。すべて中国輸出品、一時水煮缶詰に圧されていたが、その不振のため再び増加の微あり。

かまぼこ・ちくわ

県下で三十六万円。そのうち佐賀市九万六千円、佐賀郡四万千円。ほとんど動力付搗潰機を据え付けて

いる。全部県内消費。

ガニ漬

原料であるマガニ(がにつけがに)の減少により衰退しつつある。

アミ漬

関西地方を主たる販路とする。製造期は八・九月および三・四月で漁獲船上でただちに塩蔵する。

最後に当時最も期待をかけられていた有明海産の貝缶詰は、カキ、アサリ、赤貝、アゲマキの水煮または味付を缶詰にしたもので、昭和四年(一九二九)の総生産四万一千箱、三十二万五千円に達していた。これはすべてアメリカへの輸出であって、その意味でも有望な新製品であった。当時の主な製造業者は表(9)のとおりであった。これらの有する設備としてはモーター八基(三十三馬力)、セミトロシー十基、エキゾーストボックス三基、レトルト直火式八基、蒸気式九基という状況であった。

わが国で缶詰生産が盛んになり、トマトサージンなどをはじめとして対米輸出が進んだのは、大正十二年(一九二三)に八幡製鉄所でブリキ生産が行われ始めたのを契機とするといわれる。②③これが大正初期に最盛期にあった住ノ江ガキにおいて、研究が始められていた缶詰製造技術と合体して大正十四年には早くも対米輸出に乗り出したという。ついでアサリがこれに続いた。これは共に水煮缶詰であったが、味付としてはアサリ大和煮、アサリ御殿煮、赤貝味付が主であって、これらは国内向けが多かった。昭和四年の実績では前者十八万円、後者十四万円であった。

これらは当時の円安ドル高の経済事情に乗って、輸出増加の勢いであったが、昭和五年(一九三〇)には

表(9) 缶詰製造業者一覧

製造業者名	工場所在地	主ナル製造物	備考
森田 罐詰所	森田 巽	缶詰、牡蠣水煮罐詰	缶詰、赤貝味付、 果實罐詰アリ
水谷 罐詰所	水谷辰之助	缶詰、赤貝味付罐詰、 牡蠣水煮罐詰	
右近 罐詰所	右近 南吉	缶詰、牡蠣水煮罐詰	貝類味付罐詰アリ
安永食料研究所	安永 桂一	牡蠣水煮罐詰	水産製造物アリ
株式会社濱罐詰商會	倉崎 喜作	御殿煮、缶詰、赤貝味付 罐詰、牡蠣水煮罐詰	蔬菜、烏賊、螺、 鱒罐詰アリ
中島 罐詰所	中島竹次郎	缶詰、赤貝味付罐詰、 牡蠣水煮罐詰	缶詰、果實罐詰アリ
大塚 商店	大塚 清吉	缶詰、赤貝味付罐詰	缶詰、其ノ他水産製品 ヲ主トス

注 『水産要覧』昭和6年より

アメリカは関税法を改正し、カキ水煮缶詰には一箱三ドル二〇セントに対し八セント、アサリ水煮缶詰には従価三五パーセントの高税を課すことになった。
この打撃に対し生産者は乱売競争を防止するため、長崎、佐賀、熊本、福岡の四県業者を以って有明海輸
出貝類缶詰業水産組合を組織した。しかし輸出統制のためには東京湾の業者とも協調する必要があるので、こ
れらを含め日本輸出品缶詰組合の結成へと発展した。佐賀県から前記七名の業者中、大塚商店を除く六名
が組合員として参加している。

ところが原料貝類の生産不振と対米経済関係の悪化のために、数年ならずして缶詰輸出は絶滅してしまっ
た。『佐賀県統計書』においても水産製造物の中では「其他」あつかいであって、三十万円を超える生産を
あげながら独立した項目を確保することはできなかった。また食料品工業の缶詰生産の中でも貝類缶詰の項
はブランクを続ける状況になった。

こうして有明海水産製造は不況打開策として、一時は缶詰を中心として期待とされたがたちまち雲散霧消
して古くからのガニ漬、イカゴ漬のような醃漬品が細々と残っていくのである。

注

- ① 新川伝助『日本漁業における資本主義の発達』三四三ページ
- ② 佐賀県水産試験場『大正四年佐賀漁村調査』第四冊 二〇ページ
- ③ 同 右 三〇ページ
- ④ 『大詫間村史』
- ⑤ 園田十四三『有明海苔の歩み』三九ページ
- ⑥ 代居三郎『朝鮮船』(『ふるさと』第八号、昭和四十九年十一月 四〇ページ)
- ⑦ 『大詫間村史』
- ⑧ 志村賢男『日本漁業の資本蓄積』九三ページ
- ⑨ 『大詫間村史』
- ⑩ 新川・前掲書
- ⑪ 代居・前掲誌 四〇ページ
- ⑫ 『佐賀市史』下巻 七三七ページ
- ⑬ 平沢豊『漁業生産の展開構造』二〇八ページ
- ⑭ 園田・前掲書 四二ページ
- ⑮ 佐賀商業会議所『佐賀市商工人名録』(明治三十九年) 六〇ページ
- ⑯ 酒井福松・村川嘉一『佐賀県の事業と人物』一四八ページ
- ⑰ 佐賀県内務部『佐賀県水産要覧』(昭和六年) 七六ページ
- ⑱ 佐賀商業学校商業調査部『調査部報』(第十一輯) 一一五ページ
- ⑲ 前掲『水産要覧』四八ページ
- ⑳ 新川・前掲書